



平成30年度  
富士山麓外来植物等調査業務委託

報 告 書

(抜粋)

平成31年3月

株式会社 環境アセスメントセンター

### 3.3 外来植物

#### 3.3.1 調査対象とした外来植物と選定基準

外来種とは、導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種である。平成 26 年度から実施されている、富士山麓の外来植物等調査では、調査年度ごとに調査対象とした外来植物が異なる。このため、既往調査及び今年度調査の外来植物の選定基準を下記に整理した。

表 3.3.1 既往調査及び今年度調査の外来植物選定基準

文献及び法律等		調査年度			
		H26	H27	H29	H30
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)(最終改正:平成 26 年 6 月 13 日 法律第 69 号)	特定外来生物	●	●	●	●
外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力が求められるもの。 (平成 27 年 3 月に廃止)	要注意外来生物 (平成 27 年 3 月に廃止)	●			
要注意外来生物であったが、生態系被害防止外来種リストでは除外された種。なお、要注意外来生物は生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された。	旧要注意外来生物		●		
	メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオンの 5 種		●	●	
我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(環境省報道発表資料「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」の公表について(お知らせ),平成 27 年 3 月 26 日)	生態系被害防止外来種		●	●	●

### 3.3.2 調査結果

#### (1) 確認種

既往調査及び今年度調査で確認した外来植物は、9科32種であった。キク科の種が11種で最も多く、次いでイネ科の種が10種で、これら2種で全確認種の65%を占めた。

表 3.3.2 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧

No.	科名	種名	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止外来種リスト	調査年度				
						H26	H27	H29	H30	
1	タデ	ヒメスイバ			その他		●	●	●	
2		エゾノギシギシ		類型2	その他	●	●	●		
3	アブラナ	ハルザキヤマガラシ		類型2	その他	●	●	●	●	
4	マメ	イタチハギ		類型4	重点	●	●	●		
5		アレチヌスビトハギ			その他			●		
6		ハリエンジュ		類型4	産業			●		
7	アカバナ	メマツヨイグサ		類型2		●	●	●		
8		コマツヨイグサ		類型2	重点			●		
9	キョウチクトウ	ツルニチニチソウ			重点			●		
10	アカネ	オオフトバムグラ		類型2	その他			●		
11	オオバコ	ヘラオオバコ		類型2		●	●	●		
12	キク	オオブタクサ		類型1	重点	●		●		
13		アメリカセンダングサ		類型2	その他		●	●		
14		フランスギク			その他		●	●		
15		オオアレチノギク		類型2		●		●		
16		オオキンケイギク	特定		緊急			●	●	
17		ヒメムカシヨモギ		類型2		●		●		
18		ハルジオン		類型2		●	●	●		
19		セイタカアワダチソウ		類型1	重点	●		●		
20		ヒメジョオン		類型2	その他	●	●	●	●	
21		セイヨウタンポポ		類型2	重点	●	●	●	●	
22		ペラペラヨメナ			その他			●		
23		イネ	コスカグサ			産業			●	
24			メリケンカルカヤ		類型2	その他	●		●	
25	ハルガヤ				その他		●	●	●	
26	カモガヤ			類型4	産業	●	●	●	●	
27	オニウシノケグサ			類型4	産業	●		●		
28	ナギナタガヤ				産業			●	●	
29	オオクサキビ				その他			●		
30	シマスズメノヒエ				その他			●		
31	オオアワガエリ			類型4	産業	●	●	●	●	
32	マダケ				産業			●		
計	9科	32種	1種	19種	27種	16種	14種	32種	9種	

注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)

特定：特定外来生物

注2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成27年3月26日に廃止された)

類型1：被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型4：別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)

注3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成27年3月26日公表)

緊急：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種

重点：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

表 3.3.3 既往調査及び今年度調査で確認した外来植物




			
ヒメスイバ (平成 30 年 7 月 18 日撮影)	エゾノギンギン (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	ハルザキヤマガラシ (平成 30 年 6 月 13 日撮影)	イタチハギ (平成 29 年 5 月 23 日撮影)
			
アレチヌスビトハギ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	ハリエンジュ (平成 29 年 5 月 23 日撮影)	メマツヨイグサ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	コマツヨイグサ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)
			
ツルニチニチソウ (平成 29 年 7 月 6 日撮影)	オオフタバムグラ (平成 29 年 9 月 19 日撮影)	ヘラオオバコ (平成 29 年 5 月 23 日撮影)	オオブクサ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)
			
アメリカセンダングサ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	フランスギク (平成 29 年 5 月 12 日撮影)	オオアレチノギク (平成 26 年 9 月 19 日撮影)	オオキンケイギク (平成 30 年 7 月 18 日撮影)
			
ヒメムカシヨモギ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	ハルジオン (平成 29 年 5 月 12 日撮影)	セイトカアワダチソウ (平成 26 年 7 月 18 日撮影)	ヒメジョオン (平成 29 年 7 月 7 日撮影)
			
セイヨウタンポポ (平成 30 年 6 月 13 日撮影)	バラバラヨメナ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	コムカグサ (平成 29 年 7 月 6 日撮影)	メリケンカルカヤ (平成 29 年 9 月 19 日撮影)

表 3.3.4 既往調査及び今年度調査で確認した外来植物

			
ハルガヤ (平成 30 年 6 月 13 日撮影)	カモガヤ (平成 30 年 6 月 13 日撮影)	オニウシノケグサ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	ナギナタガヤ (平成 30 年 7 月 18 日撮影)
			
オオクサキビ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	シマスズメノヒエ (平成 29 年 9 月 20 日撮影)	オオアワガエリ (平成 29 年 7 月 7 日撮影)	マダケ (平成 29 年 7 月 6 日撮影)

## (2) 確認状況

これまでに確認した外来植物の確認場所及び確認数量（区画数、地点数、個体数）を表 3.3.5～表 3.3.7、図 3.3.1～図 3.3.32 に示す。ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリは確認した路線が多く、区画数、地点数、個体数も多かった。

路線別では、路線 5 の富士山スカイライン 3、路線 11 の県道 23 号線、路線 13 のふじあざみラインで確認した外来植物の種数が多かった。路線 1 の富士宮口登山道、路線 7 の御殿場口登山道では外来植物の確認はなかった。路線 12 の須走口登山道では売店付近の空き地でエゾノギシギシの生育が確認されたが、個体数は少なかった。

表 3.3.5 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧 (1/3)

種名	路線別の確認数量 [区画数] <地点数> (個体数)																	垂直分布	
	路線 1	路線 2		路線 3		路線 4	路線 5	路線 6	路線 7	路線 8		路線 9		路線 10		路線 11	路線 12		路線 13
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H29	H26		H26
ヒメスイバ	-	-	-	-	-	[4] (5) <42>	[1] (1) <10>	-	-	-	-	-	[1] (1) <15>	-	-	[1] (1) <5>	-	-	丘陵帯～ 低山帯
エゾノギシギシ	-	-	-	-	-	[1] (1) <30>	[3] (6) <26>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <30>	[1] (1) <1>	丘陵帯～ 亜高山帯
ハルザキヤマガラシ	-	-	-	[2] (2) <2>	[1] (3) <41>	[13] (30) <138>	[8] (13) <104>	[3] (18) <605>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯～ 亜高山帯
イタチハギ	-	-	-	-	-	[5] (11) <54>	[3] (4) <27>	-	-	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <3>	-	[4] (4) <24>	低山帯
アレチヌスビトハギ	-	-	-	-	-	-	[4] (4) <6>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯～ 低山帯
ハリエンジュ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[1] (6) <8>	-	-	低山帯
メマツヨイグサ	-	-	-	-	-	[7] (9) <90>	[13] (19) <47>	[1] (1) <1>	-	-	-	-	-	[1] (1) <2>	-	[10] (22) <55>	-	[29] (29) <456>	丘陵帯～ 低山帯
コマツヨイグサ	-	-	-	-	-	-	[2] (2) <110>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯
ツルニチニチソウ	-	-	-	-	-	-	[3] (3) <605>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯
オオフタバムグラ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[4] (27) <368>	-	-	低山帯
ヘラオオバコ	-	-	-	-	-	[1] (1) <10>	[13] (29) <243>	-	-	-	-	-	-	-	-	[15] (86) <5,885>	-	[4] (4) <53>	低山帯

【路線】

- 1: 富士宮口登山道、2: 富士宮口五合目駐車場内・周辺、3: 富士山スカイライン 1、4: 富士山スカイライン 2、5: 富士山スカイライン 3、6: 須山口登山歩道、7: 御殿場口登山道、8: 御殿場口五合目駐車場、9: 御殿場口五合目駐車場周辺、10: 御殿場太郎坊線、11: 県道 23 号線、12: 須走口登山道、13: ふじあざみライン

表 3.3.6 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧 (2/3)

種名	路線別の確認数量 [区画数] <地点数> (個体数)																	垂直分布	
	路線 1	路線 2		路線 3		路線 4	路線 5	路線 6	路線 7	路線 8		路線 9		路線 10		路線 11	路線 12		路線 13
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H29	H26		H26
オオブタクサ	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <1>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <10>	低山帯
アメリカセンダングサ	-	-	-	-	-	[1] (1) <2>	[11] (24) <61>	-	-	-	-	-	-	-	-	[2] (3) <6>	-	-	丘陵帯～ 低山帯
フランスギク	-	-	-	-	-	-	[10] (23) <559>	[1] (1) <1>	-	-	-	-	-	-	-	[3] (5) <22>	-	-	丘陵帯～ 低山帯
オオアレチノギク	-	-	-	-	-	-	[73] (185) <399>	-	-	-	-	-	-	-	-	[9] (42) <99>	-	[1] (1) <1>	丘陵帯～ 低山帯
オオキンケイギク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <1>	[2] (2) <2>	-	-	低山帯
ヒメムカシヨモギ	-	-	-	-	-	-	[35] (79) <123>	-	-	-	-	-	-	-	-	[10] (20) <61>	-	[23] (23) <68>	丘陵帯～ 低山帯
ハルジオン	-	-	-	[9] (9) <17>	-	[176] (466) <3,300>	[122] (789) <15,987>	[5] (8) <46>	-	[1] (1) <1>	-	-	-	[2] (2) <21>	-	[68] (284) <1,885>	-	[70] (70) <783>	丘陵帯～ 亜高山帯
セイトカアワダチソウ	-	-	-	-	-	-	[29] (42) <208>	-	-	-	-	-	-	-	-	[21] (54) <488>	-	[1] (1) <1>	丘陵帯～ 低山帯
ヒメジョオン	-	-	-	[27] (27) <219>	[7] (7) <11>	[218] (641) <3,445>	[102] (303) <4,007>	[4] (11) <28>	-	-	[1] (1) <1>	[1] (1) <1>	[1] (7) <14>	[7] (7) <133>	[8] (15) <44>	[75] (226) <778>	-	[101] (100) <605>	丘陵帯～ 亜高山帯
セイヨウタンポポ	-	[14] (14) <268>	[16] (68) <384>	[307] (287) <4,242>	[127] (582) <1,565>	[332] (2,371) <10,849>	[138] (1,849) <7,770>	[4] (12) <29>	-	-	[2] (2) <3>	[2] (2) <2>	[3] (5) <5>	[27] (27) <120>	[18] (39) <72>	[78] (422) <873>	-	[163] (157) <728>	丘陵帯～ 亜高山帯
ペラペラヨメナ	-	-	-	-	-	-	[4] (15) <373>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	低山帯

【路線】

- 1: 富士宮口登山道、2: 富士宮口五合目駐車場内・周辺、3: 富士山スカイライン 1、4: 富士山スカイライン 2、5: 富士山スカイライン 3、6: 須山口登山歩道、7: 御殿場口登山道、8: 御殿場口五合目駐車場、9: 御殿場口五合目駐車場周辺、10: 御殿場太郎坊線、11: 県道 23 号線、12: 須走口登山道、13: ふじあざみライン

表 3.3.7 既往調査及び今年度の外来植物確認種一覧 (3/3)

種名	路線別の確認数量 [区画数] <地点数> (個体数)																		垂直分布
	路線 1	路線 2		路線 3		路線 4	路線 5	路線 6	路線 7	路線 8		路線 9		路線 10		路線 11	路線 12	路線 13	
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H29	H26	H26	
コヌカグサ	-	-	-	-	-	-	[5] (12) <410>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	低山帯
メリケンカルカヤ	-	-	-	-	-	-	[7] (14) <309>	-	-	-	-	-	-	-	-	[7] (29) <475>	-	[6] (6) <52>	丘陵帯～ 低山帯
ハルガヤ	-	-	-	-	-	[6] (6) <35>	[12] (34) <2,652>	-	-	-	[2] (6) <312>	-	-	-	-	[62] (457) <48,215>	-	-	丘陵帯～ 低山帯
カモガヤ	-	[1] (1) <1>	[1] (1) <3>	[20] (20) <207>	[8] (14) <108>	[39] (86) <341>	[21] (70) <514>	-	-	[4] (4) <12>	[1] (4) <7>	-	-	-	-	[52] (442) <4,670>	-	[12] (11) <321>	丘陵帯～ 亜高山帯
オニウシノケグサ	-	-	-	[1] (1) <1>	-	-	[2] (2) <6>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[2] (2) <21>	低山帯～ 亜高山帯
ナギナタガヤ	-	-	-	-	-	-	[2] (2) <19>	-	-	-	[3] (9) <740>	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯～ 低山帯
オオクサキビ	-	-	-	-	-	-	[1] (2) <3>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯
シマスズメノヒエ	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <3>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯
オオアワガエリ	-	[2] (2) <2>	-	[92] (92) <659>	[29] (42) <413>	[79] (195) <1,263>	-	-	-	-	-	[1] (1) <2>	-	-	-	[8] (10) <49>	-	[1] (1) <1>	低山帯～ 亜高山帯
マダケ	-	-	-	-	-	-	[6] (12) <1167>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯
計	-	[17] (17) <271>	[17] (69) <387>	[458] (438) <5,347>	[172] (648) <2,138>	[882] (3,823) <19,599>	[632] (3,540) <35,749>	[18] (51) <710>	-	[5] (5) <13>	[9] (22) <1,063>	[4] (4) <5>	[5] (13) <34>	[37] (37) <276>	[27] (55) <117>	[429] (2,139) <63,947>	[1] (1) <30>	[419] (411) <3,125>	

【路線】

1：富士宮口登山道、2：富士宮口五合目駐車場内・周辺、3：富士山スカイライン 1、4：富士山スカイライン 2、5：富士山スカイライン 3、6：須山口登山歩道、7：御殿場口登山道、8：御殿場口五合目駐車場、9：御殿場口五合目駐車場周辺、10：御殿場太郎坊線、11：県道 23 号線、12：須走口登山道、13：ふじあざみライン



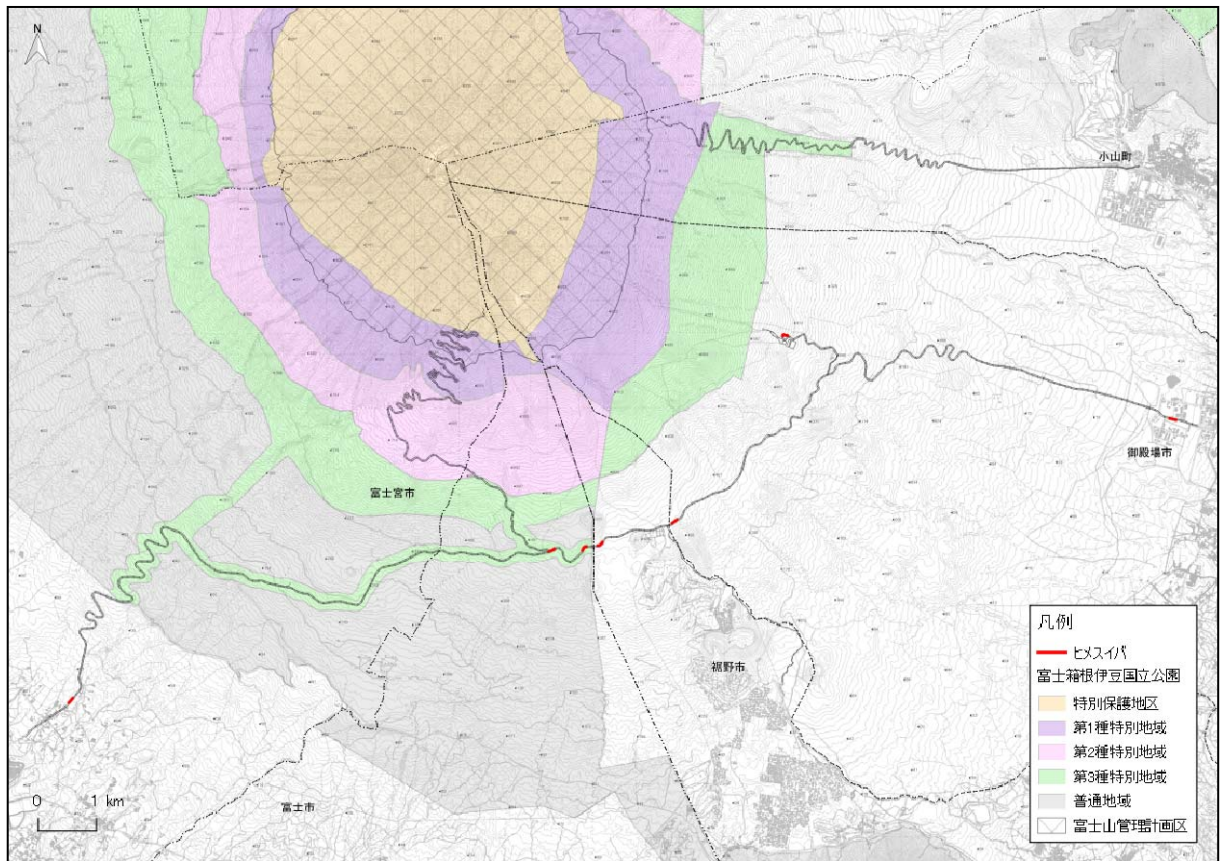


図 3.3.1 ヒメスイバ確認位置図（平成 27～平成 30 年度調査）

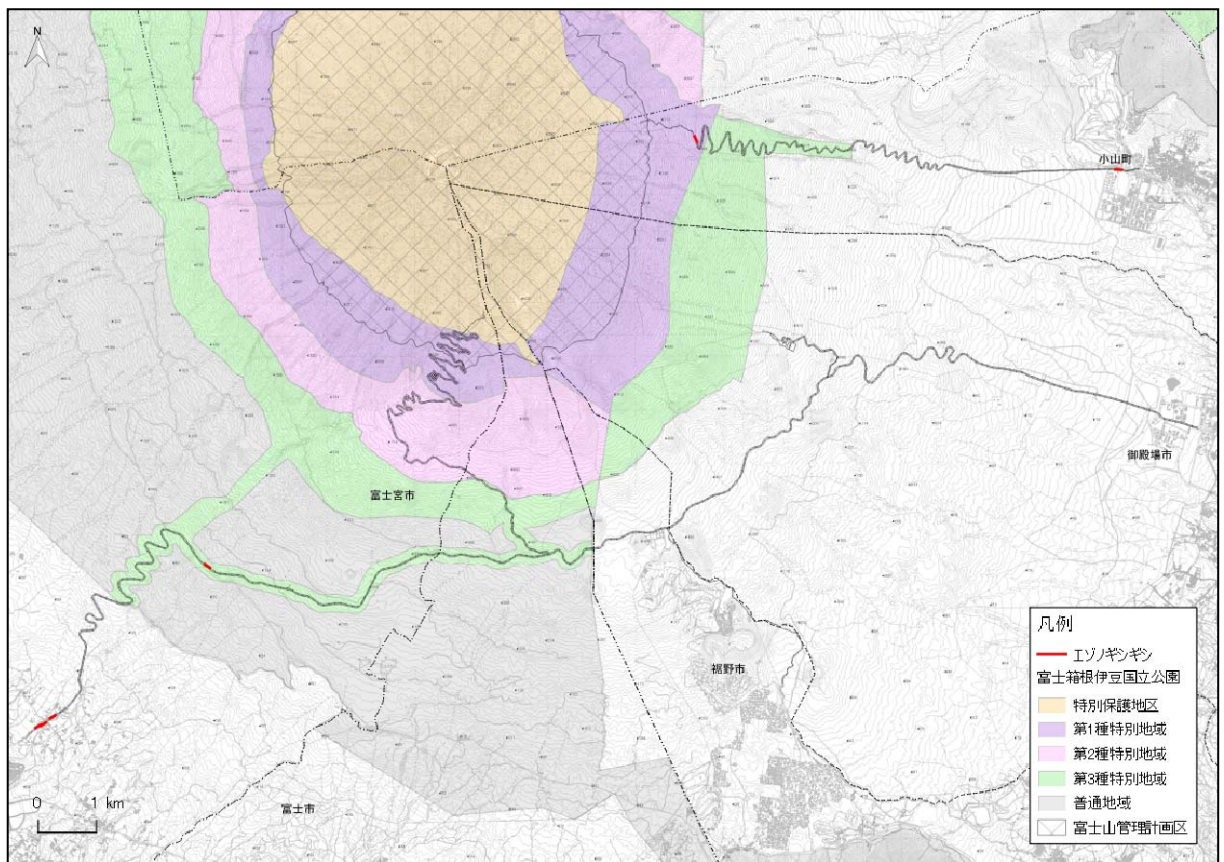


図 3.3.2 エゾノギンギン確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

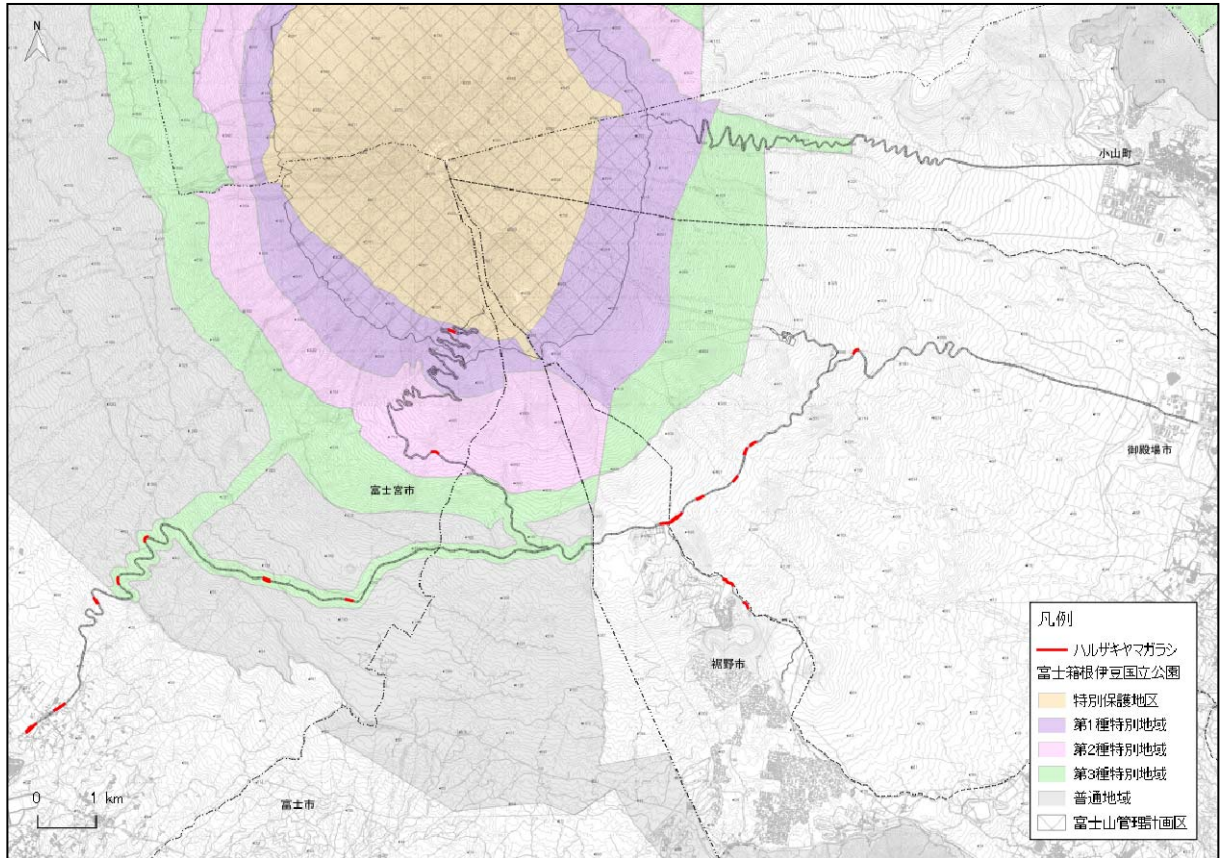


図 3.3.3 ハルザキヤマガラシ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

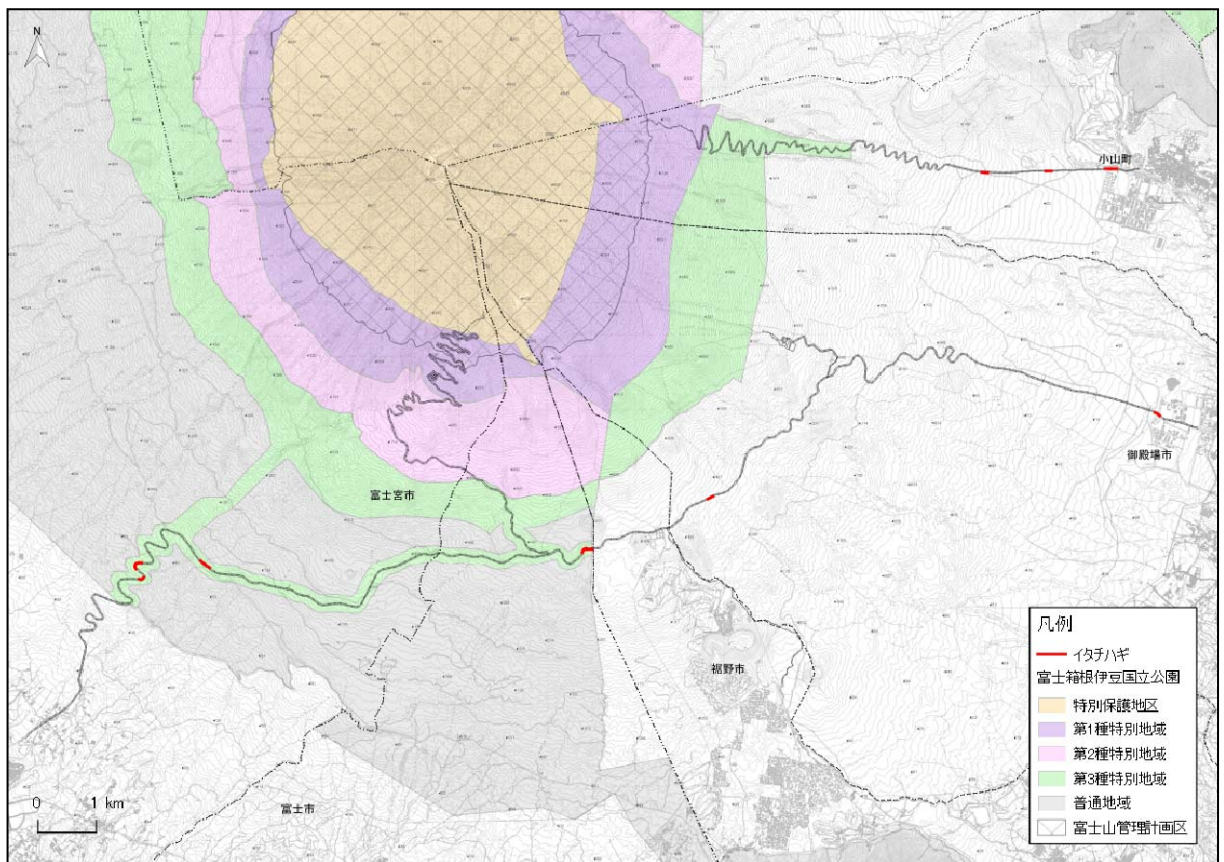


図 3.3.4 イタチハギ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

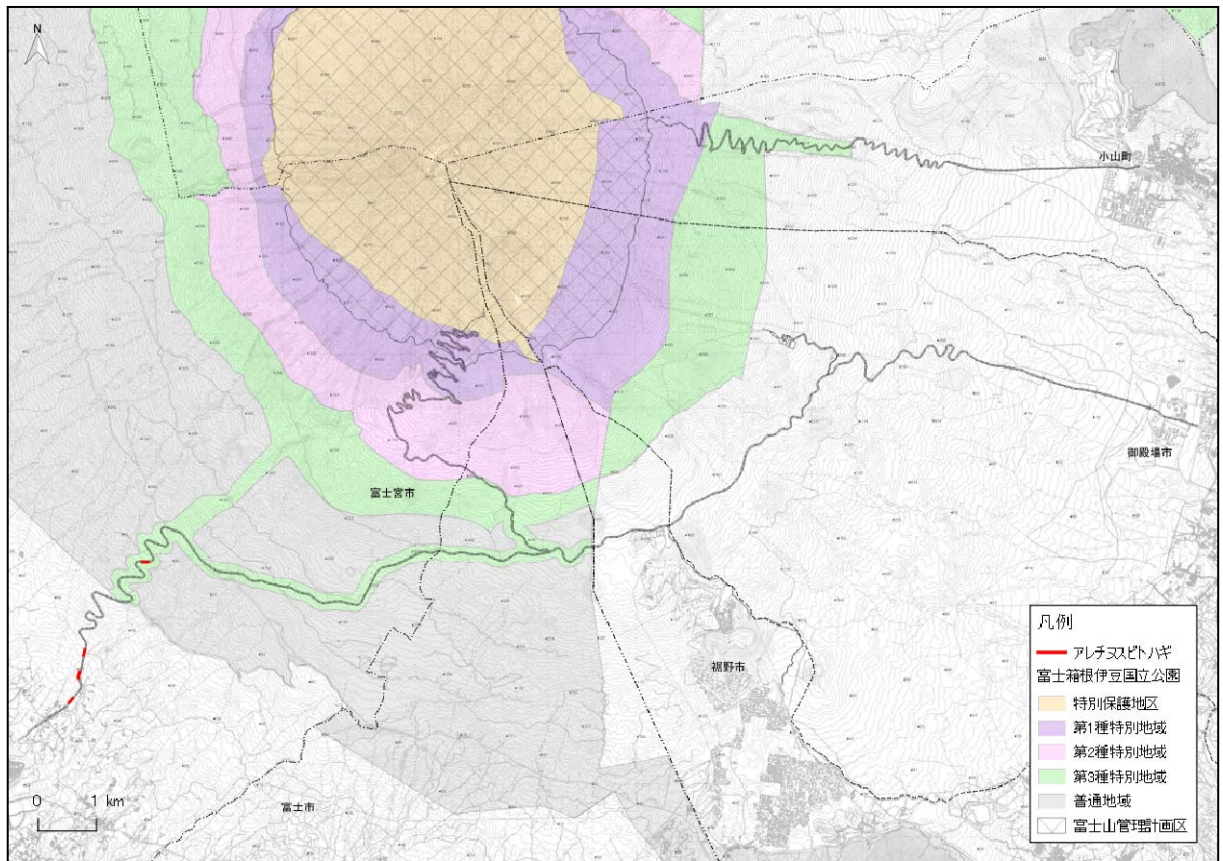


図 3.3.5 アレチヌスピトハギ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

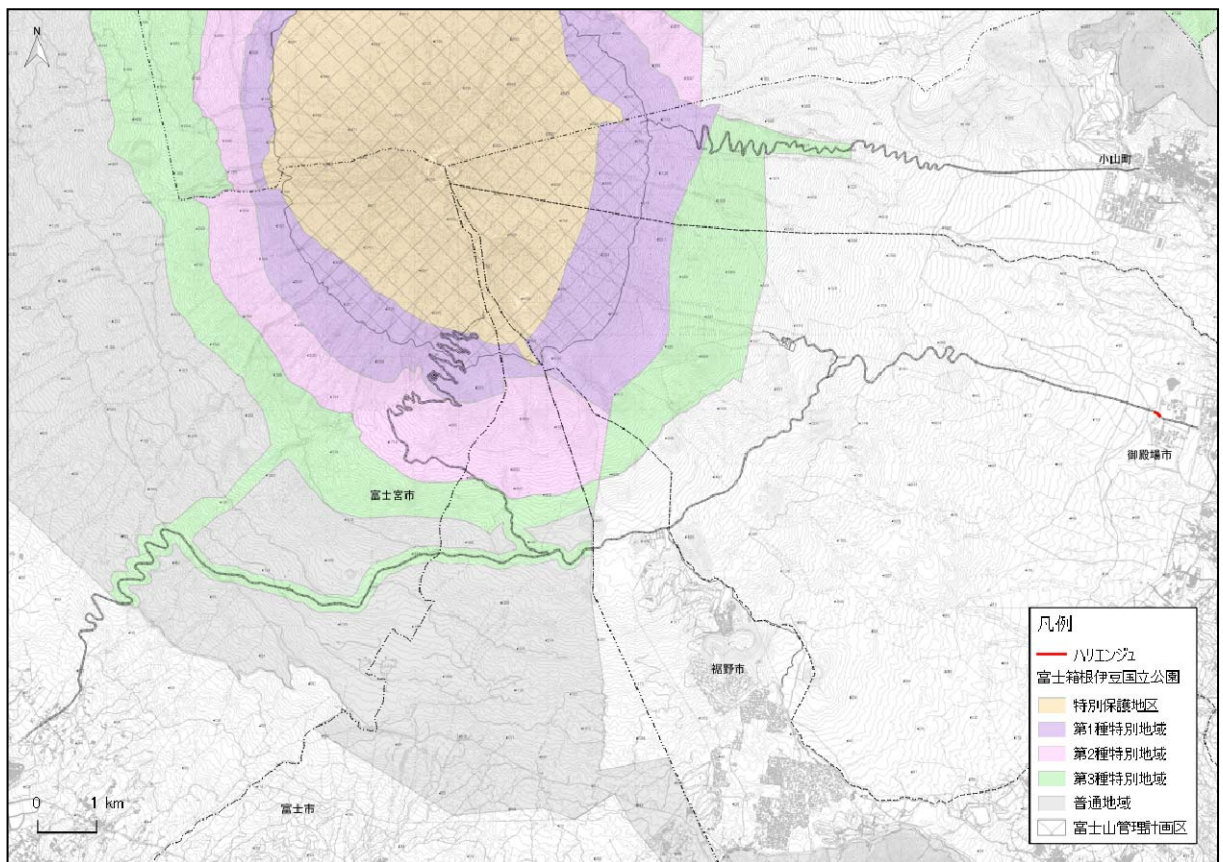


図 3.3.6 ハリエンジュ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

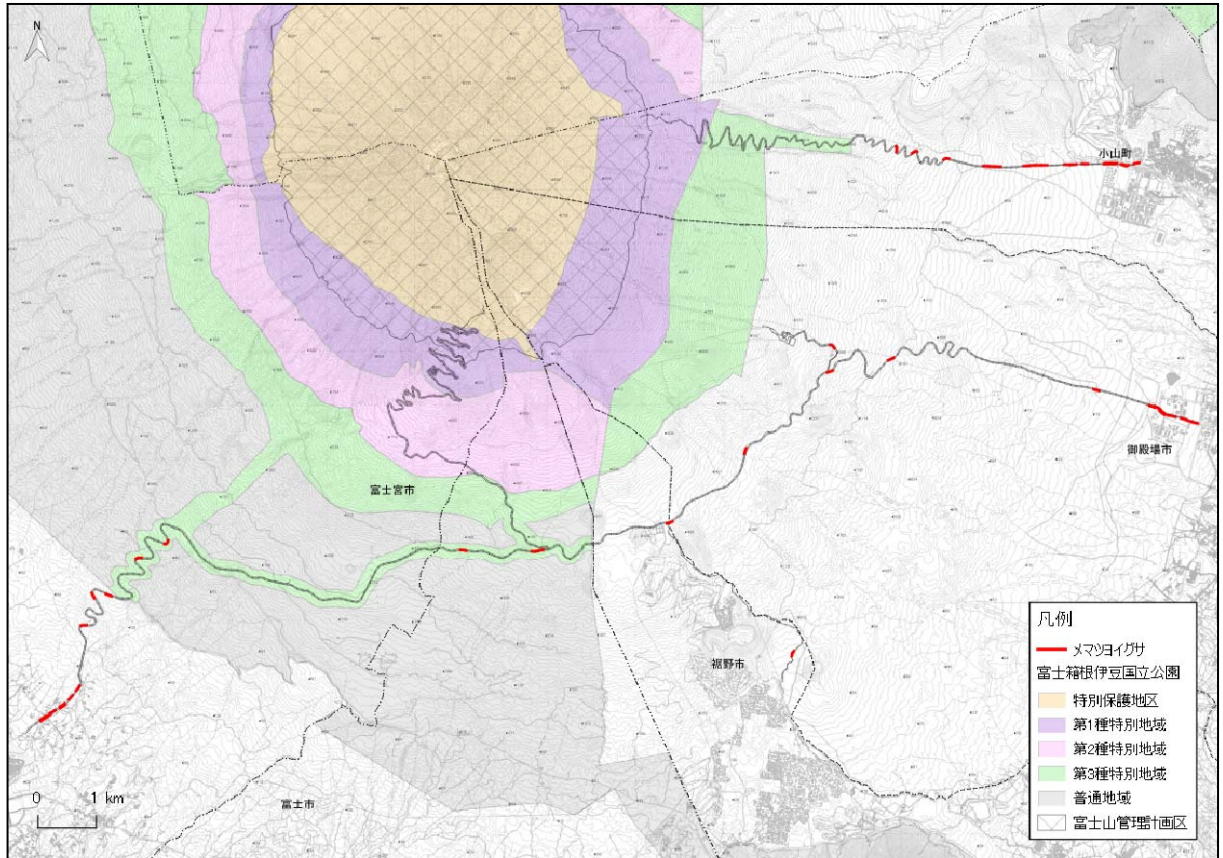


図 3.3.7 メマツヨイグサ確認位置図（平成 26～29 年度調査）

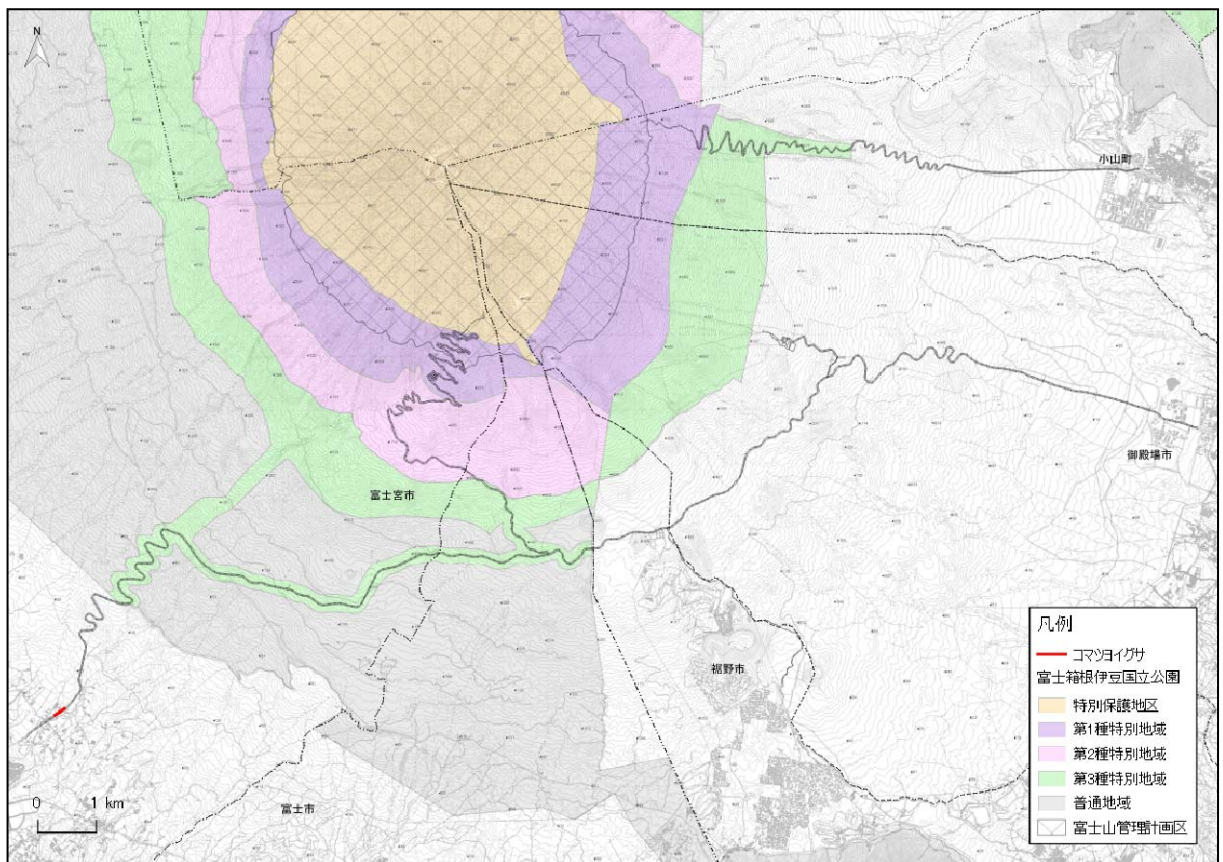


図 3.3.8 コマツヨイグサ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

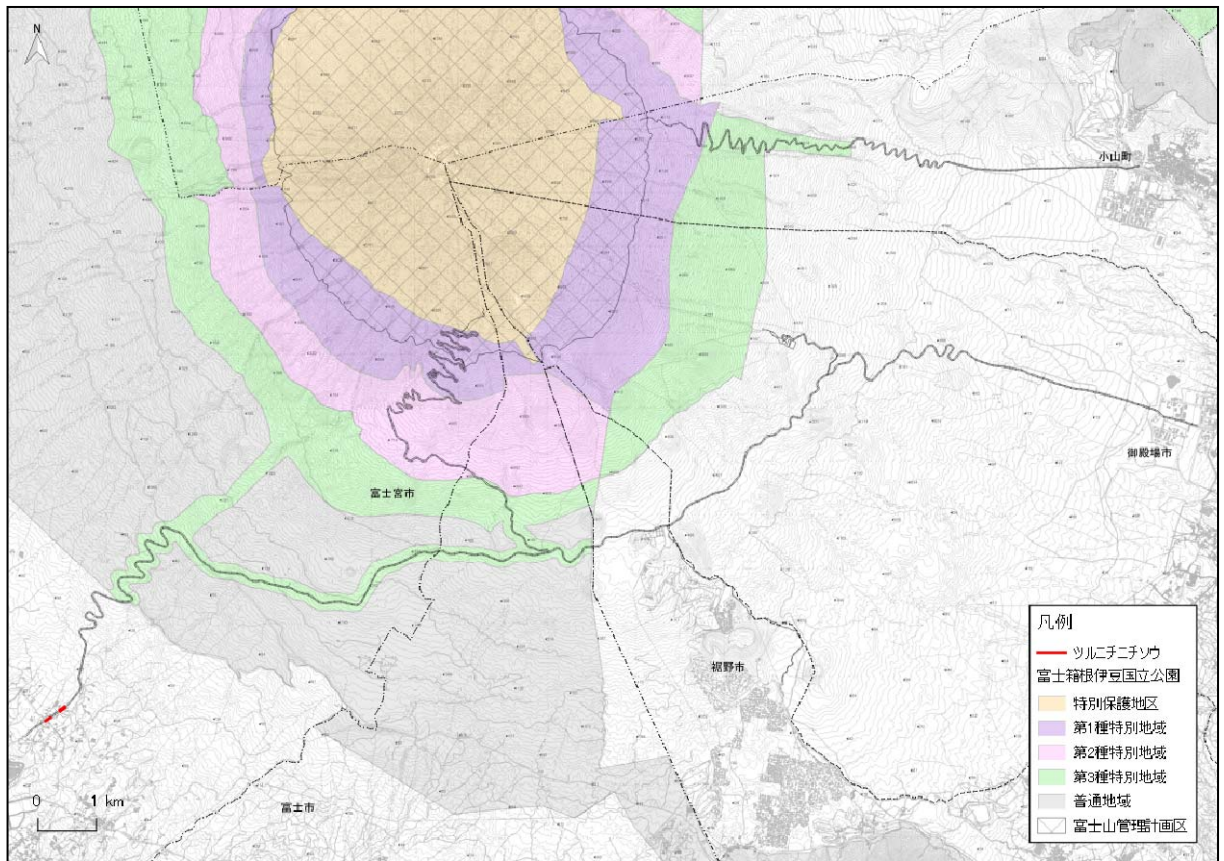


図 3.3.9 ツルニチニソウ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

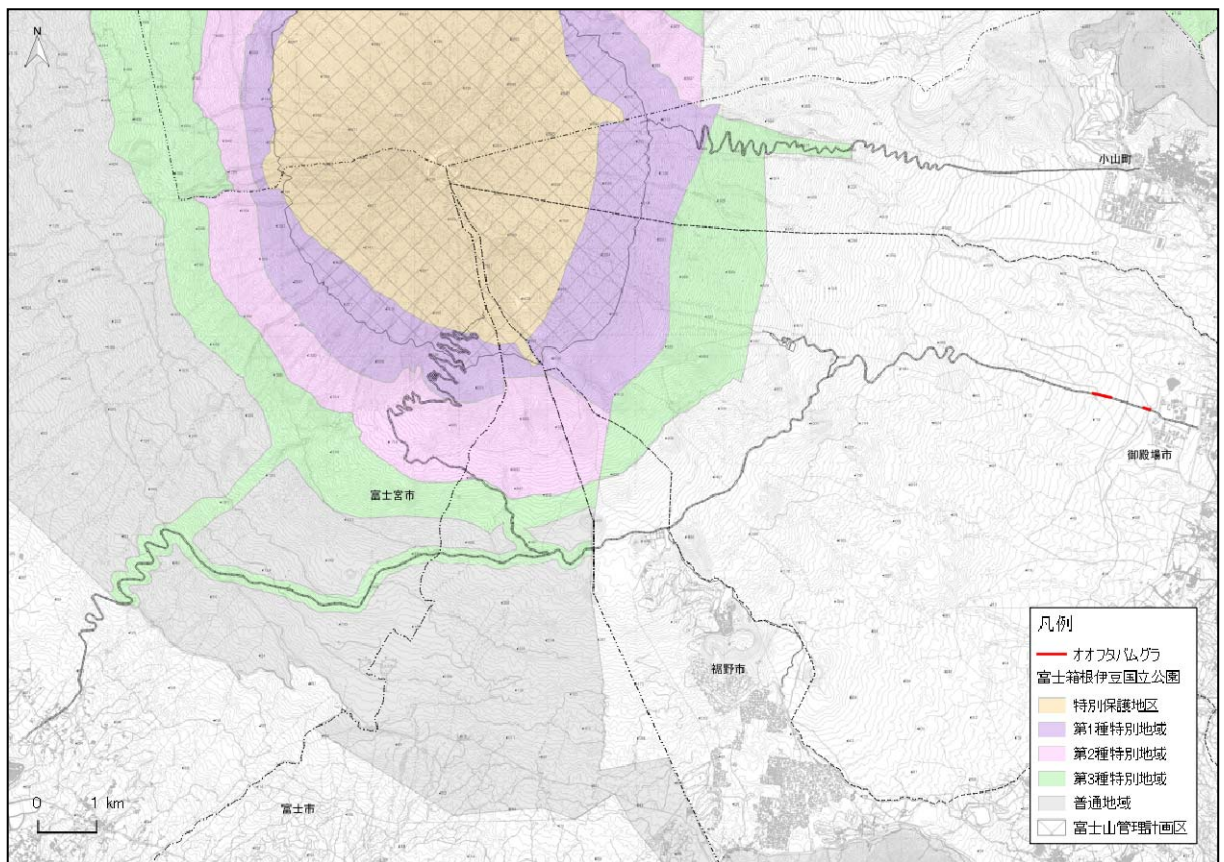


図 3.3.10 オオタバムグラ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

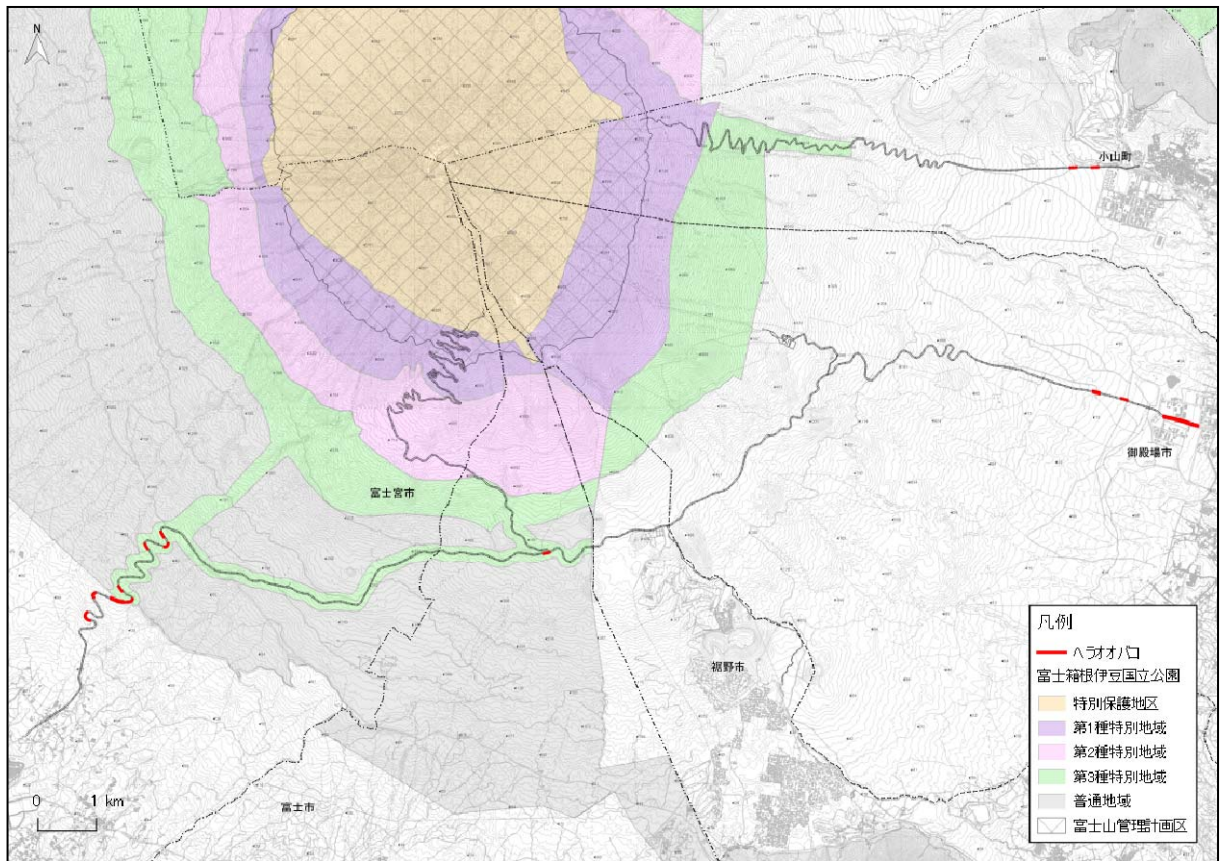


図 3.3.11 ヘラオオバコ確認位置図（平成 26 年度～平成 29 年度調査）

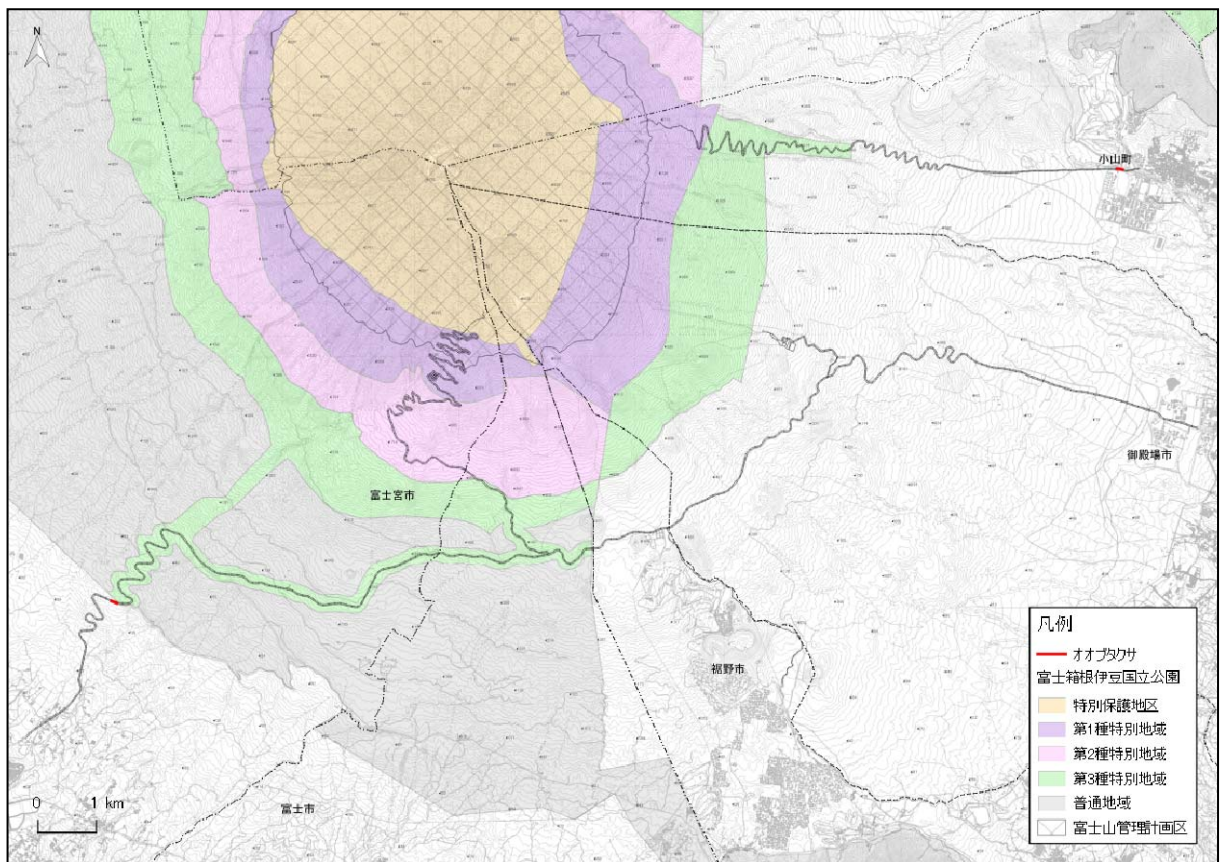


図 3.3.12 オオバクサ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

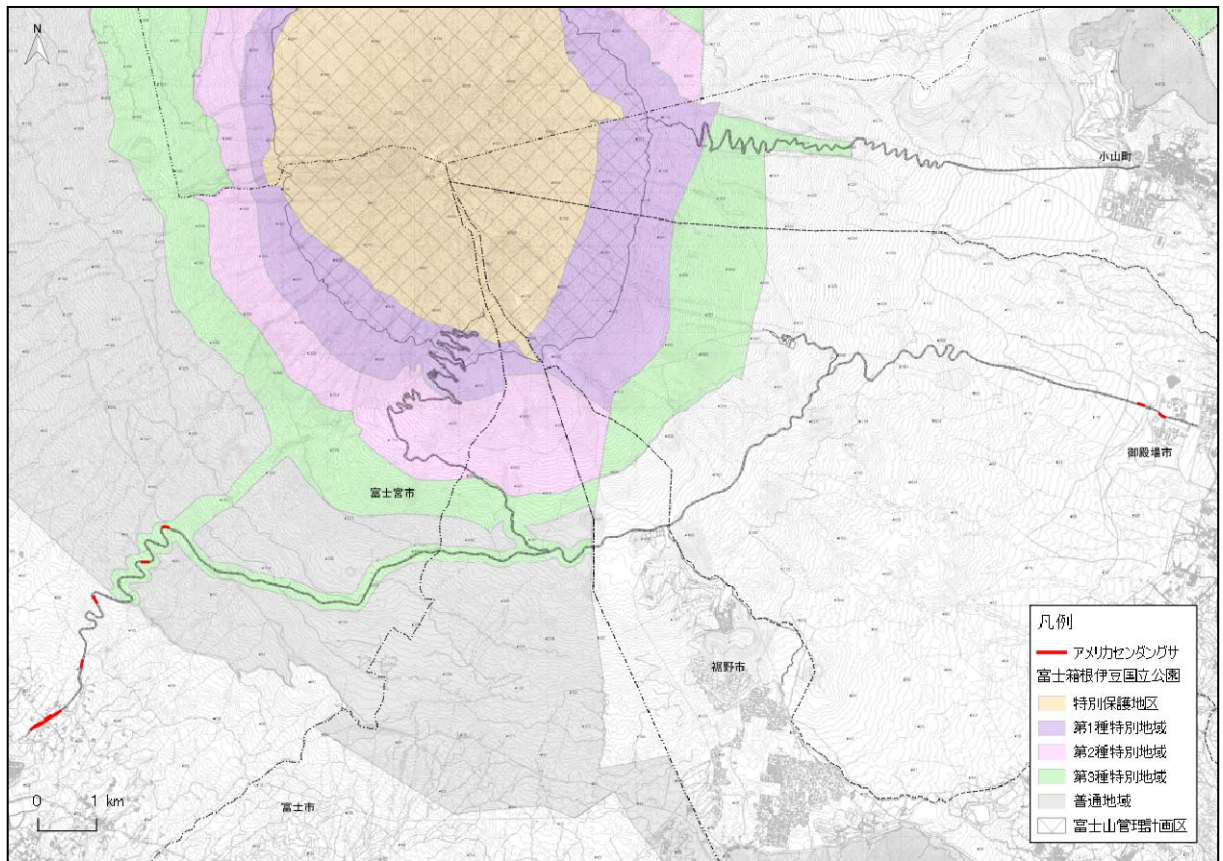


図 3.3.13 アメリカセンダングサ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

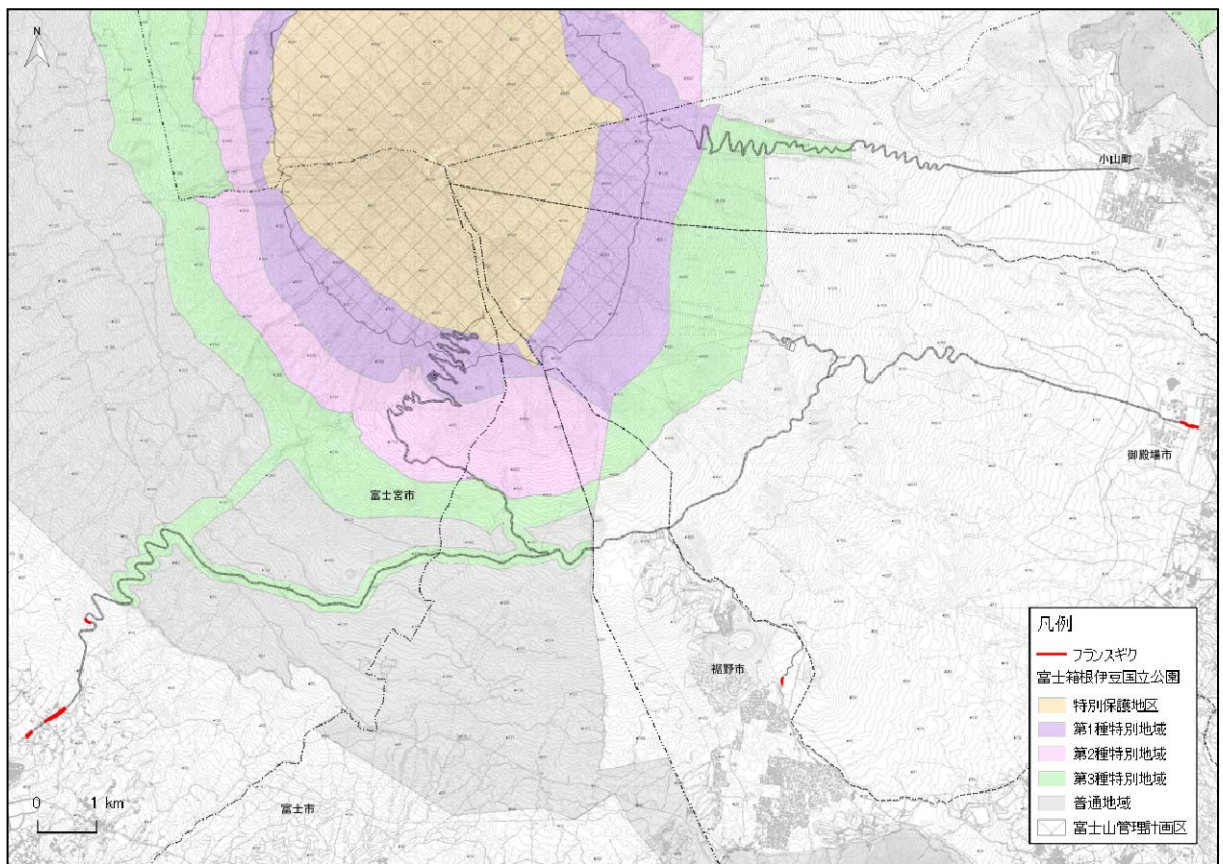


図 3.3.14 フランスギク確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

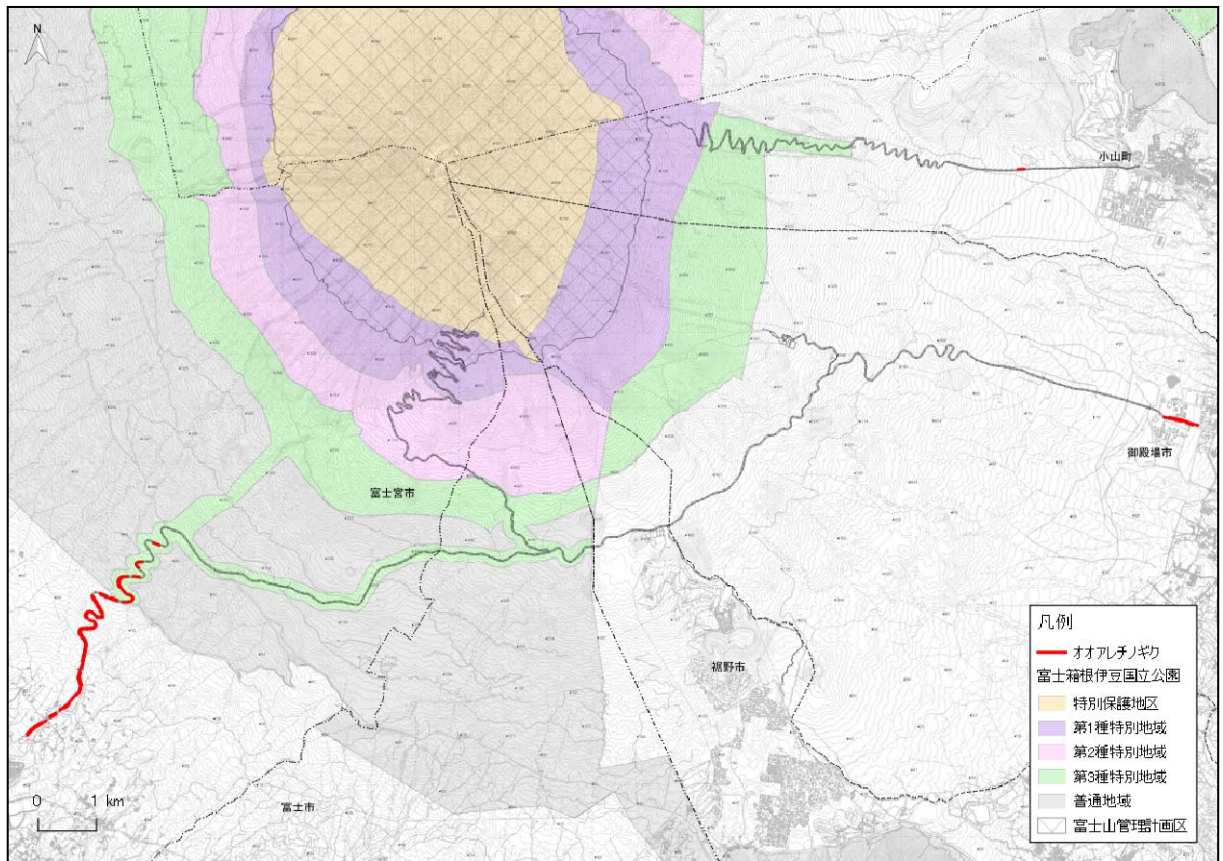


図 3.3.15 オオアレチノギク確認位置図（平成 26 年度～平成 27 年度調査）

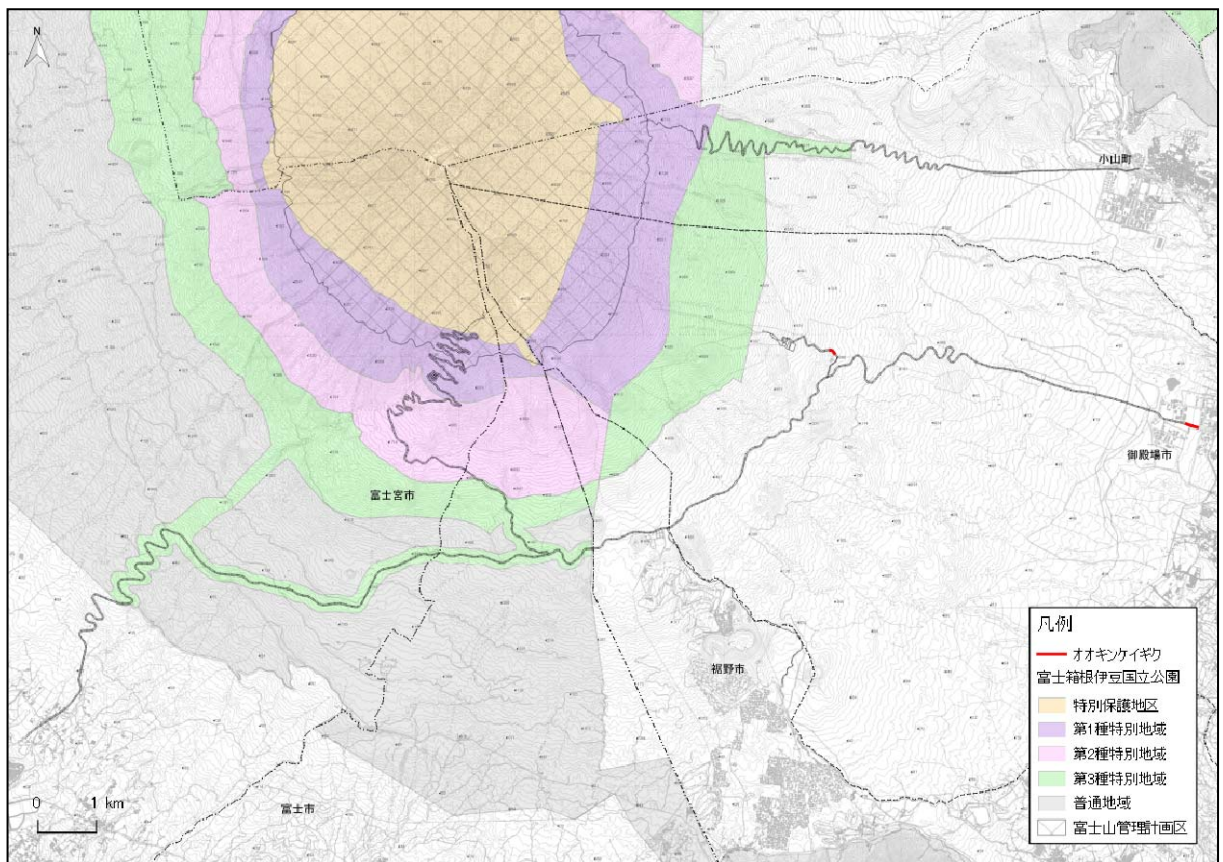


図 3.3.16 オオキンケイギク確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）



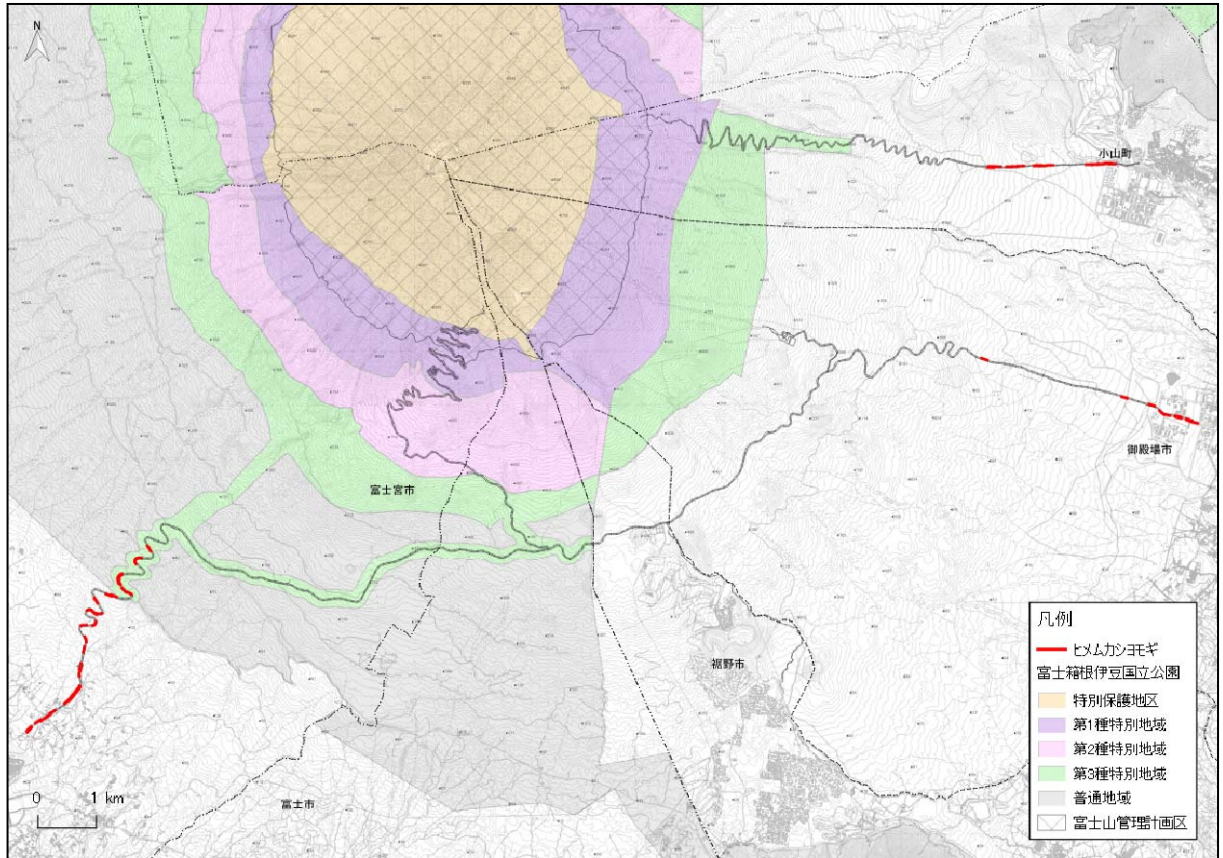


図 3.3.17 ヒメカシモギ確認位置図（平成 26 年度～平成 27 年度調査）

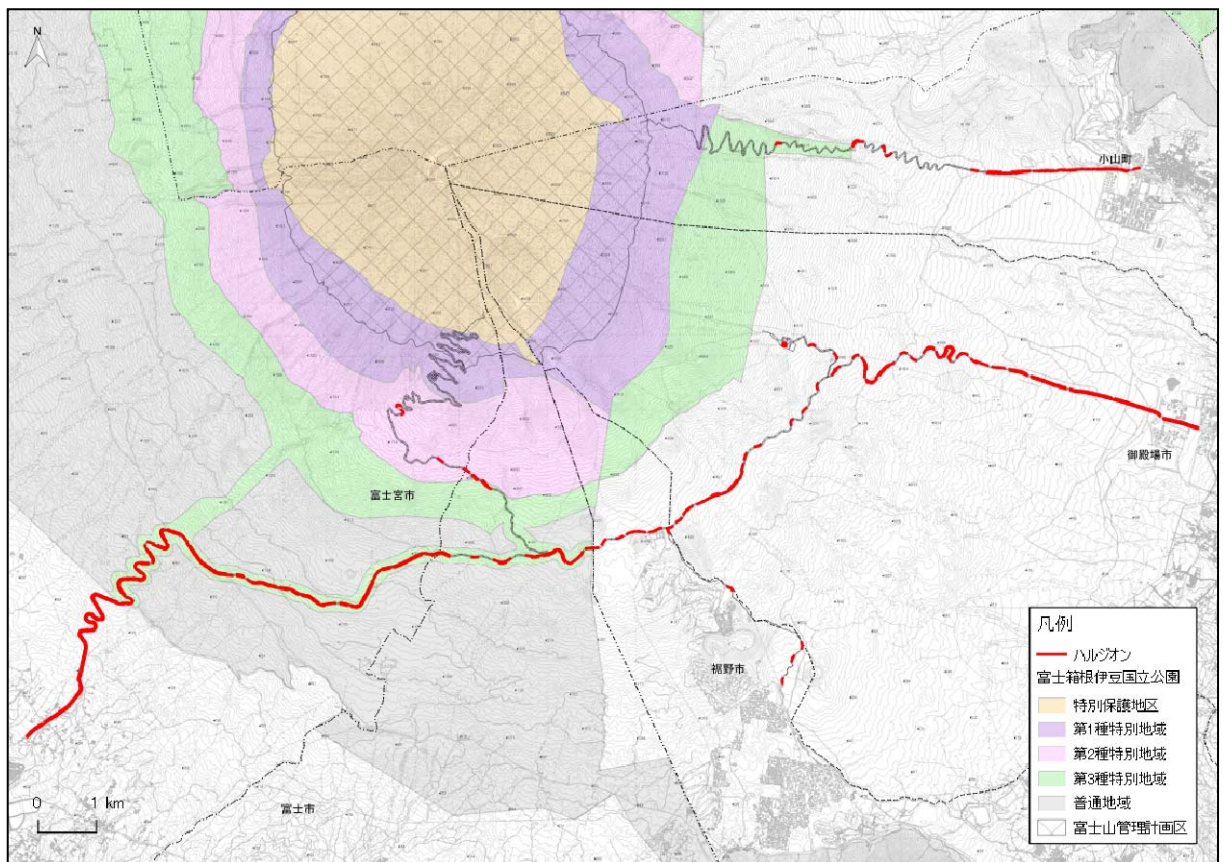


図 3.3.18 ハルジオン確認位置図（平成 26 年度～平成 27 年度調査）

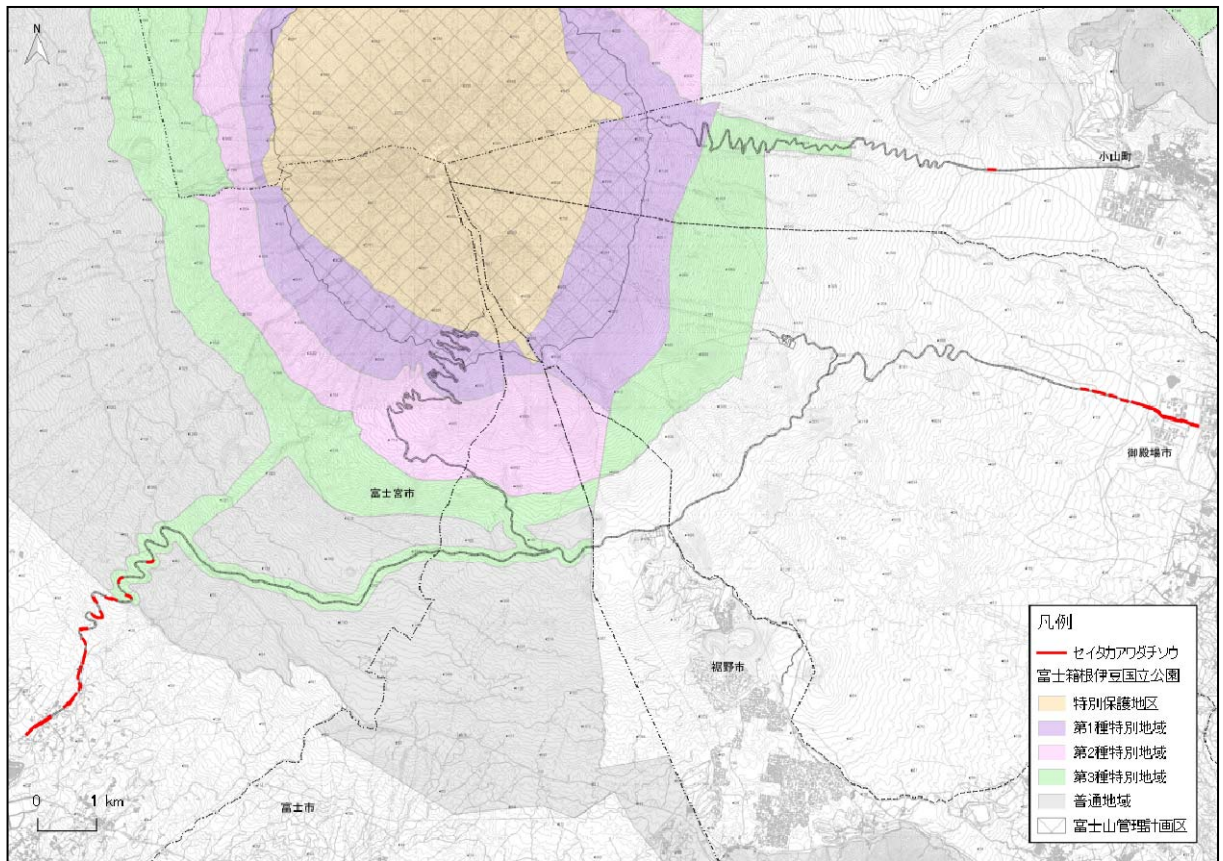


図 3.3.19 セイタカアワダチソウ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

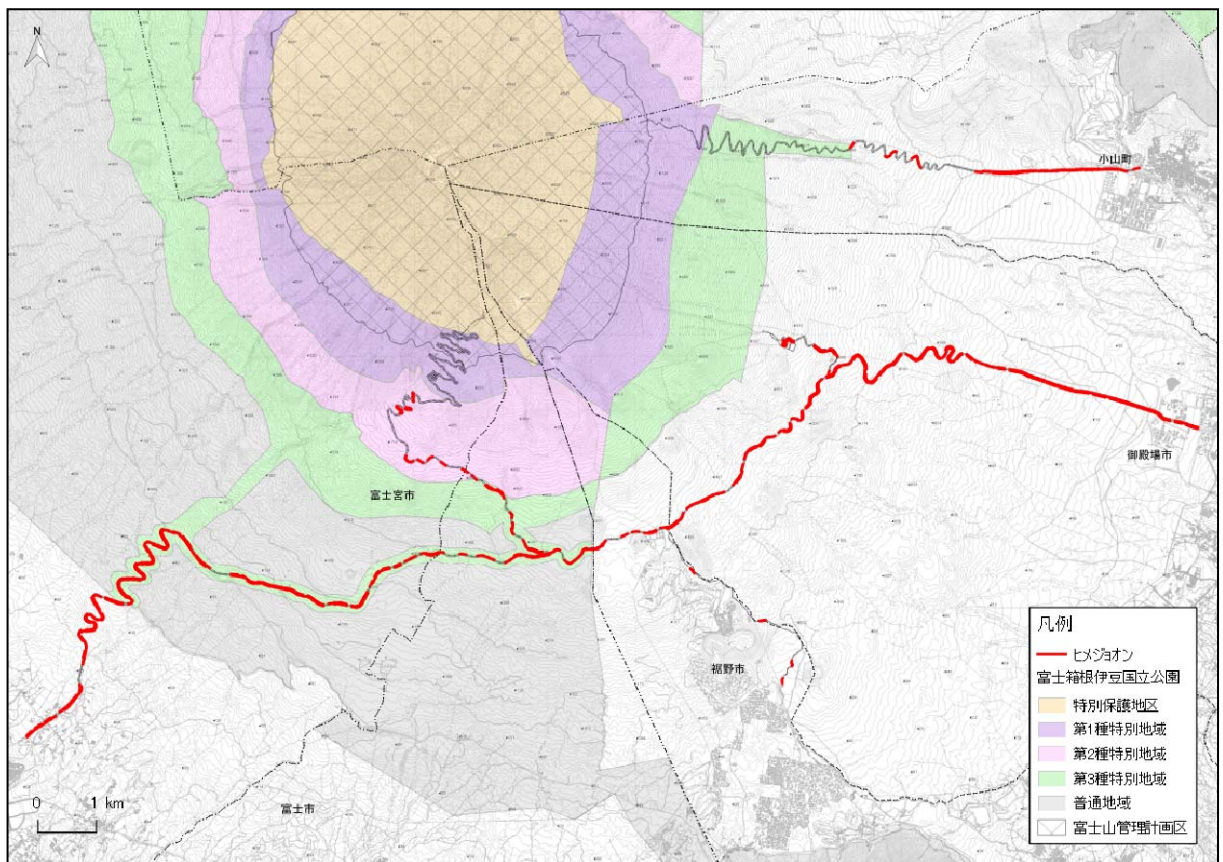


図 3.3.20 ヒメジョオン確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

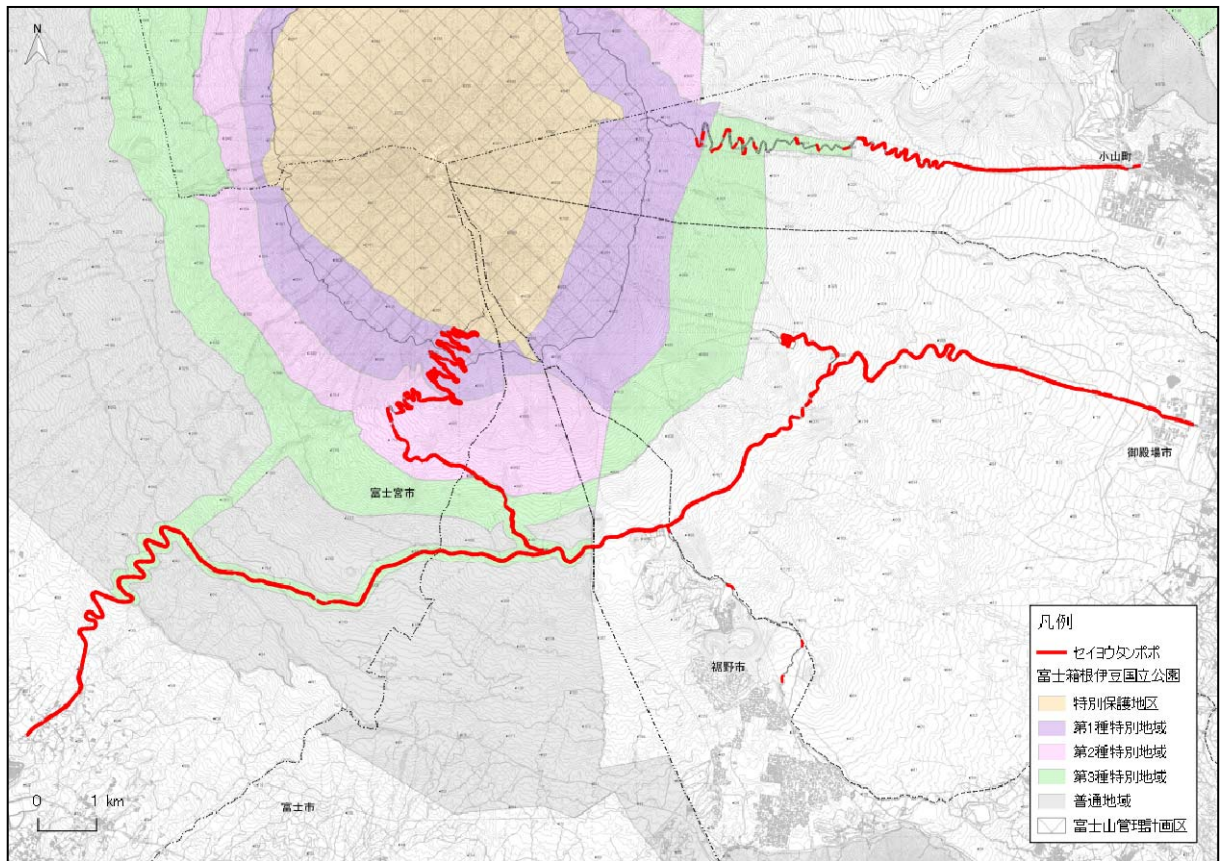


図 3.3.21 セイヨウタンポポ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

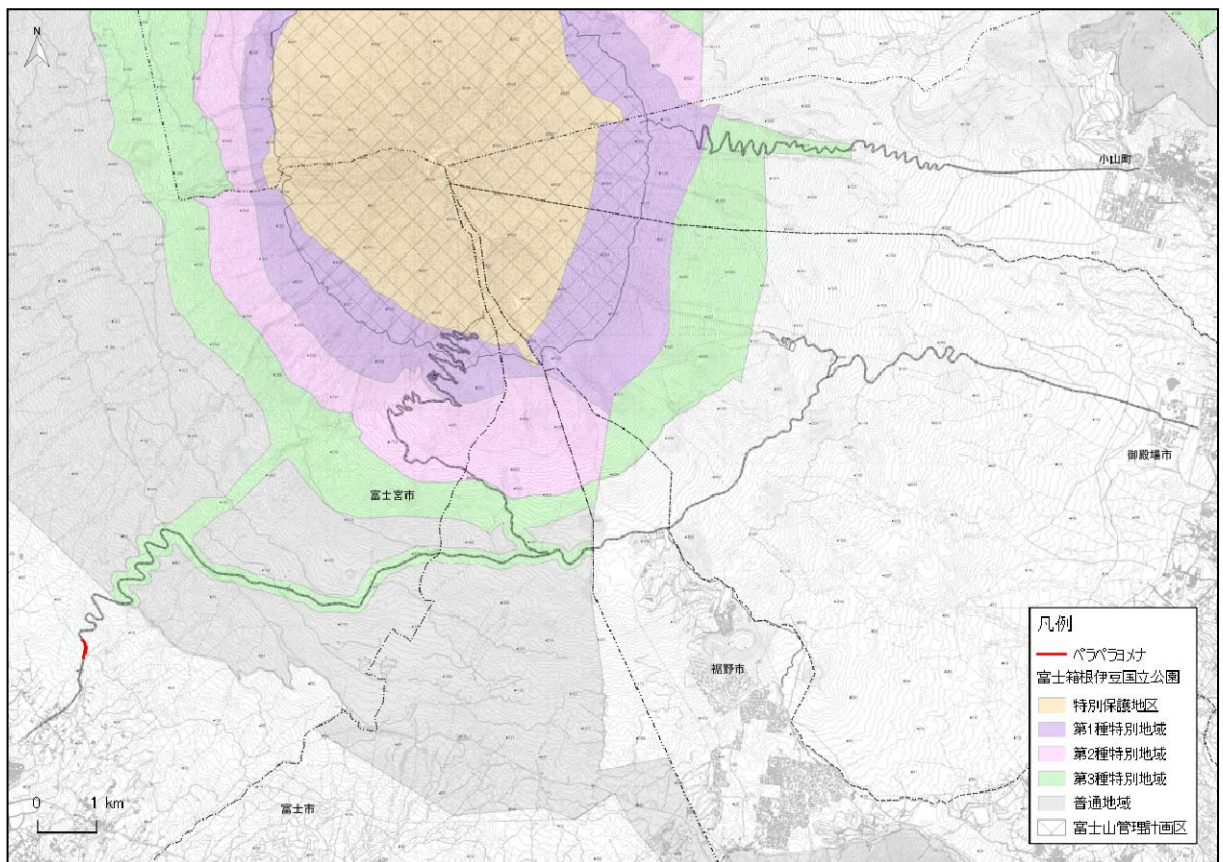


図 3.3.22 ペラペラヨメナ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

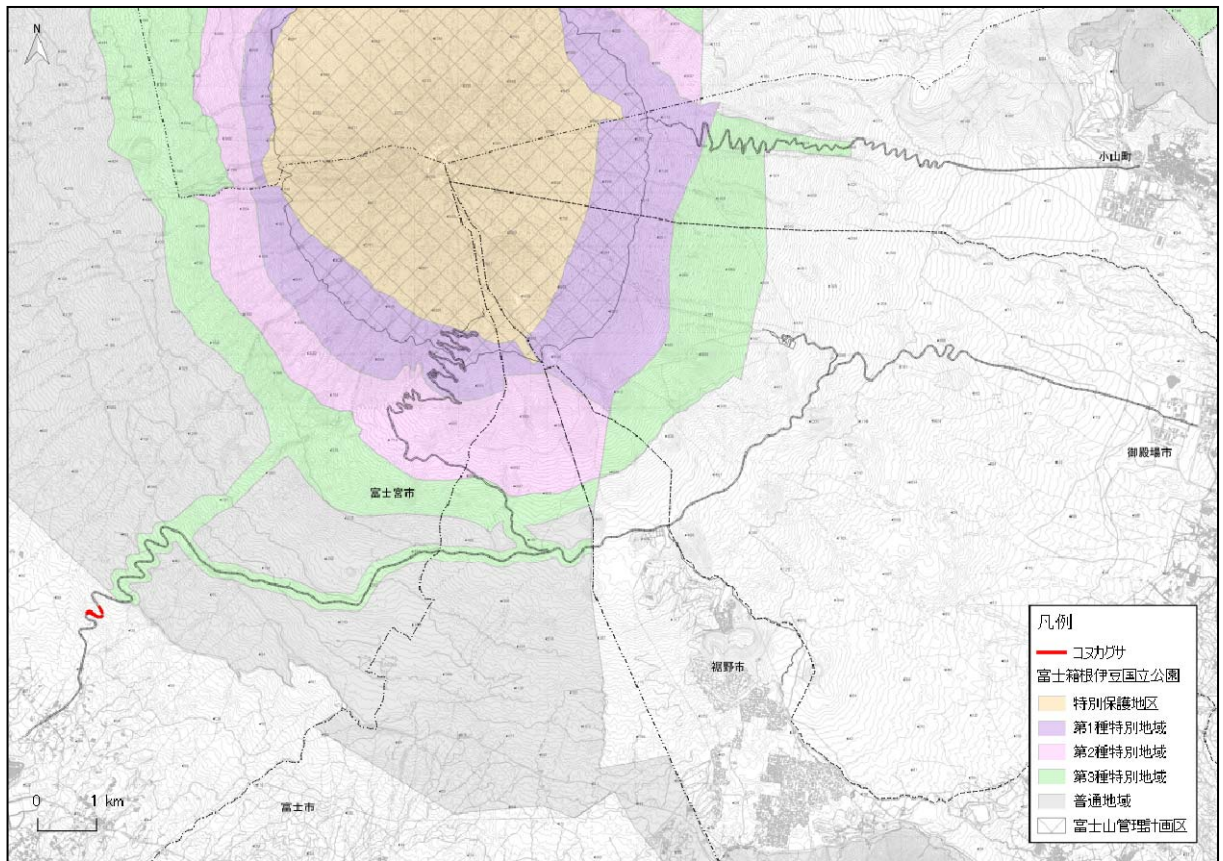


図 3.3.23 コノカグサ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

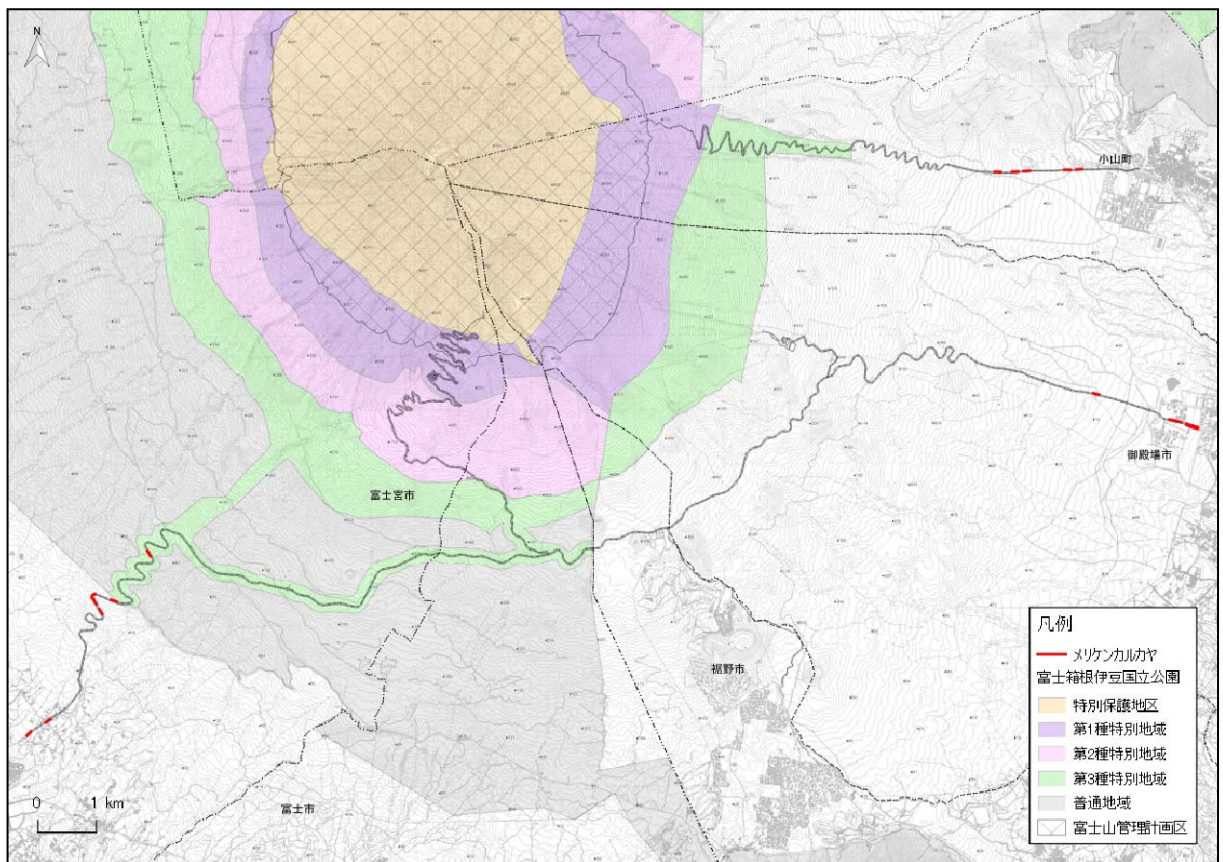


図 3.3.24 メリケンカルカヤ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

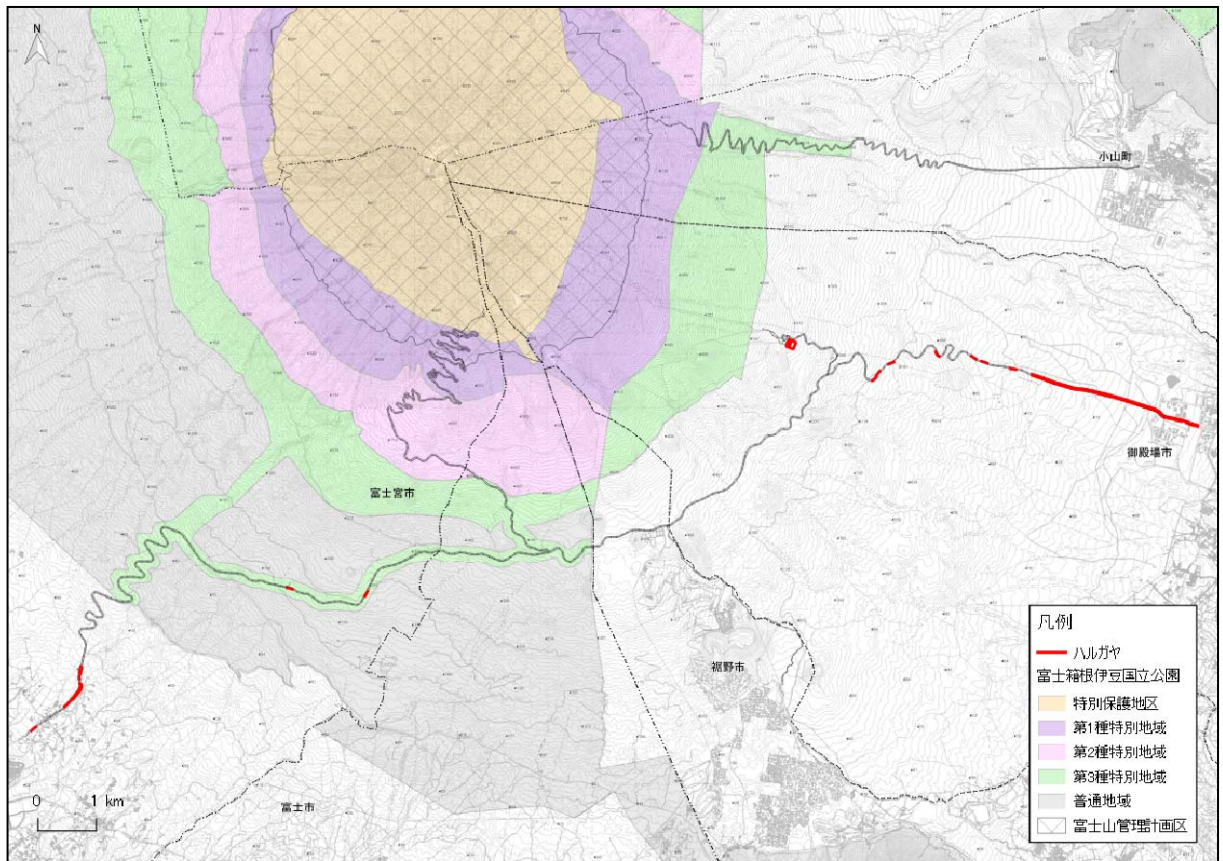


图 3.3.25 ハルガヤ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

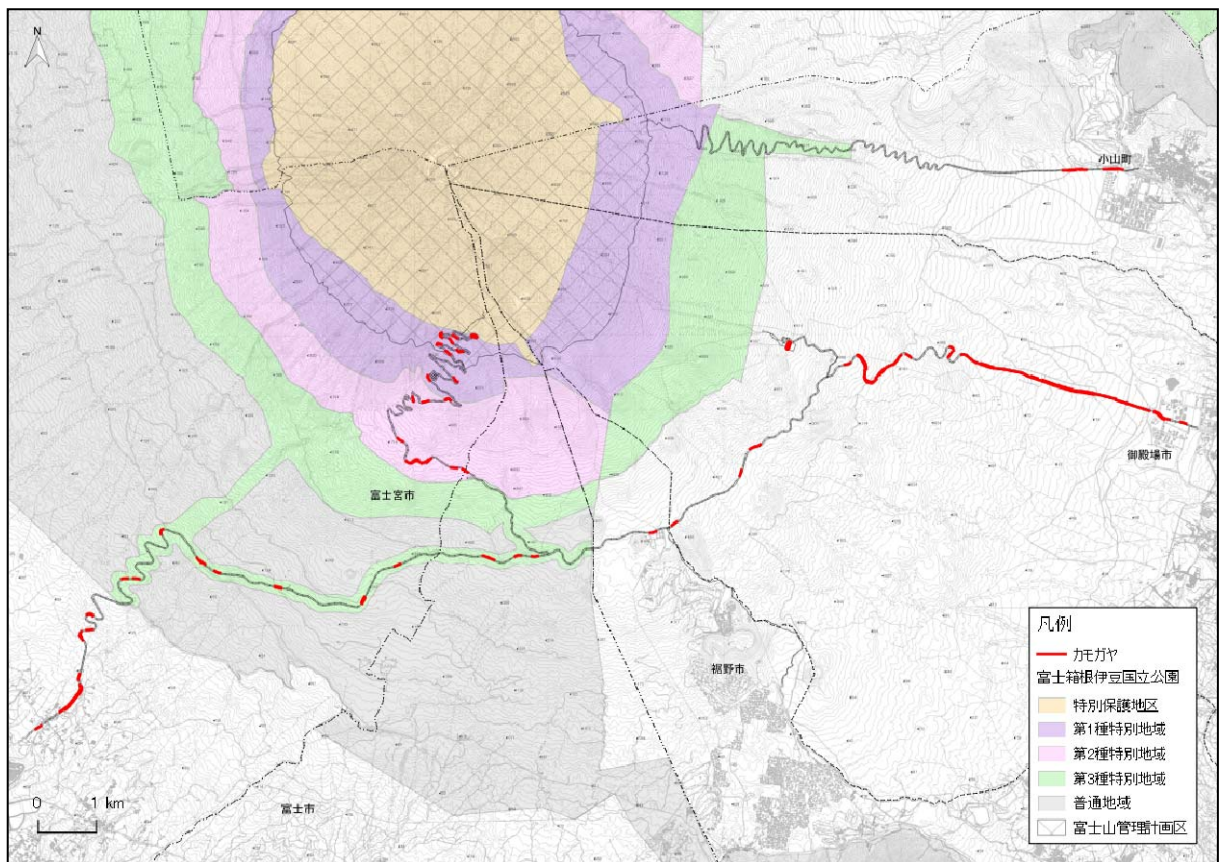


图 3.3.26 カモガヤ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

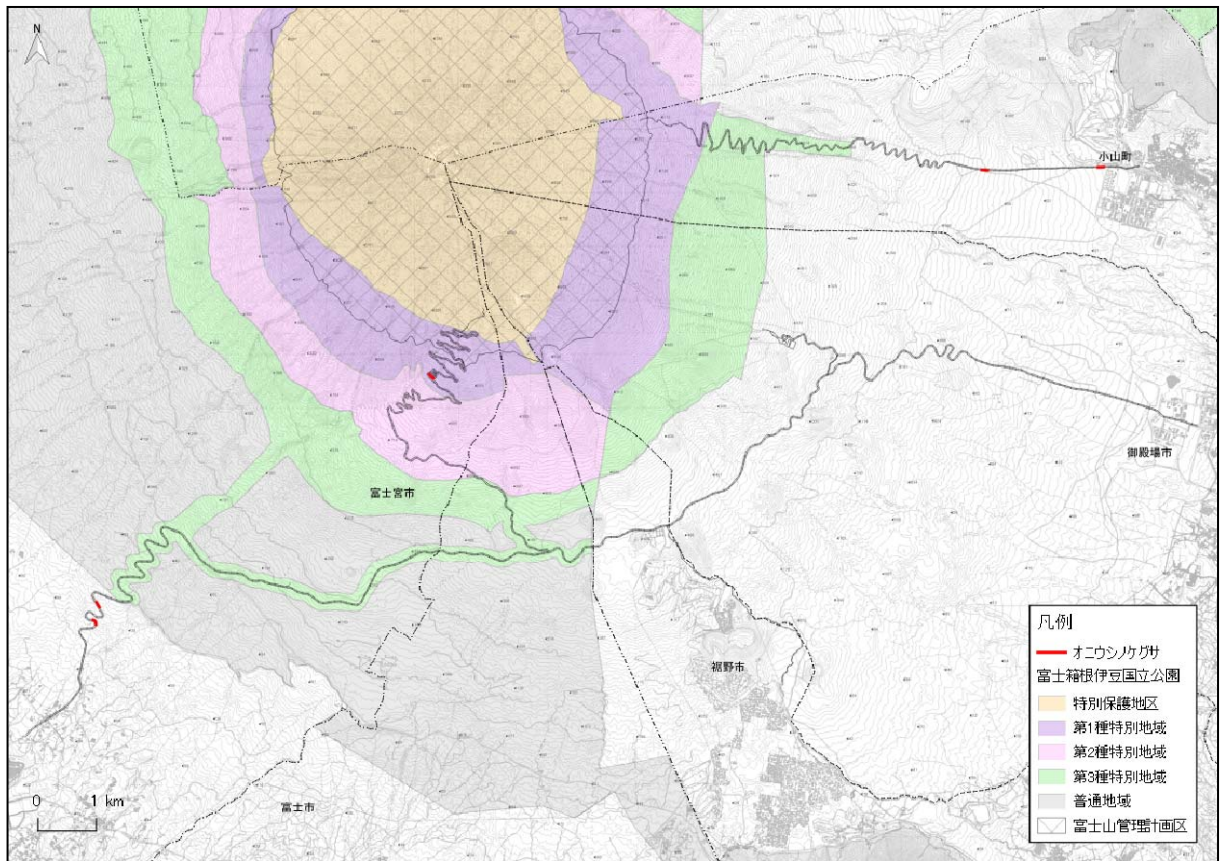


図 3.3.27 オニウシノケ草確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

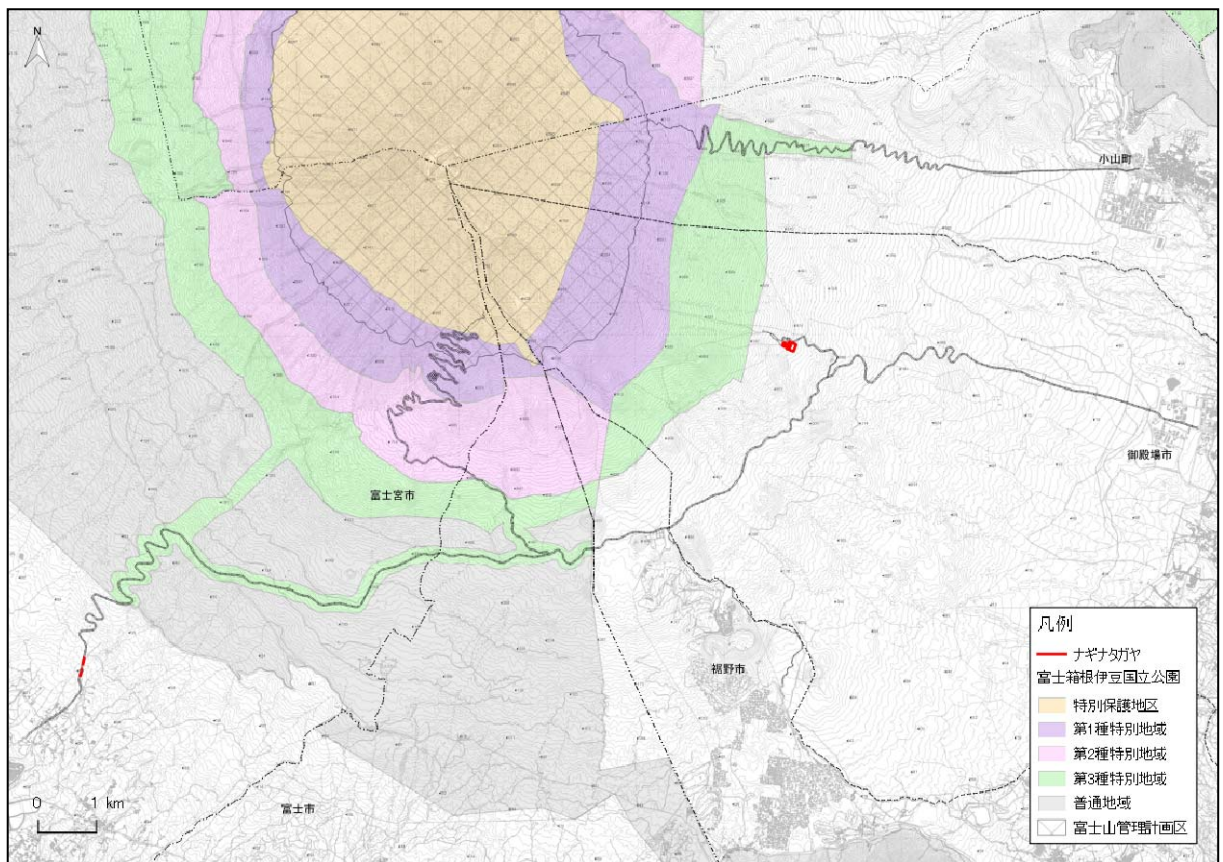


図 3.3.28 ナギナタガヤ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

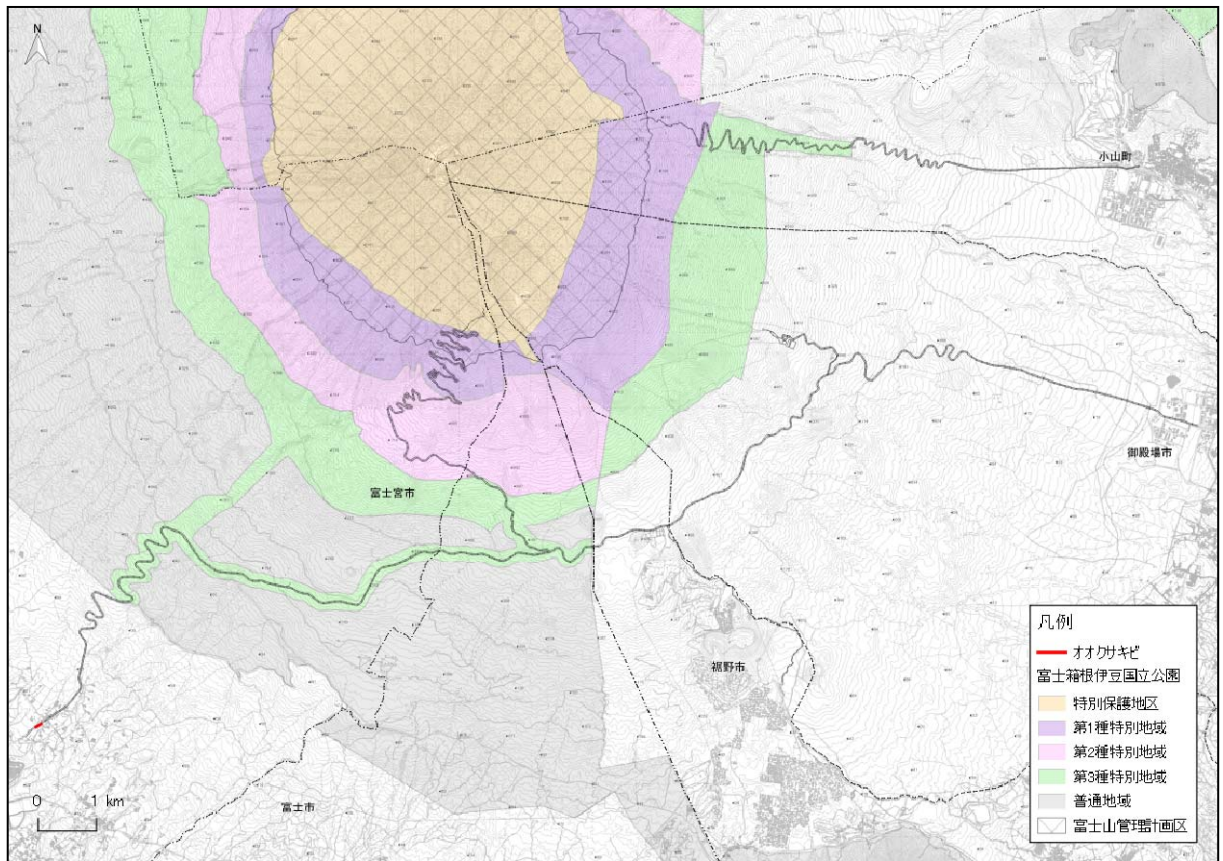


図 3.3.29 オオクサキビ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

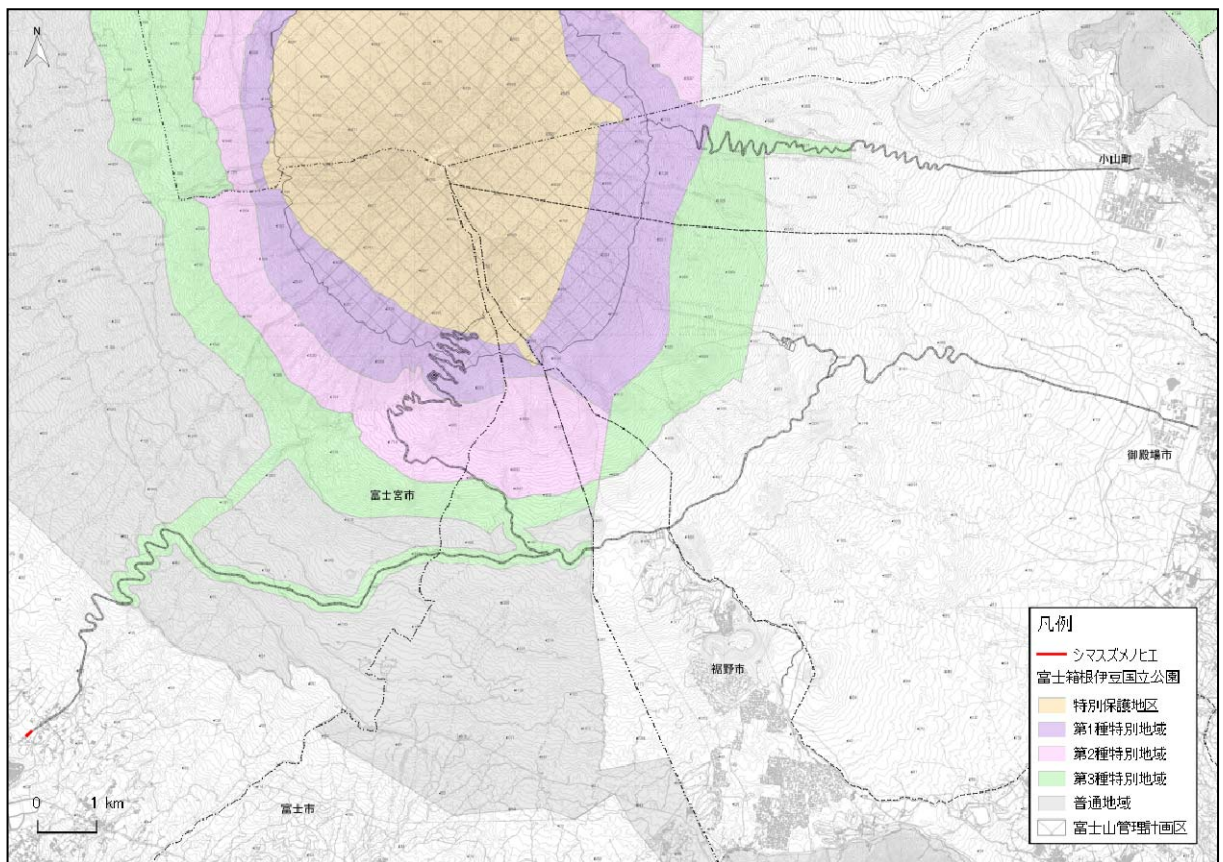


図 3.3.30 シマスズメノヒエ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）

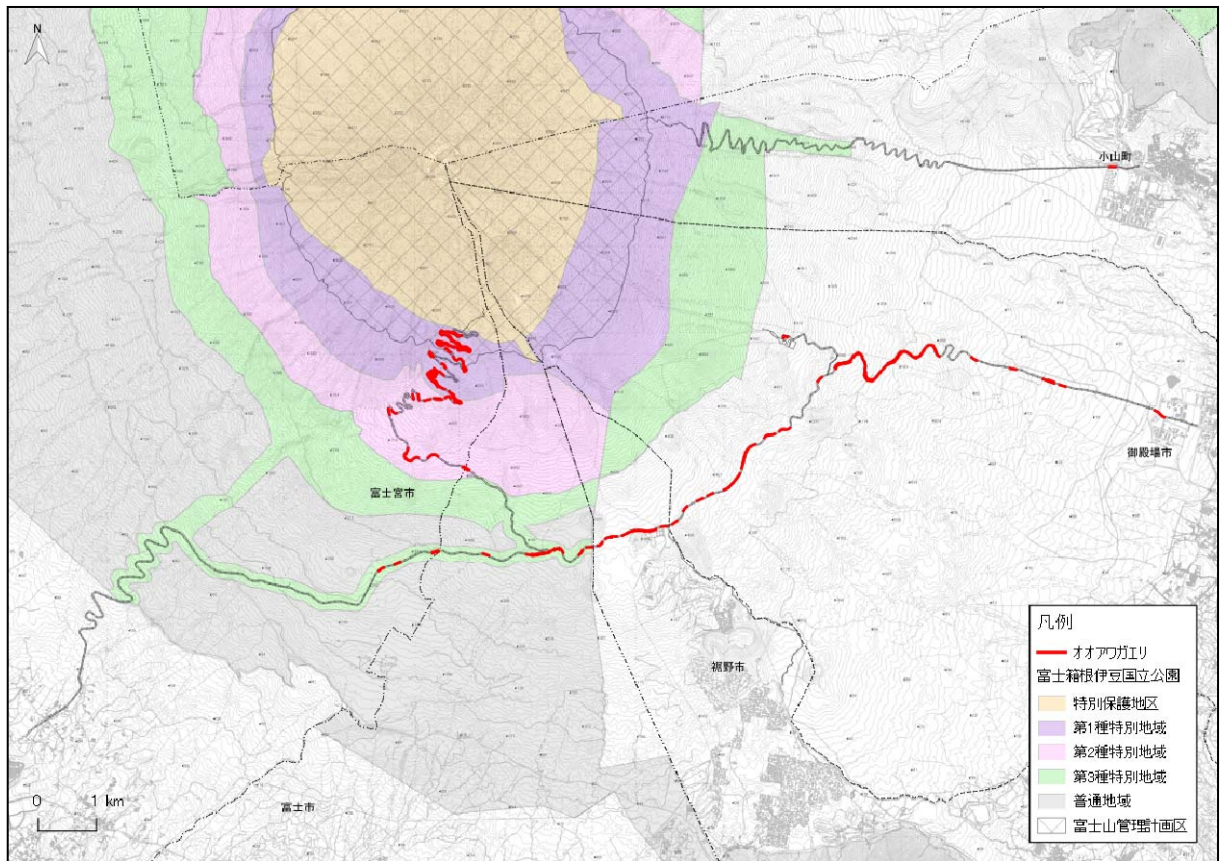


図 3.3.31 オオアワガエリ確認位置図（平成 26 年度～平成 30 年度調査）

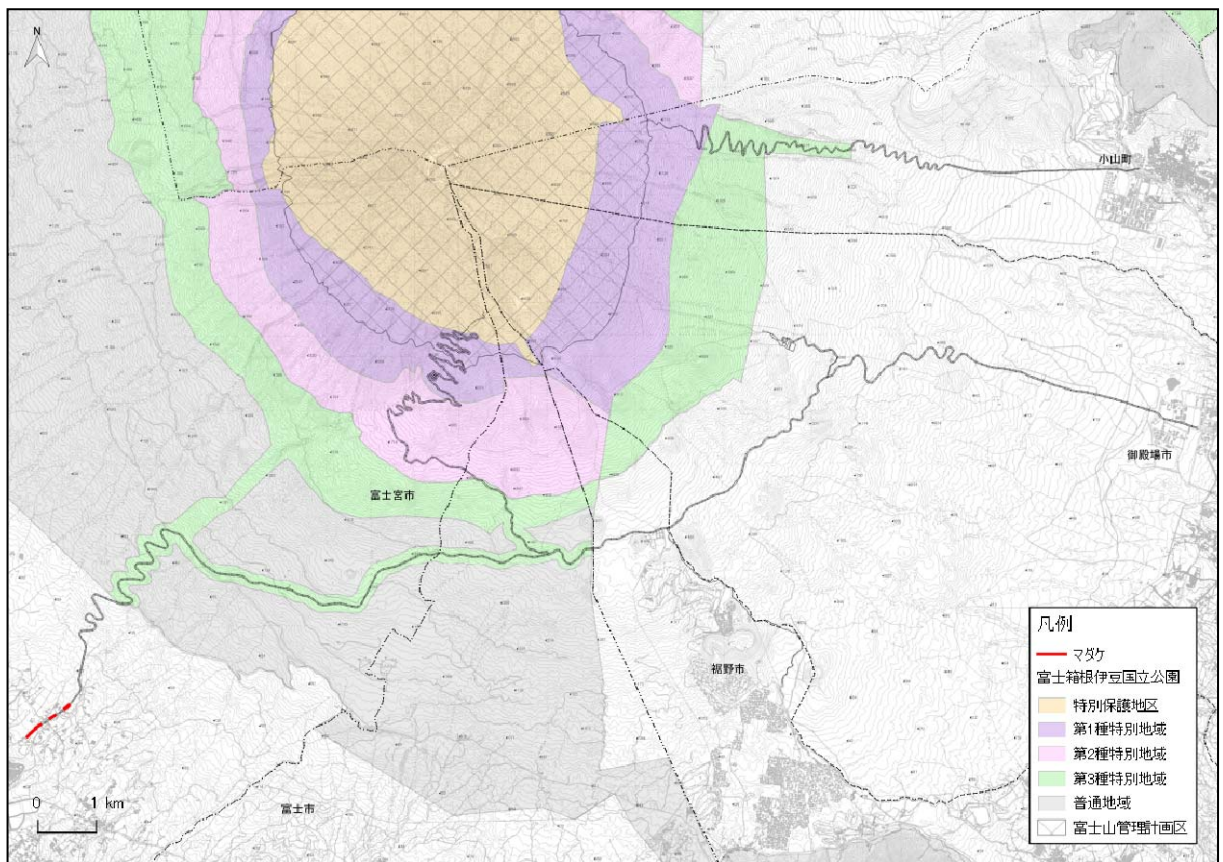


図 3.3.32 マダケ確認位置図（平成 27 年度～平成 30 年度調査）



### 3.3.3 経年変化

平成 26 年度の調査場所のうち、今年度調査を実施した路線 2(富士宮口五合目駐車場内・周辺)、路線 3(富士山スカイライン 1) の 1~80 区画、路線 8(御殿場口五合目駐車場)、路線 9(御殿場口五合目駐車場周辺)、路線 10(御殿場太郎坊線) の 1~10 区画について、外来植物の経年確認状況を整理した。

#### (1) 路線 2：富士宮口五合目駐車場内・周辺

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた外来植物 3 種のうち、セイヨウタンポポ、カモガヤの 2 種を確認した。

今年度再確認した外来植物のうち、セイヨウタンポポは区画数、地点数及び個体数が平成 26 年度調査に比べて増加した。カモガヤは地点数、個体数ともに顕著な変化はなかった。

表 3.3.8 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況(富士宮口五合目駐車場内・周辺)

科名	種名	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止	H26			H30		
					区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
キク	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	7	14	268	16	68	384
イネ	カモガヤ		類型 4	産業	1	1	1	1	1	3
イネ	オオアワガエリ		類型 4	産業	2	2	2			
2 科	3 種	0 種	3 種	3 種	17	17	271	17	69	387

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

注 2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された)

類型 2: 被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4: 別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

重点: 総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

産業: 適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

(2) 路線 3: 富士山スカイライン 1

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた外来植物 6 種のうち、ハルザキヤマガラシ、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリの 4 種を確認した（ハルジオンは今年度調査対象外である）。また、今年度調査で新たに確認した外来植物はヒメジョオンであった。

今年度再確認した外来植物のうち、ハルザキヤマガラシ、カモガヤは地点数、個体数が平成 26 年度調査に比べて増加した。セイヨウタンポポ、オオアワガエリは区画数、地点数に変動はあるものの、個体数に大きな変化はなかった。

表 3.3.9 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況（富士山スカイライン 1 区画 1～80）

科名	種名	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止	H26			H30		
					区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
アブラナ	ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他	1	1	1	1	3	41
キク	ハルジオン		類型 2		2	2	9			
	ヒメジョオン		類型 2	その他				7	7	11
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	83	193	1,582	127	582	1,565
イネ	カモガヤ		類型 4	産業	6	8	21	8	14	108
	オニウシノケグサ		類型 4	産業	1	1	1			
	オオアワガエリ		類型 4	産業	51	79	483	29	42	413
3 科	7 種	0 種	7 種	6 種	289	284	2,097	172	648	2,138

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

注 2) 要注意外来生物（生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された）

    類型 2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

    類型 4：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（平成 27 年 3 月 26 日公表）

    重点：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）    重点対策外来種

    その他：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）    その他の総合対策外来種

    産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

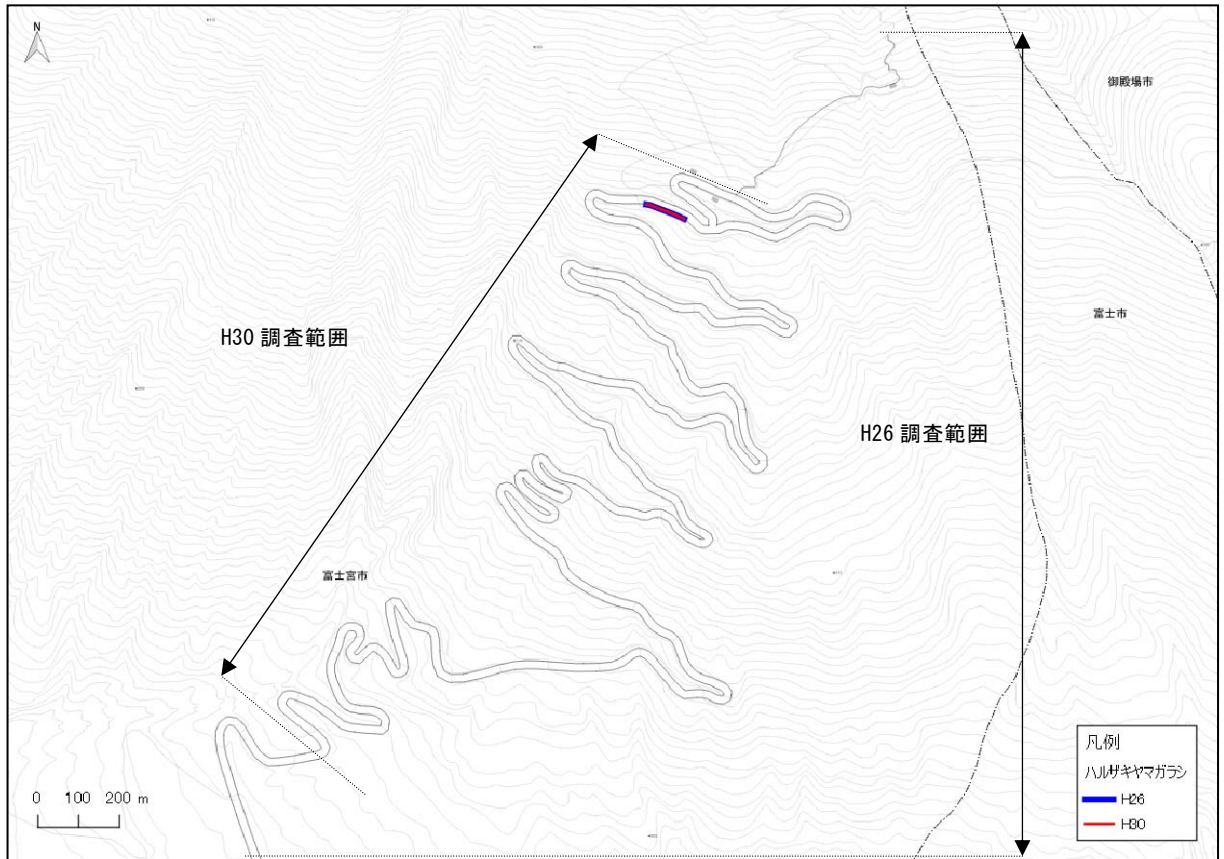


図 3.3.33 H26、H30 年度ハルザキヤマガラス確認位置図(路線 1:富士宮口登山道～路線 3:富士山スカイライン)

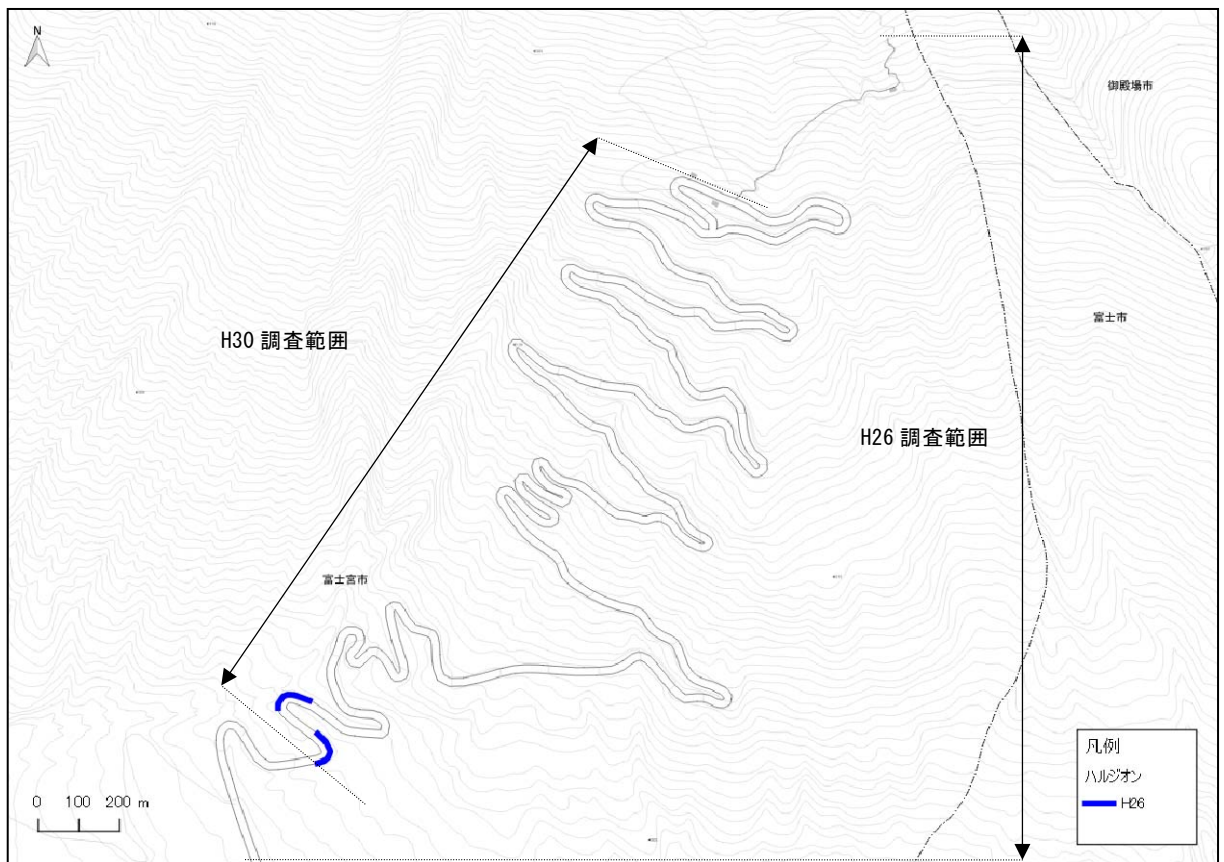


図 3.3.34 H26 年度ハルジオン確認位置図(路線 1:富士宮口登山道～路線 3:富士山スカイライン)

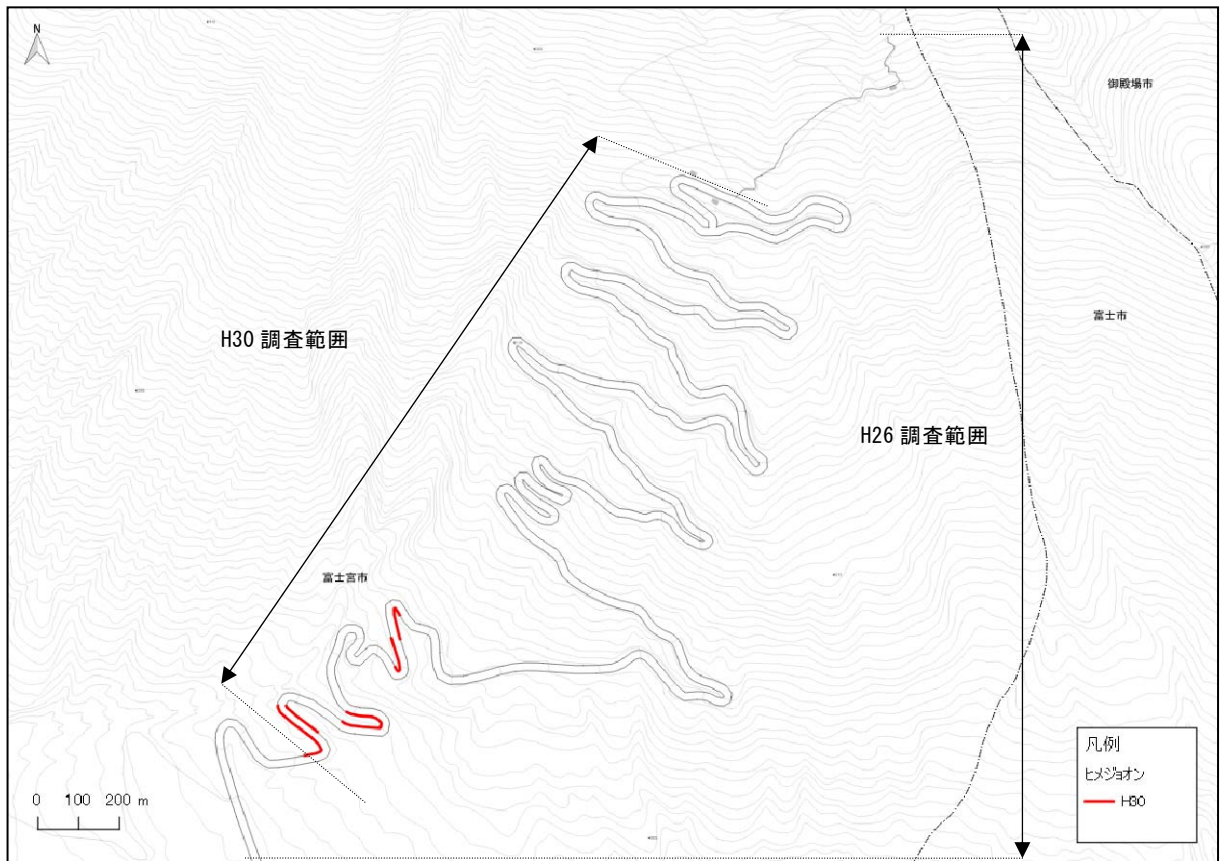


図 3.3.35 H26、H30 年度ヒメジョオン確認位置図(路線1:富士宮口登山道～路線3:富士山スカイライン)

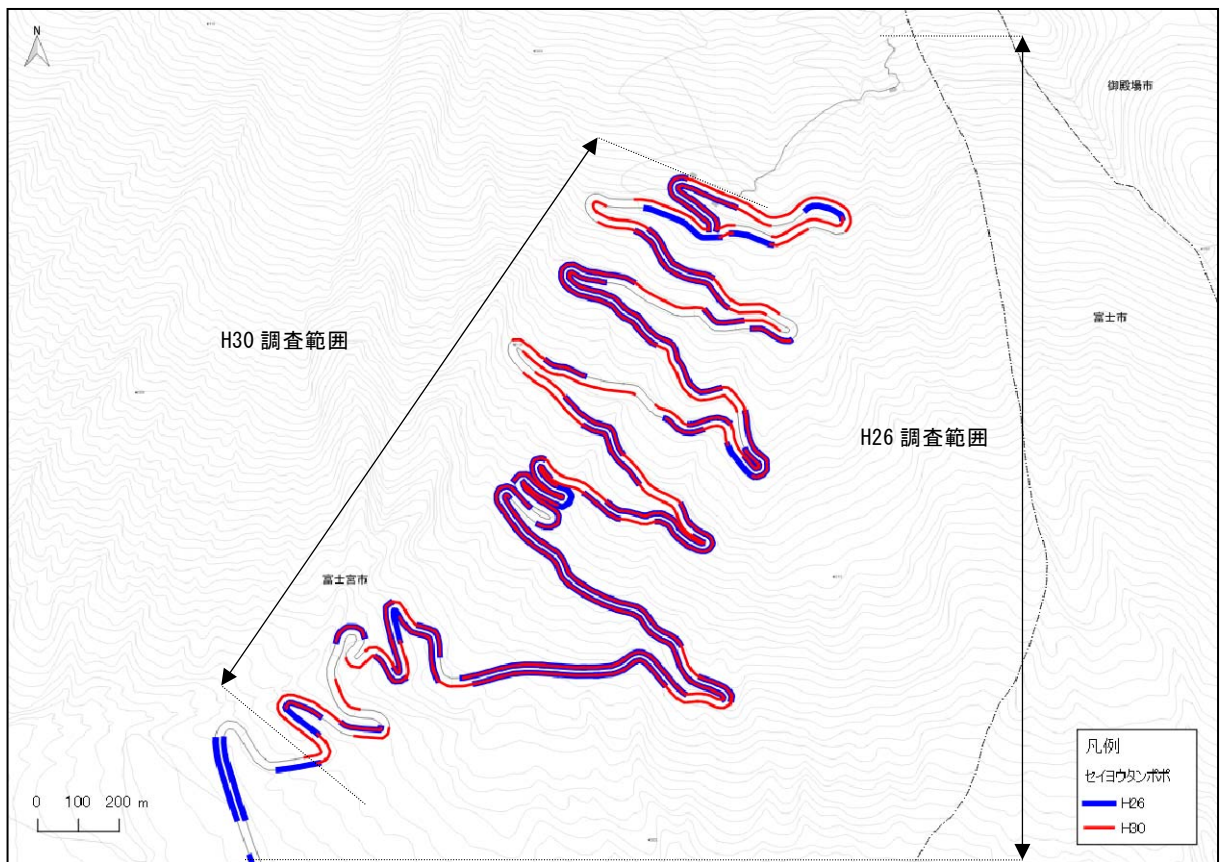


図 3.3.36 H26、H30 年度セイヨウタンポポ確認位置図(路線1:富士宮口登山道～路線3:富士山スカイライン)

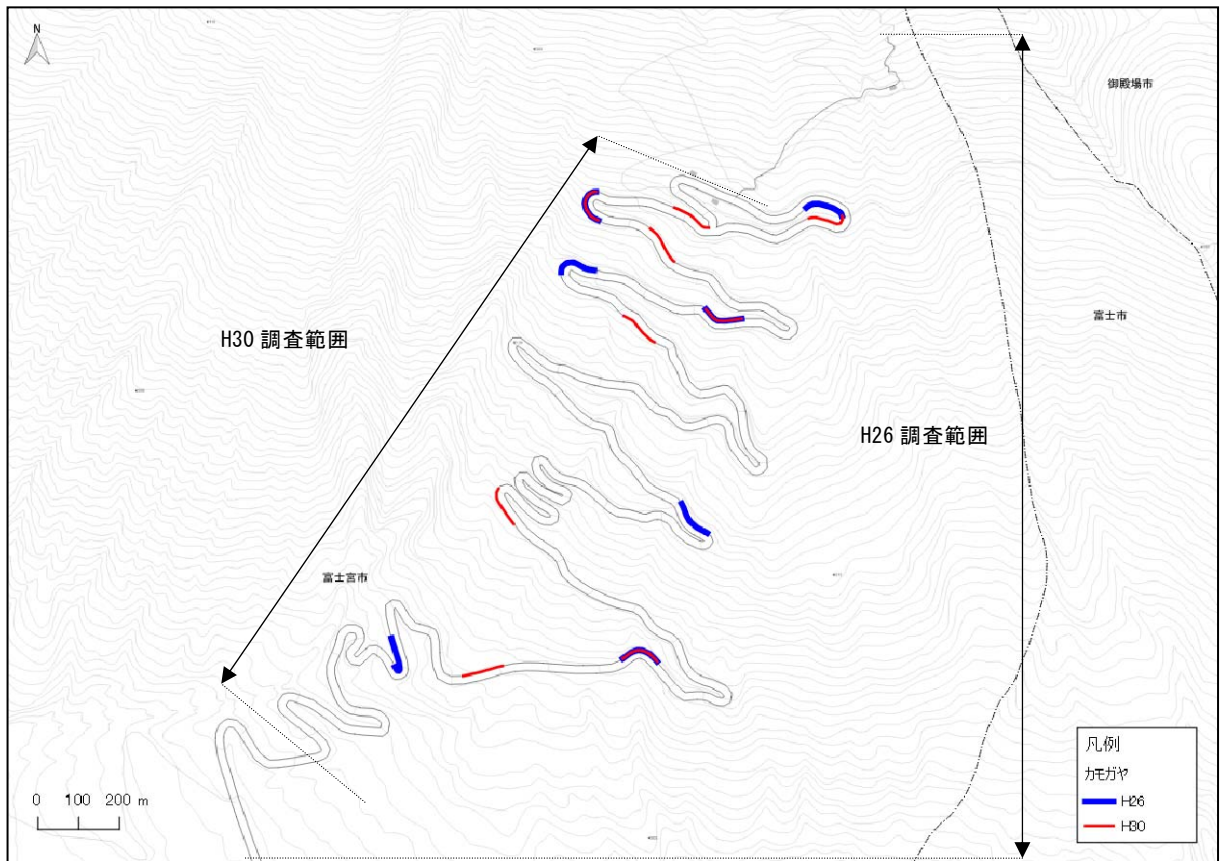


図 3.3.37 H26、H30 年度カモガヤ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道～路線 3:富士山スカイライン)

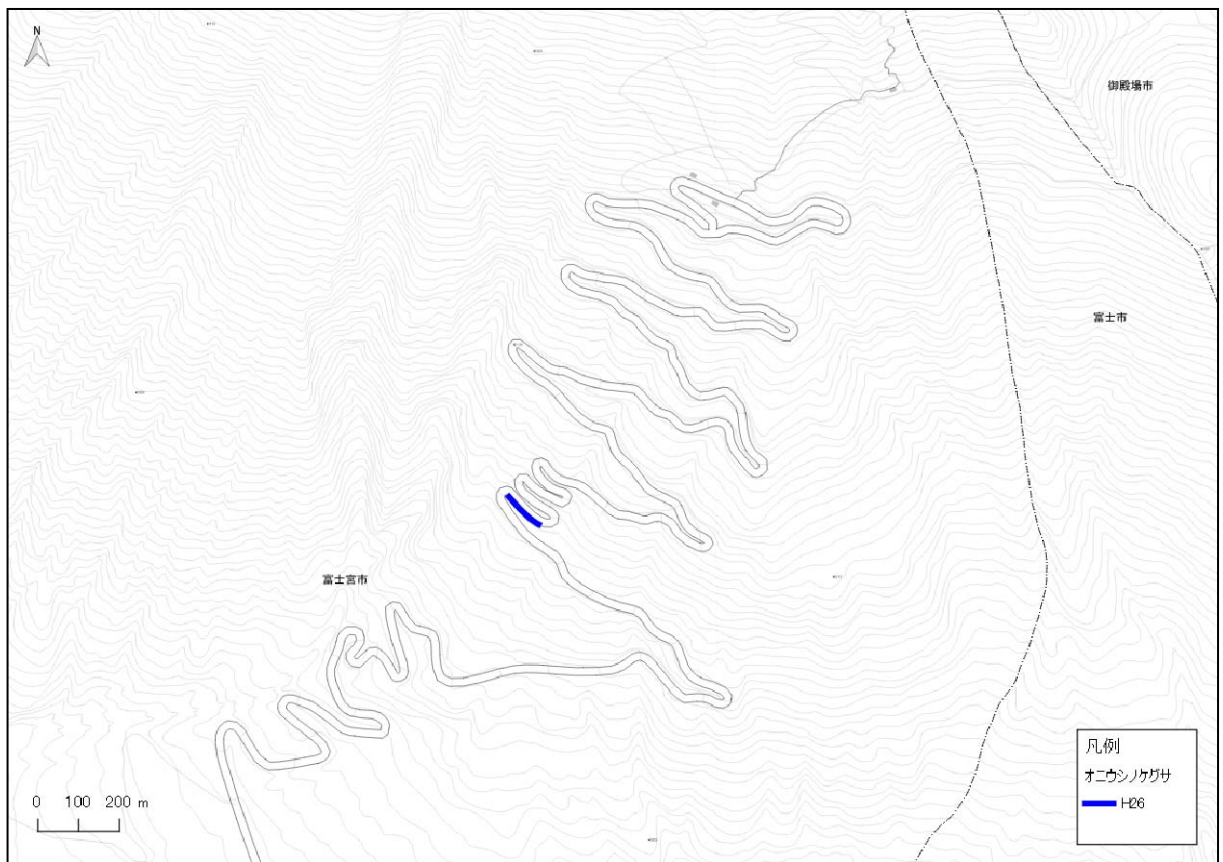


図 3.3.38 H26、H30 年度オニウシノケサ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道～路線 3:富士山スカイライン)

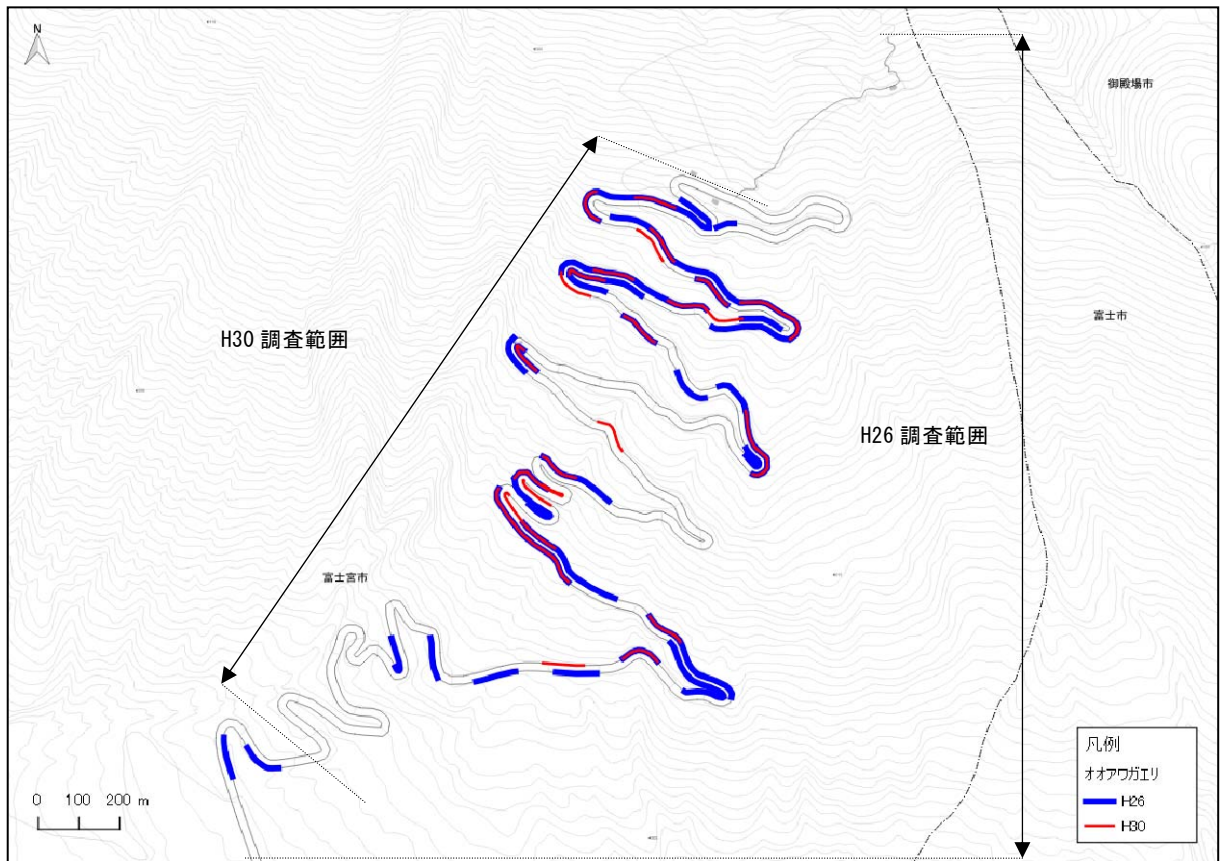


図 3. 3. 39 H26、H30 年度オオアワガエリ確認位置図(路線 1:富士宮口登山道～路線 3:富士山スカイライン)

(3) 路線 8：御殿場口五合目駐車場

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた外来植物 2 種のうち、カモガヤを確認した（ハルジオンは今年度調査対象外である）。また、今年度調査で新たに確認した外来植物はヒメジョオン、セイヨウタンポポのほか、平成 26 年度調査時には調査対象外のハルガヤ、ナギナタガヤを確認した。

今年度再確認したカモガヤは、地点数、個体数ともに顕著な変化はなかった。

表 3.3.10 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況（御殿場口五合目駐車場）

科名	種名	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止	H26			H30		
					駐車場数	地点数	個体数	駐車場数	地点数	個体数
キク	ハルジオン		類型 2		1	1	1			
	ヒメジョオン		類型 2	その他				1	1	1
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点				2	2	3
イネ	ハルガヤ			その他				2	6	312
	カモガヤ		類型 4	産業	1	4	12	1	4	7
	ナギナタガヤ			産業				3	9	740
2 科	6 種	0 種	4 種	5 種	5	5	13	9	22	1,063

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

注 2) 要注意外来生物（生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された）

類型 2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（平成 27 年 3 月 26 日公表）

重点：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

(4) 路線 9：御殿場口五合目駐車場周辺

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた外来植物 3 種のうち、ヒメジョオン、セイヨウタンポポを確認した。また、今年度調査では、平成 26 年度調査時には調査対象外であったヒメスイバを確認した。

今年度再確認した外来植物のうち、ヒメジョオン、セイヨウタンポポは、地点数、個体数ともに顕著な変化はなかった。

表 3.3.11 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況（御殿場口五合目駐車場周辺）

科名	種名	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止	H26			H30		
					区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
タデ	ヒメスイバ			その他				1	1	15
キク	ヒメジョオン		類型 2	その他	1	1	1	1	7	14
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	1	2	2	3	5	5
イネ	オオアワガエリ		類型 4	産業	1	1	2			
3 科	4 種	0 種	3 種	4 種	3	4	5	5	13	34

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

注 2) 要注意外来生物（生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された）

類型 2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（平成 27 年 3 月 26 日公表）

重点：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

(5) 路線 10：御殿場太郎坊線

今年度調査では、平成 26 年度調査で確認されていた、外来植物 4 種のうち、ヒメジョオン、セイヨウタンポポを確認した（メマツヨイグサ、ハルジオンは今年度調査対象外である）。また、今年度調査で新たに確認した外来植物はオオキンケイギクであった。

今年度再確認した外来植物のうち、ヒメジョオン、セイヨウタンポポは、区画数、地点数は増加したものの、個体数に顕著な変化はなかった。

表 3.3.12 平成 26 年度及び今年度調査における外来植物確認状況（御殿場太郎坊線区画 1～10）

科名	種名	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止	H26			H30		
					区画数	地点数	個体数	区画数	地点数	個体数
アカバナ	メマツヨイグサ		類型 2		1	1	2			
キク	オオキンケイギク	特定		緊急				1	1	1
	ハルジオン		類型 2		1	1	1			
	ヒメジョオン		類型 2	その他	3	4	31	8	15	44
	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	10	18	70	18	39	72
2 科	5 種	1 種	4 種	3 種	24	24	104	27	55	117

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定：特定外来生物

注 2) 要注意外来生物（生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された）

類型 2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（平成 27 年 3 月 26 日公表）

緊急：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 緊急対策外来種

重点：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） その他の総合対策外来種

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。



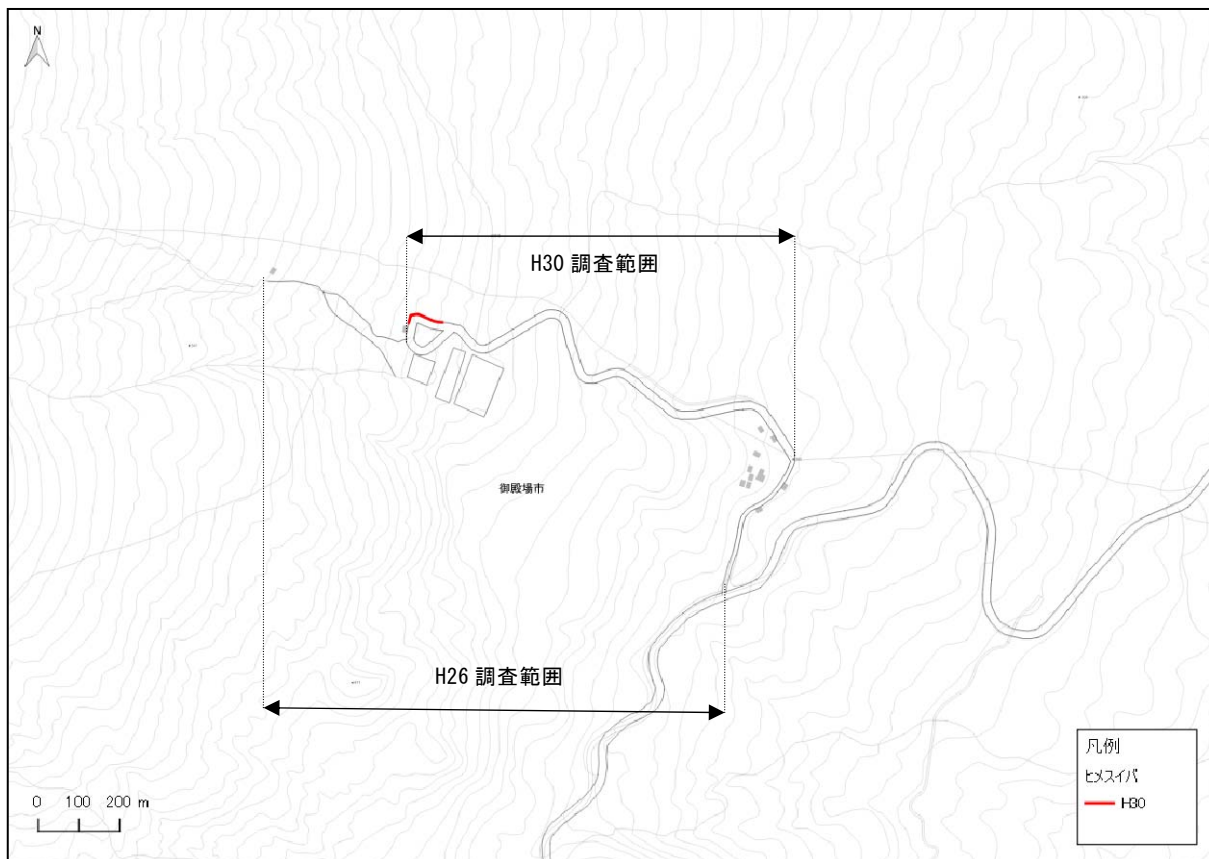


図 3.3.40 H30 年度ヒメスイバ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

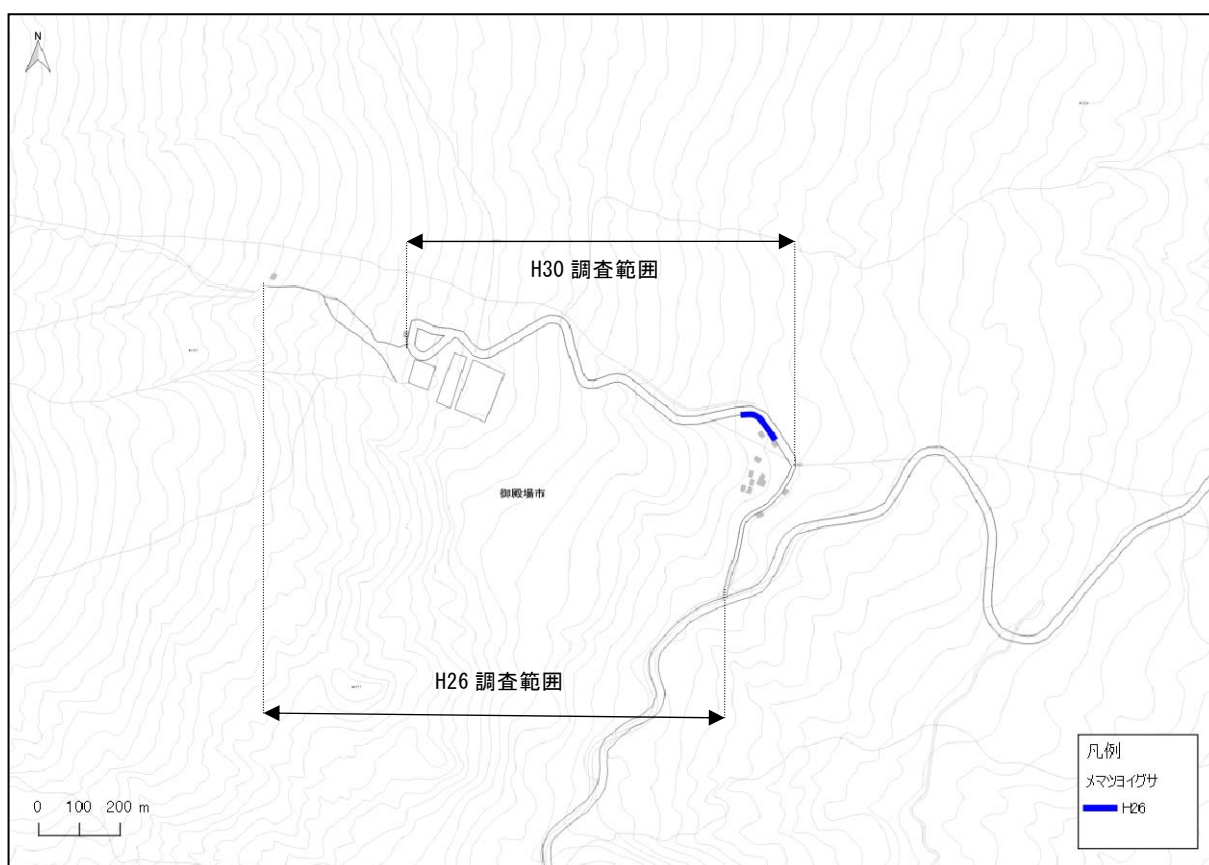


図 3.3.41 H26 年度マツヨイグサ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

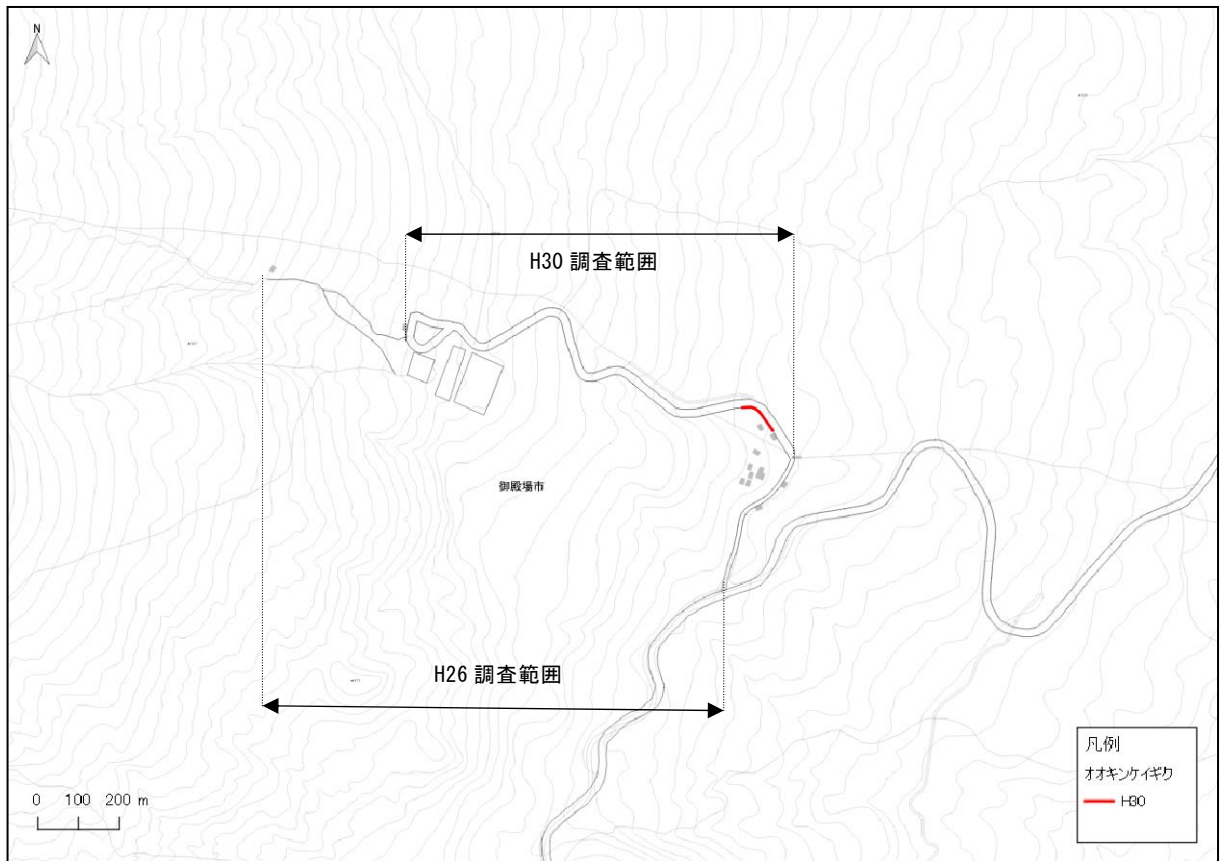


図 3.3.42 H26、H30 年度オオキンケイギク確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

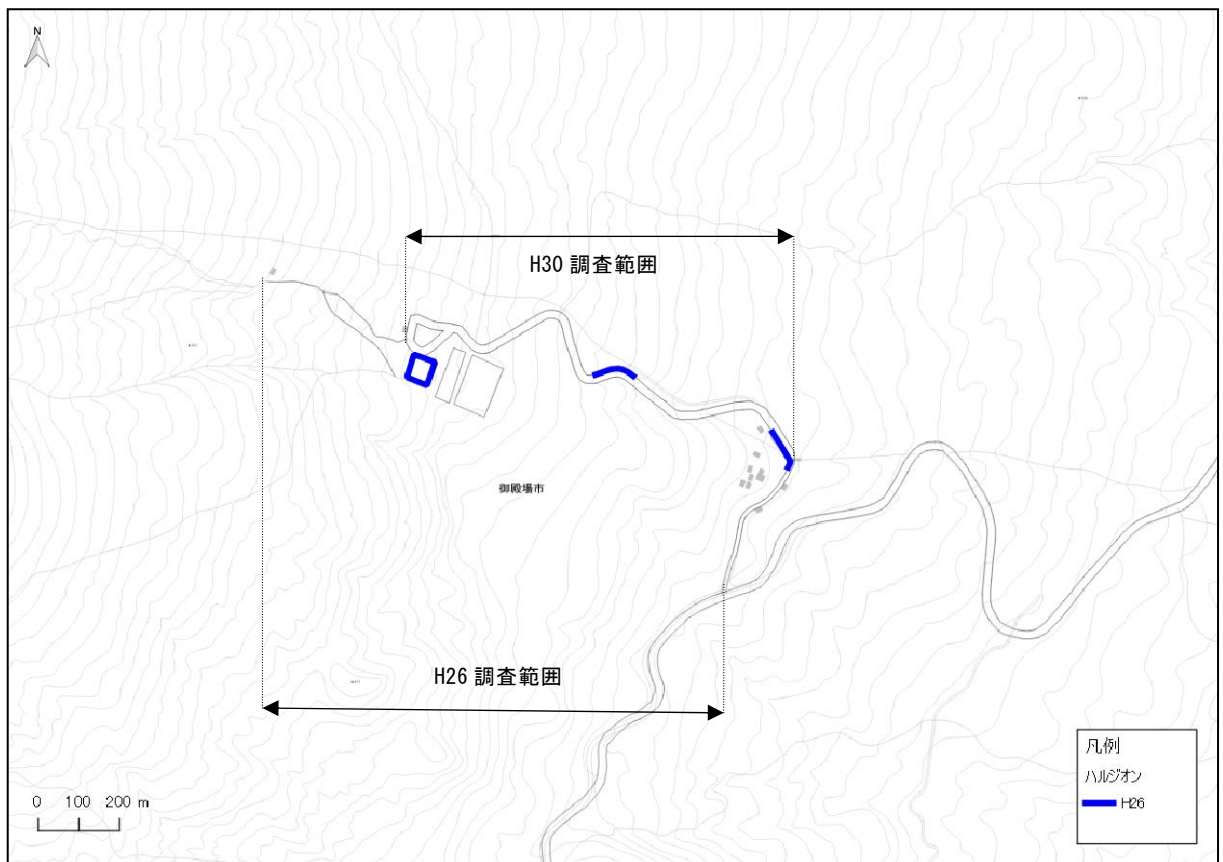


図 3.3.43 H26 年度ハルジオン確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

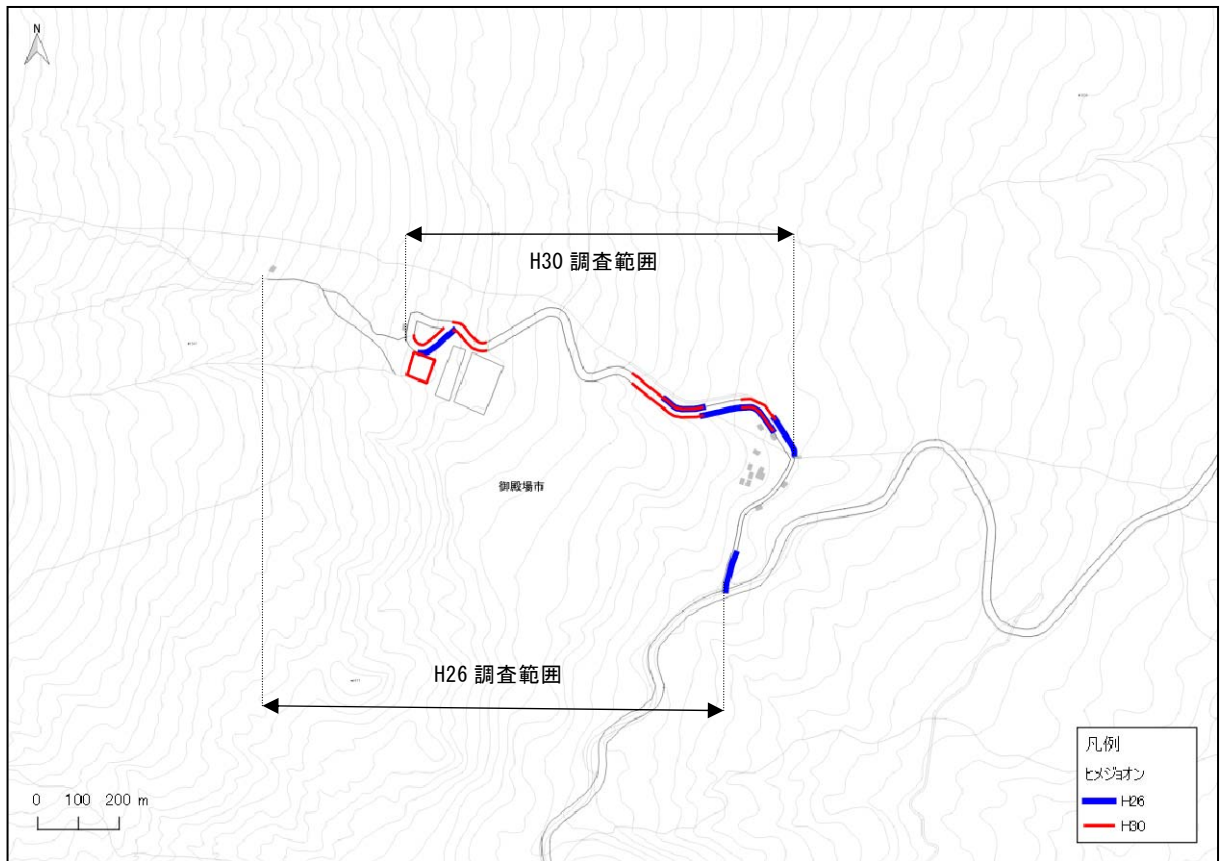


図 3.3.44 H26、H30 年度ヒメジヨオン確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

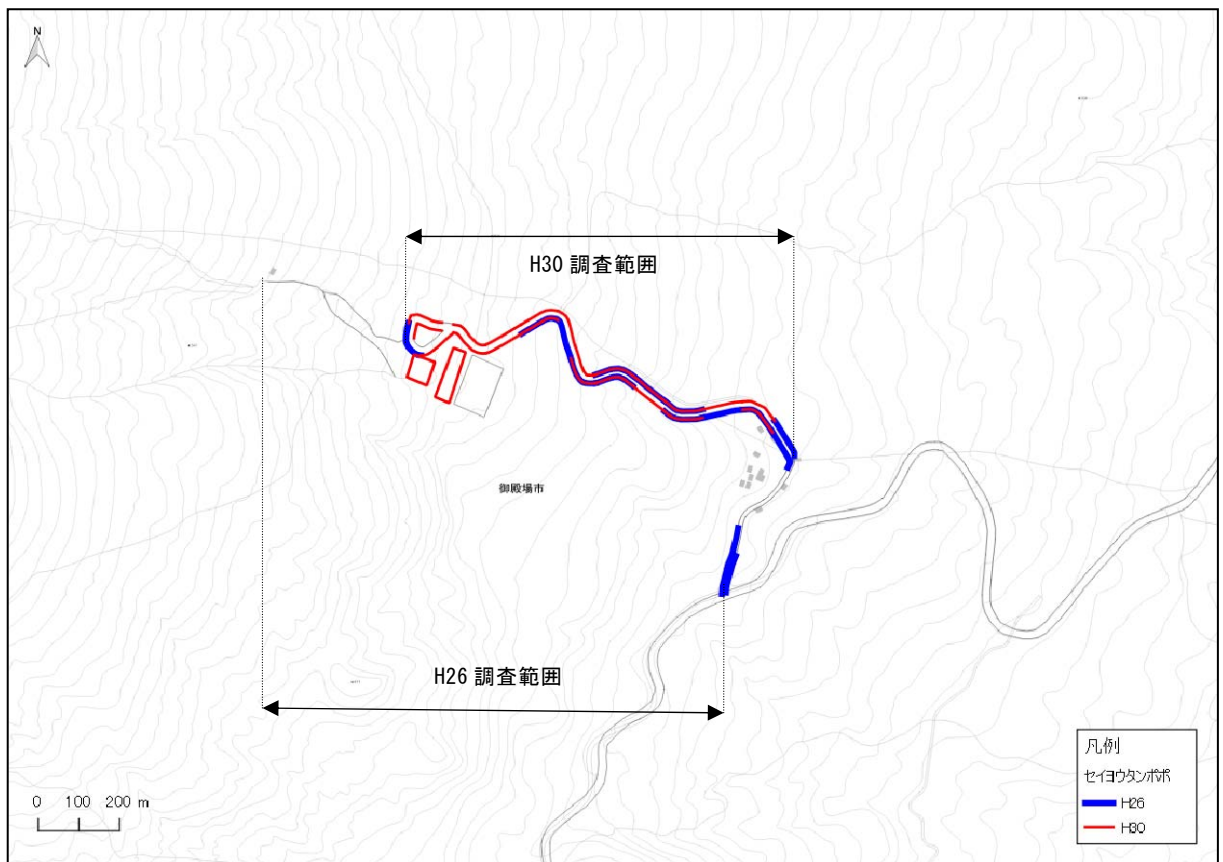


図 3.3.45 H26、H30 年度セイウタンポ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

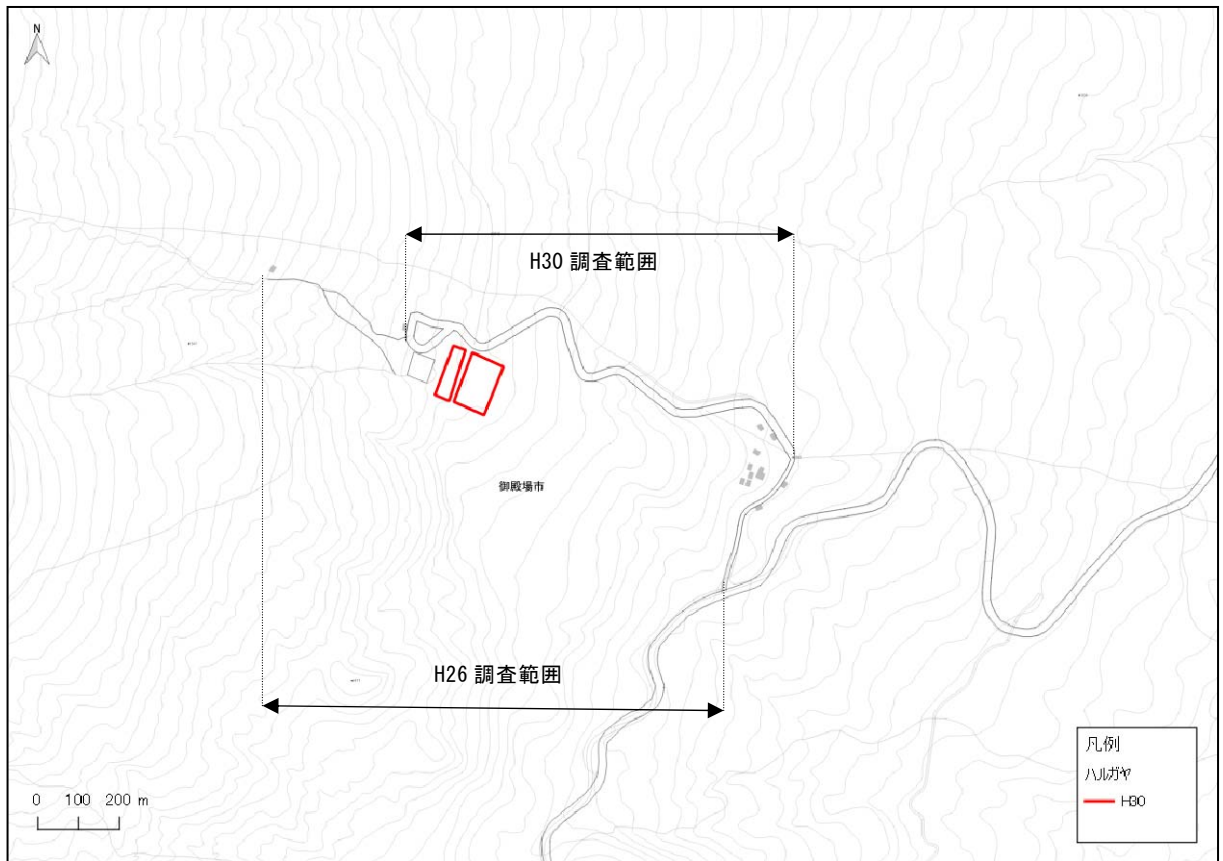


図 3.3.46 H30 年度ハルガヤ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

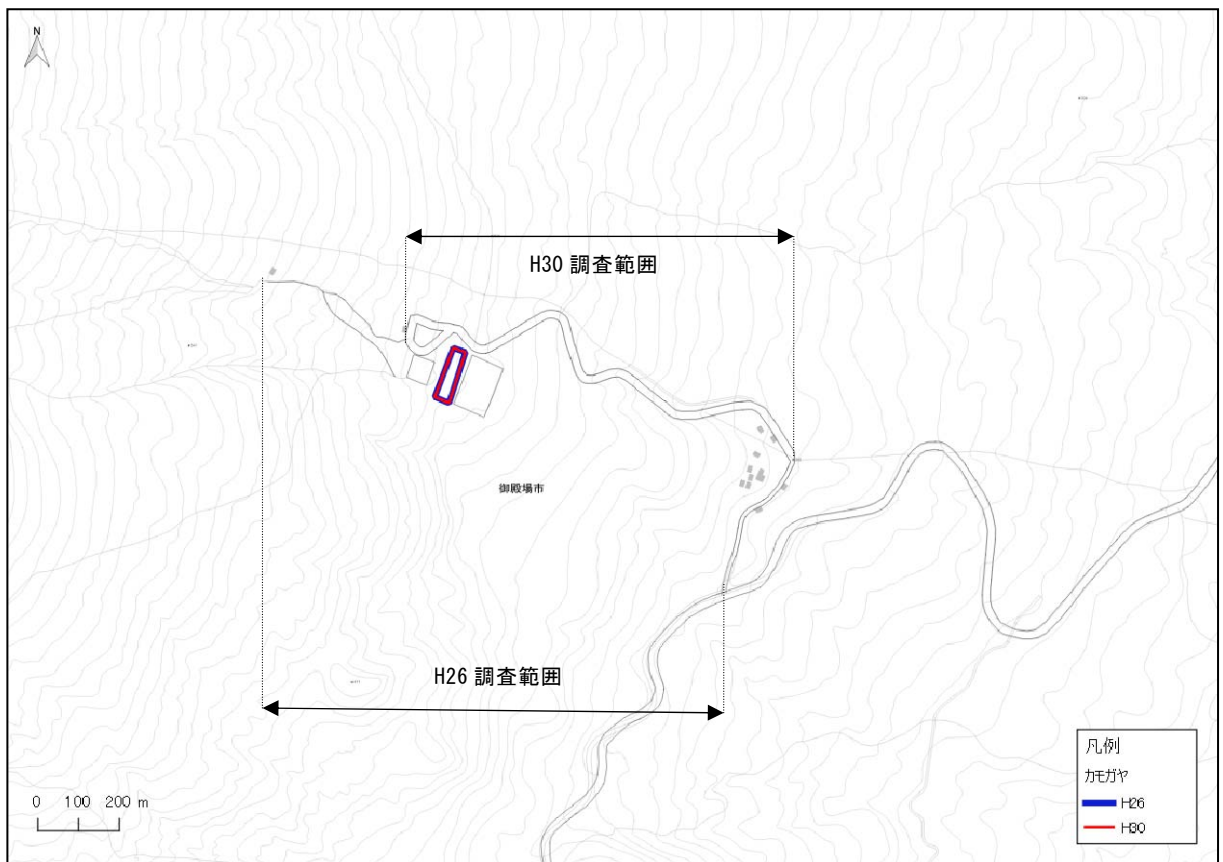


図 3.3.47 H26、H30 年度カモガヤ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

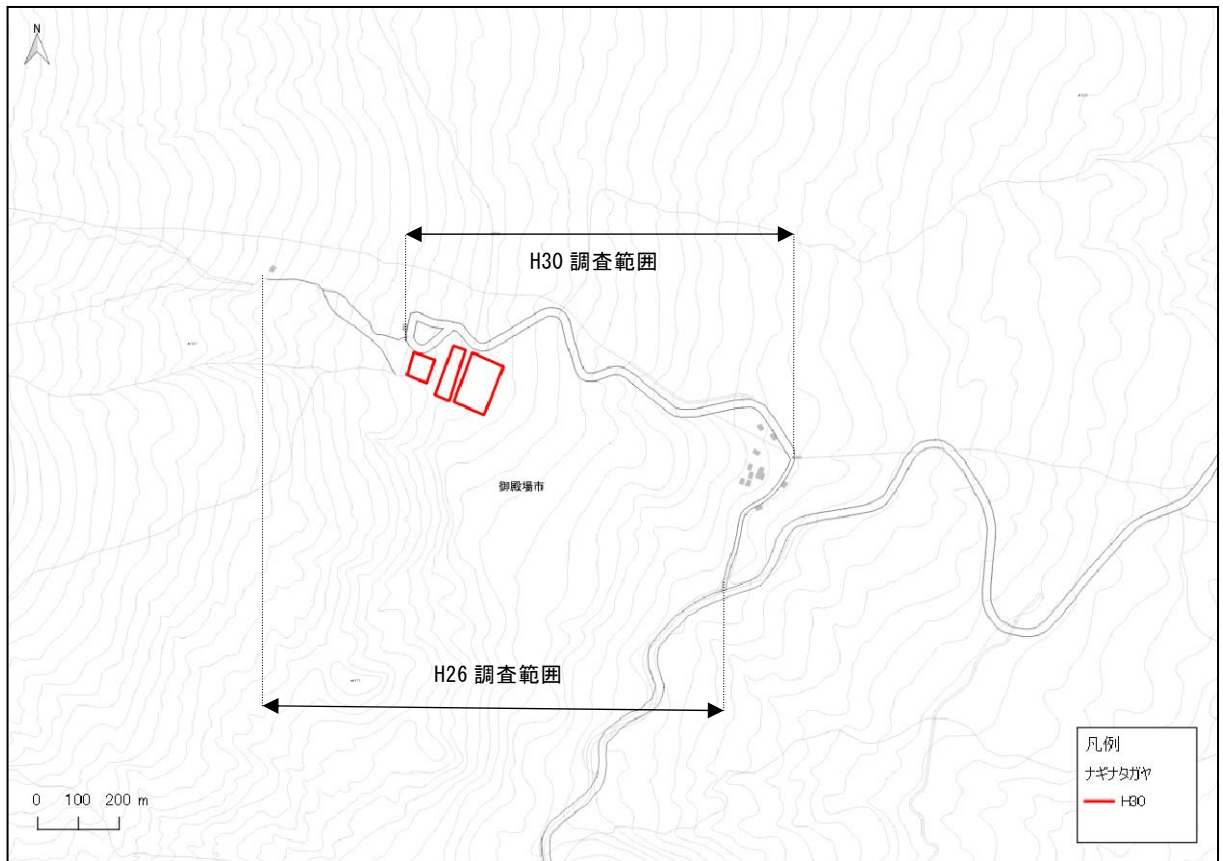


図 3. 3. 48 H30 年度ナギナタガヤ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

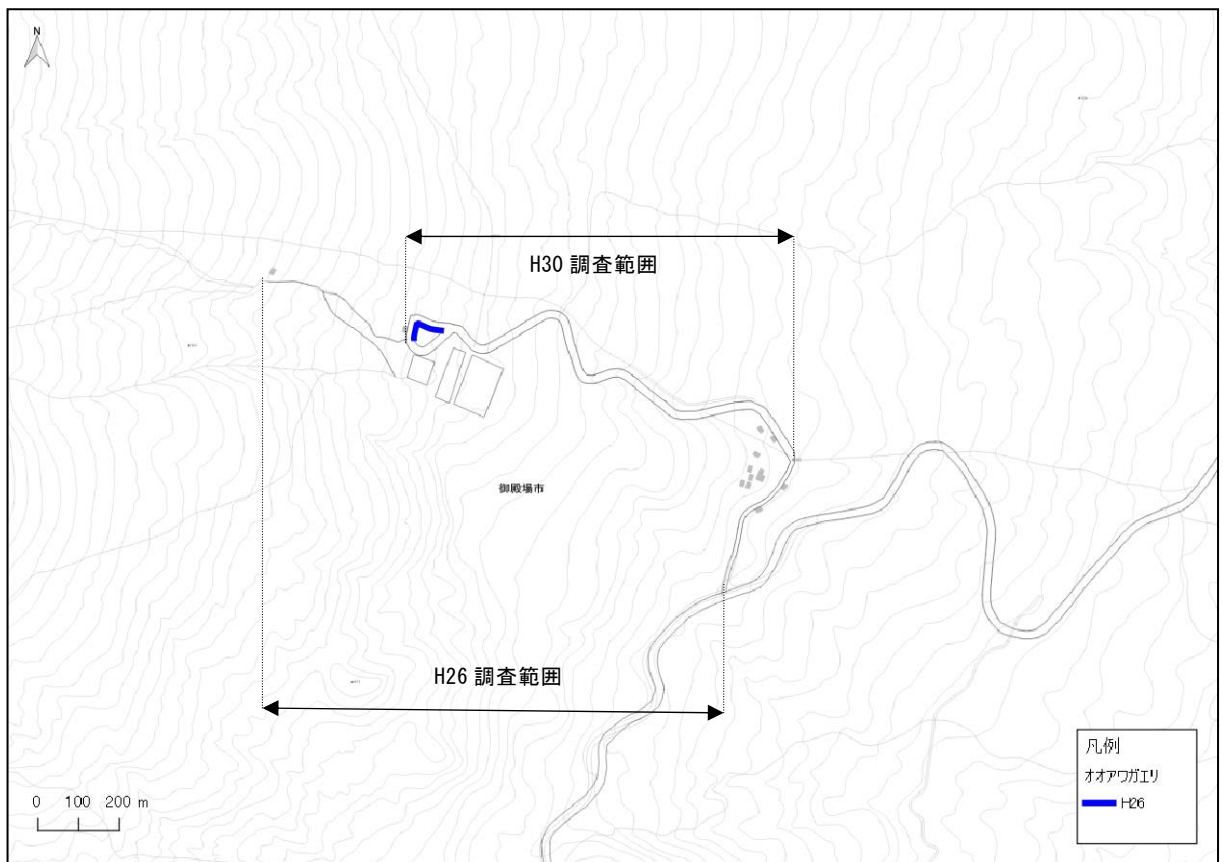


図 3. 3. 49 H26、H30 年度オオアワガエリ確認位置図(路線 7:御殿場口登山道～路線 10:御殿場太郎坊線)

## 4. 優先度を踏まえた外来植物対策

### 4.1 調査場所の重要性の確認

調査対象範囲及びその周辺の保全対象地域としての重要性を整理した(表 4.2.1)。その結果、調査対象地域及びその周辺は、「自然公園法」により富士箱根伊豆国立公園地域が保護規制計画の対象とされてるほか、富士山地域管理計画では、五合目以上(標高 2,200m以上)の高山植物群落等の自然性の高い地域が保全対象とされている。

国立公園特別地域内で最も重要性が高い特別保護地区は、既往及び今年度調査を実施した範囲では、路線 1 の富士宮口登山道のみが該当する。第 1 種特別地域は、路線 1 の富士宮口登山道、路線 2 の富士宮口五合目駐車場内・周辺、路線 3 の富士山スカイライン 1、路線 12 の須走口登山道が該当する。第 2 種特別地域には路線 3 の富士山スカイライン 1 のみが該当する。特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域である第 3 種特別地域は、路線 3～路線 5 の富士山スカイライン 1～3、路線 13 のふじあざみラインが該当する。

特別地域や海城公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域で、特別地域や海城公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)とされる、普通地域に該当する路線はなく、その他路線 6～路線 10 はすべて国立公園外であった。

また、五合目(標高 2,200m)から山頂部までが範囲である富士山管理計画区には、路線 1 の富士宮口登山道、路線 2 の富士宮口五合目駐車場内・周辺、路線 3 の富士山スカイライン 1、路線 12 の須走口登山道が該当する。

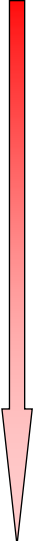
### 4.2 貴重な植物の重要性の確認

貴重な植物(絶滅危惧種等)の生育箇所は、貴重な植物の生育が確認されていない場所と比較して、保全対象としての重要性が高い場所と考えられる。「ふじのくに生物多様性地域戦略(静岡県, 2018)」では、掲載種のカテゴリーごとに保護方針が設定されていることから、これに準じて貴重な植物(生育箇所を含む)の保全対象としての重要性を評価した。

その結果、最も重要性が高いのは、絶滅危惧 I A 類(CR)、次いで絶滅危惧 I B 類(EN)及び現状不明(N-I)、絶滅危惧 II 類(VU)、準絶滅危惧(NT)及び分布上注目種等(N-II)、情報不足(DD)及び部会注目種(N-III)の順であった。

希少種情報につき削除

表 4.2.1 調査場所の保全対象地域としての重要性

国立公園地域	保護規制計画 <sup>1)</sup>	富士山地域管理計画 <sup>2)</sup>	路線 1	路線 2	路線 3	路線 4	路線 5	路線 6	路線 7	路線 8	路線 9	路線 10	路線 11	路線 12	路線 13	重要性	
			富士宮口登山道	富士宮口五合目駐車場内・周辺	富士山スカイライン 1	富士山スカイライン 2	富士山スカイライン 3	須山口登山歩道	御殿場口登山道	御殿場口五合目駐車場	御殿場口五合目駐車場周辺	御殿場太郎坊線	県道 23 号線	須走口登山道	ふじあざみライン		
公園内 (富士箱根伊豆国立公園)	特別保護地区 公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。	富士山管理計画区 五合目(標高 2,200m)から山頂部まで。五合目付近の高山植物群落等の自然性の高い植生を保全対象とする。	●													高  低	
	第 1 種特別地域 特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。		●	●	●									●			
	第 2 種特別地域 農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。				●										●		●
	第 3 種特別地域 特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。				●	●	●										●
	普通地域 特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外の緩衝地域(バッファゾーン)。	富士山南麓管理計画区 五合目(標高 2,200m)以下。															
公園外					●	●	●	●	●	●	●	●		●	低		

出典:1) 自然公園法(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号)(最終改正:平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

2) 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画書, 平成 12 年 1 月(環境庁自然保護局南関東地区国立公園・野生生物事務所)

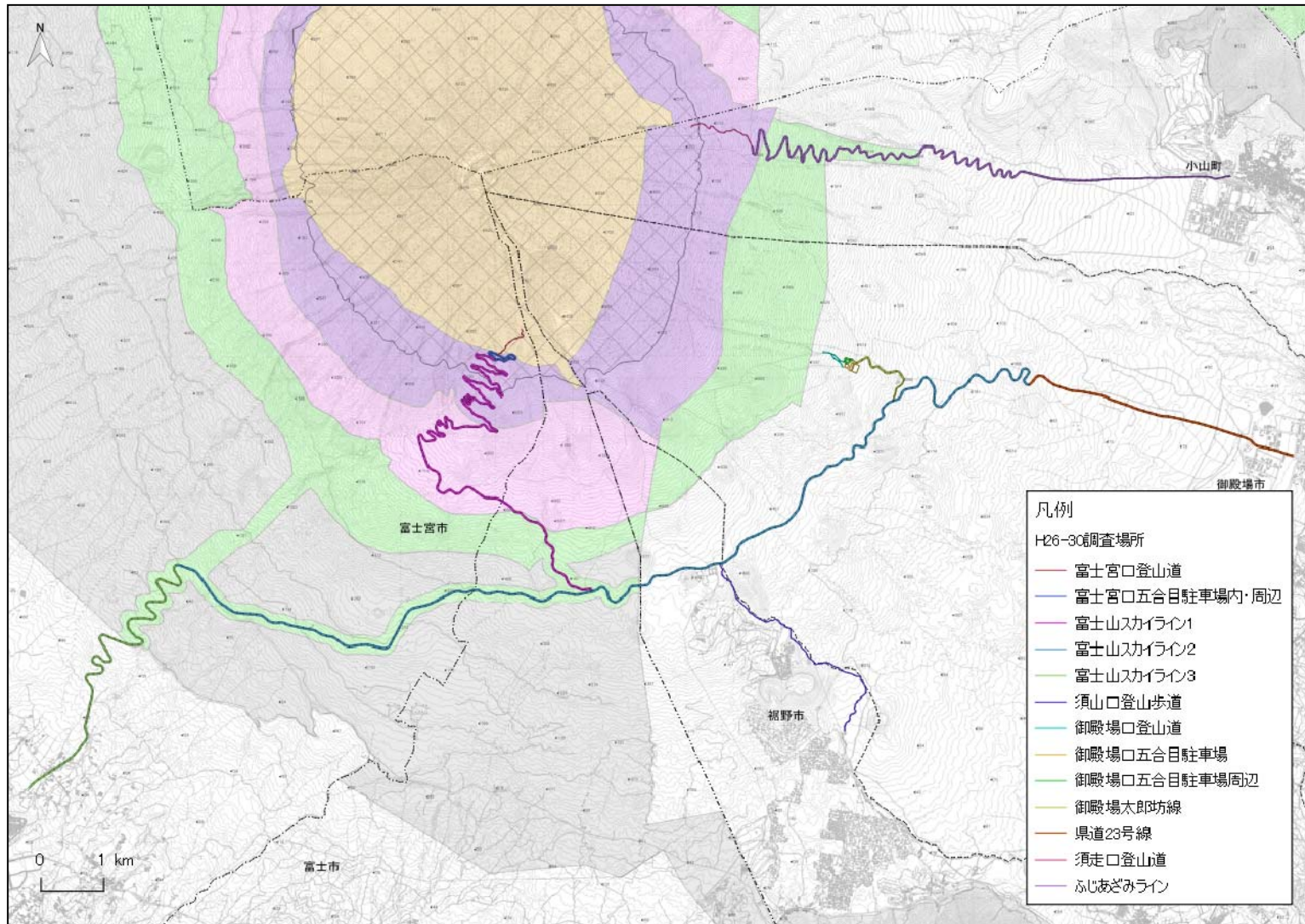


図 4.2.1 富士箱根伊豆国立公園及び富士山地域管理計画区と調査場所



表 4.2.2 調査場所の保全対象種(貴重な植物)の重要性

カテゴリー	保護方針 <sup>注)</sup>	調査結果	路線 1	路線 2	路線 3	路線 4	路線 5	路線 6	路線 7	路線 8	路線 9	路線 10	路線 11	路線 12	路線 13	重要性
			富士宮 口登山 道	富士宮 口五合 目駐車 場内・ 周辺	富士山 スカイ ライン 1	富士山 スカイ ライン 2	富士山 スカイ ライン 3	須山口 登山歩 道	御殿場 口登山 道	御殿場 口五合 目駐車 場	御殿場 口五合 目駐車 場周辺	御殿場 太郎坊 線	県道 23号線	須走口 口登山 道	ふじあ ざみラ イン	
絶滅危惧 I A 類 (CR)	種の個体数を減少させる影響及び要因は最大限の努力をもって排除する必要がある。	<p>希少種情報につき削除</p>														
絶滅危惧 I B 類 (EN)	種の個体数を減少させる影響及び要因は軽減又は排除する必要がある。															
要注目種 現状不明 (N-I)																
絶滅危惧 II 類 (VU)	種の個体数を減少させる影響及び要因は最小限にとどめる必要がある。															
準絶滅危惧 (NT)	種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように注意する。															
要注目種 分布上注目種等 (N-II)																
情報不足 (DD)																
要注目種 部会注目種 (N-III)	種の個体数を減少させる影響は可能な限り生じないように配慮する。															

注)ふじのくに生物多様性地域戦略 (静岡県, 平成 30 年 3 月)

### 4.3 外来植物の侵略性の確認

#### 4.3.1 生態系防止外来種リストのカテゴリ区分

外来生物法の指定状況、「生態系被害防止外来種リスト」のカテゴリに基づき、外来植物の侵略性を整理し、侵略性に対応した対策優先度を設定した（表 4.3.1）。

表 4.3.1 生態系被害防止外来種リストのカテゴリによる侵略性及び対策優先度

カテゴリ		平成 29 年調査結果	侵略性	対策優先度
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるもの。		高	
総合対策外来種	緊急対策外来種	「外来種被害防止行動計画（環境省・農林水産省・国土交通省, 2015）」における対策の優先度の考え方（注 1）に基づき、被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として⑤に該当する種。特に緊急性が高く、特に各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。		①
	重点対策外来種	「外来種被害防止行動計画（環境省・農林水産省・国土交通省, 2015）」における対策の優先度の考え方に基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。		②
	その他の総合対策外来種			③
産業管理外来種	産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用にあたっては種ごとに示す利用上の留意事項（注 2）に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。	④		
過年度調査で調査対象としていた外来植物	生態系被害防止外来種リストから除外されたが、本調査の継続性を考慮し、過年度調査で調査対象としていた外来植物（旧要注意外来生物（注 3））も調査対象とした。	⑤		
			低	

注 1) 緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方（被害の深刻度）

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす（対策の実効性、実行可能性）
- ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。

注 2) 利用上の留意事項

産業管理外来種については、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは抑制するための管理の実施・普及が期待される。掲載種には種毎に利用状況や利用上の留意事項を記載しており、産業管理外来種については利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待される。

注 3) 要注意外来生物：外来生物法に基づく飼養等の規制が課されるものではないが、これらの外来生物が生態系に悪影響を及ぼしうることから、利用に関わる個人や事業者等に対し、適切な取扱いについて理解と協力が求められるもの。「生態系被害防止外来種リスト」（平成 29 年 3 月 26 日）の作成により、本区分は発展的に解消された。

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

#### 4.3.2 特に問題となる地域

生態系被害防止外来種リストでは、特に植物についてはさまざまな環境で生育し、問題とならない環境もあることから、対策の検討に資するよう注意を払うべき、「特に問題となる地域や環境」が記載されている。

富士山地域で特に外来植物対策の優先度が高い地域は、国立公園内の特別保護地区、第一種保護地区などの亜高山帯や高山帯が中心となる。このため、生態系被害防止外来種リストにおいて、「特に問題となる地域や環境」に亜高山帯、高山帯が含まれる種は、現地調査での分布確認地点が低地に限られている場合でも、今後分布を拡大し亜高山帯や高山帯に侵入し影響を及ぼすおそれがあるため亜高山帯以上での被害のおそれが高いと判断した。反対に「特に問題となる地域や環境」に亜高山帯や高山帯が含まれない種については、亜高山帯以上での被害のおそれは低いと判断した。外来植物の特に問題となる地域や環境による対策優先度を表 4.3.2 に示す。

表 4.3.2 外来植物の特に問題となる地域や環境による対策優先度

特に問題となる地域や環境 ※網掛けは「亜高山」「高山」を含む	種名	外来 生物法	要注意 外来生物	生態系 被害防止	亜高山帯以 上での被害 のおそれ	対策 優先 度		
河川敷、海岸、亜高山帯、リンゴ園周辺	イタチハギ		類型 4	重点	高	①		
自然草原や高山	セイヨウタンポポ		類型 2	重点				
亜高山帯の自然草原や湿地、ノダイオウなどの 在来のギシギシ類の生息地周辺	エゾノギシギシ		類型 2	その他				
亜高山帯、河川敷	ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他				
亜高山帯	フランスギク			その他				
山地や亜高山の草原	ヒメジョオン		類型 2	その他				
里草地、河川堤防などの半自然裸地、亜高山の草地	オニウシノケグサ		類型 4	産業				
亜高山や山地の草原	オオアワガエリ		類型 4	産業				
河原の固有種の生育地	オオキンケイギク	特定		緊急			低	②
海岸砂浜	コマツヨイグサ		類型 2	重点				
二次林林床、草原、海岸砂浜	ツルニチニチソウ			重点				
湿地や河原	オオブタクサ		類型 1	重点				
湿原や湿地	セイタカアワダチソウ		類型 1	重点				
海岸砂浜、山地草原	ヒメスイバ			その他				
河原、里草地	アレチヌスビトハギ			その他				
海岸砂浜、河川敷	オオフタバムグラ		類型 2	その他				
湿地	アメリカセンダングサ		類型 2	その他				
海岸や川岸の岩場	ペラペラヨメナ			その他				
雑木林、草地、河川敷	メリケンカルカヤ		類型 2	その他				
里草地や山地草原	ハルガヤ			その他				
湿地や河川敷	オオクサキビ			その他				
里草地	シマスズメノヒエ			その他				
河原、海岸林、リンゴ園	ハリエンジュ		類型 4	産業				
河川敷、絶滅危惧種のヌカボ属の生育地周辺	コスカグサ			産業				
山地草原	カモガヤ		類型 4	産業				
海岸砂地、草原	ナギナタガヤ			産業				
二次林、自然林	マダケ			産業				
不明	メマツヨイグサ		類型 2		③			
	ヘラオオバコ		類型 2					
	オオアレチノギク		類型 2					
	ヒメムカシヨモギ		類型 2					
	ハルジオン		類型 2					

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定：特定外来生物

注 2) 要注意外来生物（生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された）

類型 1：被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型 2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）（平成 27 年 3 月 26 日公表）

緊急：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 緊急対策外来種

重点：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

## 4.4 外来植物の緊急性（定着段階）


### 4.4.1 全国的な定着段階

「生態系被害防止外来種リスト」の種ごとの定着段階に基づき、外来植物の緊急性を整理し、全国的な緊急性に対応した対策優先度を設定した（表 4.4.1）。

生態系被害防止外来種リスト掲載種は、「分布拡大期～まん延期」、「定着初期/限定分布」、「未定着」の3つの区分が設けられている。「分布拡大期～まん延期」は、定着可能な範囲のほぼ全域に分布しており、対策目標は地域的な根絶、生物多様性保全上重要な地域への分布拡大の阻止、被害影響の低減、地域や種別に対応の検討である。「定着初期/限定分布」は、一部の地域で定着が確認されており、対策目標は国内からの根絶、分布拡大の防止である。「未定着」は国内への定着情報がない種で、対策目標は監視と予防である。このため、最も優先度が高いのは「分布拡大期～まん延期」の種であり、次いで「定着初期/限定分布」、「未定着」となる。

既往調査及び今年度調査で確認した外来植物全ての定着段階は、対策優先度①に該当した。

表 4.4.1 外来植物の緊急性（全国的な定着段階）及び対策優先度

定着段階の区分 <sup>注1)</sup>		平成 26、27、29、30 年度調査結果	緊急性	対策優先度
分布拡大期 ～まん延期	国内の多くの地域に定着しているが定着が全域には拡大していない種類、北海道から九州までのほとんどの都道府県で定着が確認されている種類及び生育可能な立地・環境ほとんどで定着が確認されている種。	オオキンケイギク、イタチハギ、コマツヨイグサ、ツルニチニチソウ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、ヒメスイバ、エゾノギシギシ、ハルザキヤマガラシ、アレチヌスビトハギ、オオフタバムグラ、アメリカセンダングサ、フランスギク、ヒメジョオン、ペラペラヨメナ、メリケンカルカヤ、ハルガヤ、オオクサキビ、シマスズメノヒエ、ハリエンジュ、コヌカグサ、カモガヤ、オニウシノケグサ、ナギナタガヤ、オオアワガエリ、マダケ、メマツヨイグサ*、ヘラオオバコ*、オオアレチノギク*、ヒメムカシヨモギ*、ハルジオン*	高	①
定着初期/ 限定分布	一部地域で定着（一部逸出を含む）が確認されている種類。	確認なし		②
未定着	国内で栽培されているものも含め、現時点では定着の情報がない種類。逸出の記録が少数ある場合も含む。	確認なし		③
				低

注 1) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト補足資料 植物の掲載種の選定方法

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/press/100775.htm>)

\*：メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオンの5種は、生態系被害防止外来種リストにおいて記載がないが、これらの種は、生態系被害防止外来種リスト検討段階の委員会資料である侵略的外来種リスト（仮称）植物の掲載種（案）において「まん延期」として扱われていた種である。このため、これら3種についても、分布拡大期～まん延期とした。

#### 4.4.2 調査対象場所における定着段階（分布の拡がり(水平分布)・量）

今年度調査結果及び過年度業務（平成 26 年、平成 27 年度、平成 29 年度）の調査結果から、富士山周辺の外来植物の分布の拡がり（(水平分布)・量）として確認地点数及び確認個体数を整理した。なお、平成 26 年度調査範囲のうち、平成 30 年度調査範囲と重複する区画については、平成 30 年度調査結果を用いた。ただし、要注意外来生物（平成 27 年廃止）のうち、生態系被害防止外来種リストに掲載されていない種については、平成 30 年調査において調査対象としていないため、平成 26 年度調査結果を用いた。

外来植物の緊急性は確認地点数及び確認個体数が多いほど高くなり、反対に外来植物の根絶可能性は低くなる。対策優先度は緊急性が高いものほど生態系への影響が大きいと判断し対策優先度を設定した。

表 4.4.2 外来植物確認地点数及び確認個体数により区分した緊急性及び根絶可能性

地点数	個体数	緊急性	根絶可能性
多	多	高	低
少	少	低	高

表 4.4.3 今年度及び過年度確認した外来植物の確認地点数及び個体数及び対策優先度

種名	外来植物選定基準			調査対象路線での確認状況													現地調査結果		優先度評価		
	外来生物法	要注意外来生物	生態系被害防止	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	合計地点数	合計個体数	地点数順	個体数順	対策優先度
セイヨウタンポポ		類型2	重点	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	5,610	24,988	1	2	①
ハルジオン		類型2			●	●	●	●			●		●	●		●	1,629	22,040	2	3	②
ハルガヤ			その他			●	●				●			●			503	51,214	5	1	③
ヒメジョオン		類型2	その他		●	●	●	●			●	●	●	●		●	1,341	9,254	3	4	④
カモガヤ		類型4	産業	●	●	●	●				●			●		●	640	6,150	4	6	⑤
オオアワガエリ		類型4	産業		●	●								●		●	261	1,902	6	7	⑥
ヘラオオバコ		類型2				●	●							●		●	120	6,191	9	5	⑦
ハルザキヤマガラシ		類型2	その他		●	●	●	●									65	889	12	9	⑧
セイタカアワダチソウ		類型1	重点														97	697	10	12	⑨
オオアレチノギク		類型2						●									228	499	7	16	⑩
メリケンカルカヤ		類型2	その他					●									49	836	13	10	⑩
メマツヨイグサ		類型2				●	●	●									81	651	11	13	⑪
ヒメムカシヨモギ		類型2						●									122	252	8	20	⑫
マダケ			産業					●									12	1,167	20	8	⑫
フランスギク			その他					●	●								29	582	14	15	⑬
ナギナタガヤ			産業					●			●						11	759	21	11	⑭
オオフタバムグラ		類型2	その他														27	368	16	19	⑮
コヌカグサ			産業					●									12	410	19	17	⑯
ペラペラヨメナ			その他					●									15	373	18	18	⑯
イタチハギ		類型4	重点				●	●									20	108	17	22	⑰
アメリカセンダングサ		類型2	その他				●	●									28	69	15	25	⑱
ツルニチニチソウ			重点					●									3	605	27	14	⑲
エゾノギシギシ		類型2	その他				●	●									9	87	22	23	⑳
ヒメスイバ			その他				●	●									8	72	23	24	㉑
コマツヨイグサ		類型2	重点					●									2	110	29	21	㉒
オニウシノケグサ		類型4	産業					●									4	27	26	26	㉓
ハリエンジュ		類型4	産業														6	8	24	28	㉔
アレチヌスビトハギ			その他					●									4	6	25	29	㉔
オオブタクサ		類型1	重点					●									2	11	30	27	㉕
オオキンケイギク	特定		緊急														3	3	28	30	㉖
オオクサキビ			その他					●									2	3	31	31	㉗
シマスズメノヒエ			その他					●									1	3	32	32	㉘

注1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年6月2日法律第78号)

特定：特定外来生物

注2) 要注意外来生物(生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成27年3月26日に廃止された)

類型1：被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型4：別途総合的な取組みを進める外来生物(緑化植物)

注3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成27年3月26日公表)

緊急：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種

重点：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

注6) 調査対象路線

- 1：富士宮口登山道、2：富士宮口五合目駐車場内・周辺、3：富士山スカイライン1、4：富士山スカイライン2、
- 5：富士山スカイライン3、6：須山口登山歩道、7：御殿場口登山道、8：御殿場口五合目駐車場、9：御殿場口五合目駐車場周辺、
- 10：御殿場太郎坊線、11：県道23号線、12：須走口登山道、13：ふじあざみライン

#### 4.4.3 調査対象場所における定着段階（分布の拡がり(垂直分布)）

今年度調査結果及び過年度業務（平成 26 年、平成 27 年度）の調査結果から、富士山周辺の外来植物の垂直分布の拡がりについて整理し、標高区分が高い程垂直分布が広がっていると判断し、対策優先度を設定した(表 4.4.4)。なお、標高の区分は富士山南面（静岡県側）の垂直分布（環境庁, 2000）に従い、標高 600m 以下を丘陵帯、標高 600～1,500m を低山帯、標高 1,500～2,500m を亜高山帯、標高 2,500m 以上を高山帯とした。

表 4.4.4 今年度及び過年度確認した外来植物の標高区分ごとの分布状況及び対策優先度

富士山南面（静岡県側）の垂直分布 <sup>注2)</sup>				標高(m)	種名	外来植物選定基準			対策優先度
600m以下	600～1,500m	1,500～2,500m	2,500m以上			特定外来生物	要注意外来生物	生態系被害防止	
丘陵帯	低山帯	亜高山帯	高山帯						
●	●	●	-	490～2,379	セイヨウタンポポ		類型 2	重点	①
-	●	●	-	720～2,357	オオアワガエリ		類型 4	産業	
●	●	●	-	500～2,350	カモガヤ		類型 4	産業	
●	●	●	-	490～2,342	ハルザキヤマガラシ		類型 2	その他	
-	●	●	-	680～2,015	オニウシノケグサ		類型 4	産業	
●	●	●	-	500～1,978	エゾノギシギシ		類型 2	その他	
●	●	●	-	490～1,789	ハルジオン		類型 2		
●	●	●	-	490～1,707	ヒメジョオン		類型 2	その他	
-	●	-	-	680～1,460	ヘラオオバコ		類型 2		
-	●	-	-	720～1,450	イタチハギ		類型 4	重点	②
●	●	-	-	550～1,440	ヒメスイバ			その他	
●	●	-	-	590～1,430	ナギナタガヤ			産業	
●	●	-	-	490～1,420	ハルガヤ			その他	
-	●	-	-	680～1,290	オオキンケイギク	特定		特定	③
●	●	-	-	510～1,288	メマツヨイグサ		類型 2		
●	●	-	-	490～1,031	ヒメムカシヨモギ		類型 2		
●	●	-	-	490～1,020	メリケンカルカヤ		類型 2	その他	
●	●	-	-	490～1,010	フランスギク			その他	
●	●	-	-	500～990	アメリカセンダングサ		類型 2	その他	
●	●	-	-	490～969	オオアレチノギク		類型 2		
●	●	-	-	550～890	アレチヌスビトハギ			その他	
●	●	-	-	780～830	セイタカアワダチソウ		類型 1	重点	
-	●	-	-	780～830	オオブタクサ		類型 1	重点	
-	●	-	-	730～790	オオフタバムグラ		類型 2	その他	
-	●	-	-	720	ハリエンジュ		類型 4	産業	
-	●	-	-	690～720	コヌカグサ			産業	
-	●	-	-	630～640	ペラペラヨメナ			その他	
●	-	-	-	510～540	ソルニチニチソウ			重点	
●	-	-	-	490～540	マダケ			産業	
●	-	-	-	530	コマツヨイグサ		類型 2	重点	
●	-	-	-	500	オオクサキビ			その他	
●	-	-	-	490	シマスズメノヒエ			その他	

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定：特定外来生物

注 2) 要注意外来生物（生態系被害防止外来種リストの作成・公表に伴い、平成 27 年 3 月 26 日に廃止された）

類型 1：被害に係る一定の知見があり、引き続き指定の適否について検討する外来生物

類型 2：被害に係る知見が不足しており、引き続き情報の集積に努める外来生物

類型 4：別途総合的な取組みを進める外来生物（緑化植物）

注 3) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 緊急対策外来種

重点：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種） その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

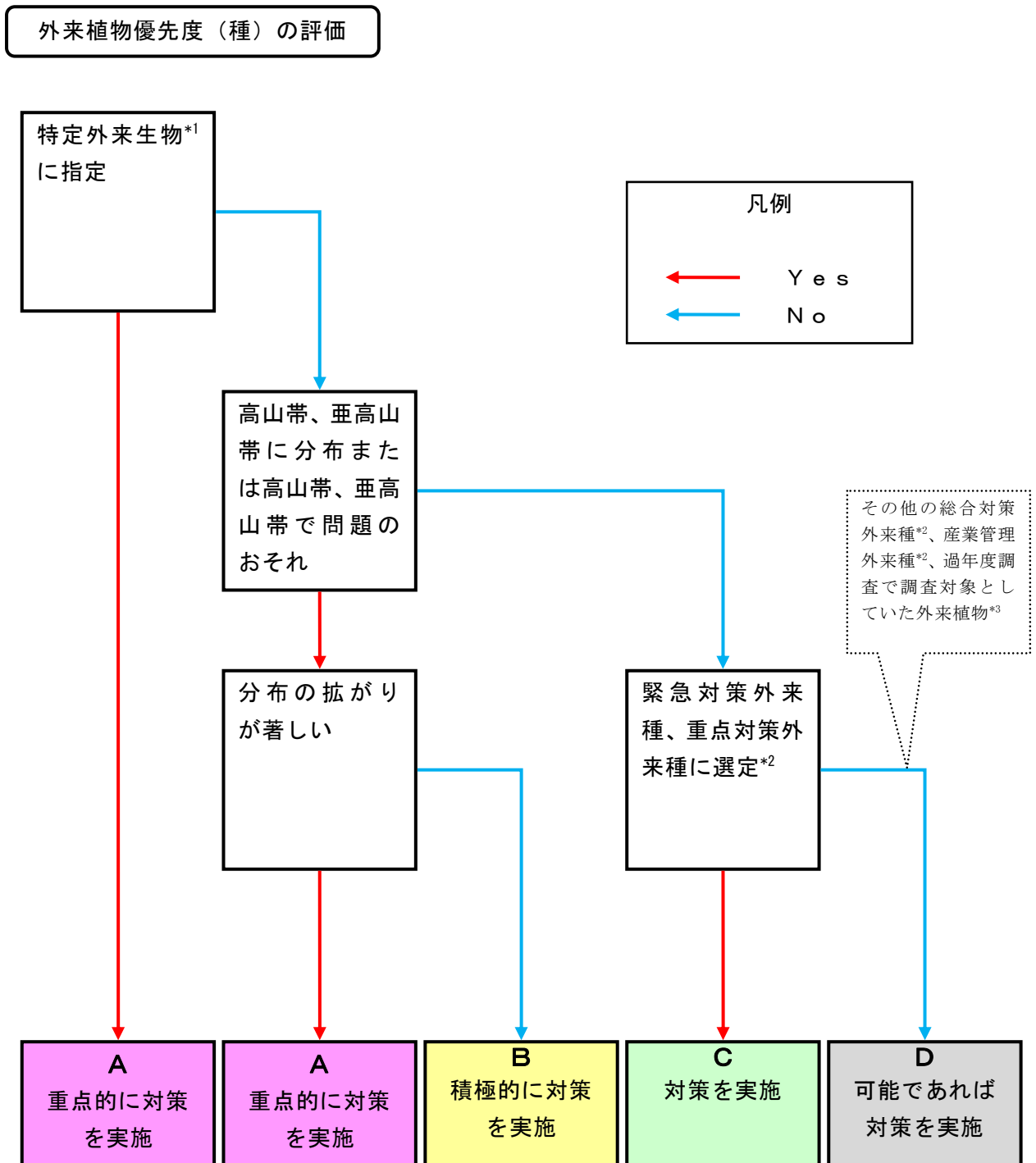
注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。



#### 4.5 既往調査及び今年度調査場所での外来植物対策優先度の評価

既往調査及び今年度調査において確認した、外来植物の対策優先度の評価フロー及び評価結果を表 4.5.1～表 4.5.6 に示す。対策優先度は、「A：重点的に対策を実施する種」、「B：積極的に対策を実施する種」、「C：対策を実施する種」、「D：可能であれば対策を実施する種」とした。



\*1：特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律で指定

\*2：生態系被害防止外来種リストにより選定

\*3：平成 26 年度調査で生育を確認した要注意外来生物のうち、生態系被害防止外来種リスト未掲載の種（メマツヨイウグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン）

図 4.5.1 外来植物の対策優先度の評価フロー

表 4.5.1 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価結果






種名	国立公園内への侵入状況	同一区画内に生育する貴重な植物	外来植物の侵略性		外来植物の緊急性(定着段階)			評価結果	
			カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な定着段階	調査対象場所における定着段階			
						分布の広がり(水平分布)・量	分布の広がり(垂直分布)		
 オオキンケイギク	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度① 特定外来生物、緊急対策外来種	対策優先度② 河原の固有種の生育地	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度③ 3地点3個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>外来生物法において、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのある植物として、栽培、保管及び運搬等が規制される植物である。また、生態系被害防止外来種リストにおいて、特に緊急性が高く積極的に防除を行う必要がある、緊急対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域は河原の固有種の生育地とされており、本業務の調査範囲は河原ではないが、河原の固有種であるヒロハノカワラサイコの自生が周辺で確認されている。</li> <li>既往及び今年度調査結果で、3地点3個体が確認されているが、分布は低山帯にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	A
 セイヨウタンポポ	国立公園第1種～第3種特別地域に侵入	ヒメハナワラビなど20種	対策優先度② 重点対策外来種	対策優先度① 自然草原や高山	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度① 5,610地点24,988個体	対策優先度① 丘陵帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第1～3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物(ヒメハナワラビ、イチリンソウ、ヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラムラサキモメンヅル、イワウメヅル、ハコネグミ、ミヤマスマレ、アシタカツツジ、キヨスミウツボ、シデシャジン、キンラン、スズムシソウ、アオフタバラン、ホザキイチヨウラン、ヒメムヨウラン、ホソバノキノチドリ、ヒトツボクロ、オハクウンラン)の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に高山が含まれるため、亜高山帯及び高山帯の在来種と競合するなどの被害を及ぼすおそれがある。</li> <li>富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。ただし、根絶の可能性は極めて低いため、駆除実施場所の検討が必要である。</li> <li>上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	A
 ヒメジョオン	国立公園第2種、第3種特別地域に侵入	ヤマシャクヤクなど11種	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 山地や亜高山の草原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度④ 1,341地点9,254個体	対策優先度① 丘陵帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第2、第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物(イチリンソウ、ヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、イワウメヅル、ハコネグミ、アシタカツツジ、シデシャジン、キンラン、アオフタバラン、ヒトツボクロ)の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種と重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。ただし、根絶の可能性は極めて低いため、駆除実施場所の検討が必要である。</li> <li>上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	A
 ハルジオン	国立公園第2、3種特別地域に侵入	ヤマシャクヤクなど11種	対策優先度⑤ 過年度調査で調査対象としていた外来植物	対策優先度③ 不明	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度② 1,629地点22,040個体	対策優先度① 丘陵帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第2、第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物(ヤマシャクヤク、ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、イワウメヅル、ハコネグミ、ミヤマスマレ、アシタカツツジ、キヨスミウツボ、キンラン、アオフタバラン、ヒトツボクロ)の生育が確認されている。</li> <li>本種は要注意外来生物(平成27年3月に廃止)であったが、生態系被害防止外来種リストでは除外された。</li> <li>富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。ただし、根絶の可能性は極めて低いため、駆除実施場所の検討が必要である。</li> <li>上記理由から重点的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	A
 カモガヤ	国立公園第1種～第3種特別地域に侵入	ヒメハナワラビなど10種	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度② 山地草原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑤ 640地点6,150個体	対策優先度① 丘陵帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第2、第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物(ヒメハナワラビ、サンショウバラ、ムラサキモメンヅル、イワウメヅル、ハコネグミ、ミヤマスマレ、キンラン、スズムシソウ、ホザキイチヨウラン、アオフタバラン)の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まれていないが、富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性は高いと判断する。根絶の可能性は低いため、駆除実施場所の検討が必要である。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B

表 4.5.2 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

種名	国立公園内への侵入状況	同一区画内に生育する貴重な植物	外来種の侵略性		外来種の緊急性(定着段階)		評価		
			カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な定着段階	調査対象場所における定着段階			
						分布の広がり(水平分布)・量		分布の広がり(垂直分布)	
 オオアワガエリ	国立公園第1種～第3種特別地域に分布	ヒメハナワラビなど9種	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度① 亜高山や山地の草原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑥ 261地点 1,902個体	対策優先度① 低山帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第1～第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（ヒメハナワラビ、ヤマシャクヤク、イワウメヅル、サンショウバラ、ムラサキモメンヅル、アオフタバラン、ホザキイチヨウラン、ホソバノキノチドリ、オオハクウンラン）の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>富士山周辺では広範囲に定着が進み、亜高山帯にも分布が確認されているため、緊急性が高い種である。ただし、根絶の可能性は低いため、駆除実施場所の検討が必要である。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B
 エゾノギシギシ	国立公園第1,3種特別地域に侵入	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度① 亜高山帯の自然草原や湿地、ノダイオウなどの在来のギシギシ類の生息地周辺	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度②⑨ 9地点 87個体	対策優先度① 丘陵帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第1種及び第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>現段階で既に亜高山帯まで侵入が確認されているが、9地点 87個体の確認であり、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B
 イタチハギ	国立公園第3種特別地域に侵入	なし	対策優先度② 重点対策外来種	対策優先度① 河川敷、海岸、亜高山帯、リング園周辺	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度①⑦ 20地点 108個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域においても生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯に侵入・定着し在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>現段階では20地点 108個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B
 ハルザキヤマガラシ	国立公園第1～3種特別地域に侵入	サンショウバラ、イワウメヅル	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度① 亜高山帯、河川敷	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑧ 65地点 889個体	対策優先度① 丘陵帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第1～第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（サンショウバラ、イワウメヅル）の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>現段階で既に亜高山帯まで侵入が確認されているが、65地点 889個体の確認であり、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B
 オニウシノケグサ	国立公園第1種特別地域に侵入	なし	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度① 里草地、河川堤防などの半自然裸地、亜高山の草地	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度③ 4地点 27個体	対策優先度① 低山帯～亜高山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第1種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯の在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>現段階では亜高山帯にも分布が確認されているが、4地点 27個体の確認であるため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B

表 4.5.3 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価







種名	国立公園内への侵入状況	同一区画内に生育する貴重な植物	外来種の侵略性		外来種の緊急性(定着段階)			評価	
			カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な定着段階	調査対象場所における定着段階			
						分布の広がり(水平分布)・量	分布の広がり(垂直分布)		
 フランスギク	国立公園内に分布なし	キンラン	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度① 亜高山帯	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑬ 29地点 582個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一区画内に貴重な植物（キンラン）の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯が含まれるため、亜高山帯に侵入・定着し在来種と競合するなどの被害をもたらすおそれがある。</li> <li>現段階では28地点 581個体の確認であり、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から積極的に対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	B
 セイタカアワダチソウ	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカワライサイコなど4種	対策優先度② 重点対策外来種	対策優先度② 湿原や湿地	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑨ 97地点 697個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（ヒロハノカワライサイコ、サンショウバラ、キンラン、ヒトツボクロ）の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。現段階では丘陵帯～低山帯の分布にとどまっている。</li> <li>上記理由から対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	C
 コマツヨイグサ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度② 重点対策外来種	対策優先度② 海岸砂浜	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度② 2地点 110個体	対策優先度③ 丘陵帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域は海岸砂浜であるため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では2地点 110個体の確認であり、丘陵帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	C
 ツルニチニチソウ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度② 重点対策外来種	対策優先度② 二次林林床、草原、海岸砂浜	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑱ 3地点 605個体	対策優先度③ 丘陵帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では3地点 605個体の確認であり、丘陵帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性はある。</li> <li>上記理由から対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	C
 オオブタクサ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度② 重点対策外来種	対策優先度② 湿原や河原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑤ 2地点 11個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、甚大な被害が予想されるため、対策の必要性が高い、重点対策外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では2地点 11個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	C
 ヒメスイバ	国立公園第3種特別地域に侵入	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 海岸砂浜、山地草原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑳ 8地点 72個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では8地点 72個体の確認であり、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D

表 4.5.4 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価






種名	国立公園内への侵入状況	同一区画内に生育する貴重な植物	外来種の侵略性		外来種の緊急性(定着段階)			評価	
			カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な定着段階	調査対象場所における定着段階			
						分布の広がり(水平分布)・量	分布の広がり(垂直分布)		
 アレチヌスビトハギ	国立公園第3種特別地域に侵入	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 河原、里草地	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度④ 4地点6個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では4地点6個体の確認であり、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 オオフトバムグラ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 海岸砂浜、河川敷	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑮ 27地点368個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では27地点368個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性はある。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 アメリカセンダングサ	国立公園第3種特別地域に侵入	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 湿地	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑱ 28地点69個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では28地点69個体の確認であり、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 ペラペラヨメナ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 海岸や川岸の岩場	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑯ 15地点373個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では15地点373個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性はある。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 メリケンカルカヤ	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカラサイコ、サンショウバラ、キンラン	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 雑木林、草地、河川敷	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑩ 49地点836個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物(ヒロハノカラサイコ、サンショウバラ、キンラン)の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では49地点836個体の確認であり、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D

表 4.5.5 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価







種名	国立公園内への侵入状況	同一区画内に生育する貴重な植物	外来種の侵略性		外来種の緊急性(定着段階)			評価	
			カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な定着段階	調査対象場所における定着段階			
						分布の広がり(水平分布)・量	分布の広がり(垂直分布)		
 ハルガヤ	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカワラサイコなど7種	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 里草地や山地草原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度③ 503地点 51,214個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物(ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、ムラサキモメンズル、イワウメヅル、ハコネグミ、キンラン、アオフタバラン)の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているが、地点数及び個体数ともに多い(503地点 51,214個体)ため、駆除による根絶の可能性は極めて低い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 オオクサキビ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 湿地や河川敷	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑦ 2地点3個体	対策優先度③ 丘陵帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では2地点3個体の確認であり、丘陵帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 シマスズメノヒエ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度③ その他の総合対策外来種	対策優先度② 里草地	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑧ 1地点3個体	対策優先度③ 丘陵帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、その他の総合対策外来種に指定されている。総合対策外来種については、対策の方向性が明示されていないが、緊急対策外来種や重点対策外来種と比較して、侵略性は低いと考えられる。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では1地点3個体の確認であり、丘陵帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 ハリエンジュ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度② 河原、海岸林、リンゴ園	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度②⑨ 6地点8個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では6地点8個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 コヌカグサ	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度② 河川敷、絶滅危惧種のヌカボ属の生育地周辺	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑩ 12地点410個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないことや、富士山周辺に絶滅危惧種のヌカボ属の生育は確認されていないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では12地点410個体の確認であり、低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 ナギナタガヤ	国立公園内に分布なし	ムラサキモメンズル	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度② 海岸砂地、草原	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑭ 11地点759個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一区画内に貴重な植物(ムラサキモメンズル)の生育が確認されている。</li> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では11地点759個体の確認であり、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっているため、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D

表 4.5.6 富士山周辺に生育する外来植物の対策優先度の評価

種名	国立公園内への侵入状況	同一区画内に生育する貴重な植物	外来種の侵略性		外来種の緊急性(定着段階)			評価	
			カテゴリ	特に問題となる地域や環境	全国的な定着段階	調査対象場所における定着段階			
						分布の広がり(水平分布)・量	分布の広がり(垂直分布)		
 <p>マダケ</p>	国立公園内に分布なし	なし	対策優先度④ 産業管理外来種	対策優先度② 二次林、自然林	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑫ 12 地点 1,167 個体	対策優先度③ 丘陵帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>生態系被害防止外来種リストにおいて、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要とされる、産業管理外来種に指定されている。</li> <li>本種の特に問題となる地域に亜高山帯及び高山帯は含まないため、富士山周辺では特に問題にならないと判断する。</li> <li>現段階では 12 地点 1,167 個体の確認であるが、丘陵帯～低山帯の分布にとどまっており、駆除による根絶の可能性が高い。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 <p>メマツヨイグサ</p>	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカワラサイコ、ハコネグミ	対策優先度⑤ 過年度調査で調査対象としていた外来植物	対策優先度③ 不明	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑪ 81 地点 651 個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（ヒロハノカワラサイコ、ハコネグミ）の生育が確認されている。</li> <li>本種は要注意外来生物（平成 27 年 3 月に廃止）であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 <p>ヘラオオバコ</p>	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカワラサイコ、キンラン	対策優先度⑤ 過年度調査で調査対象としていた外来植物	対策優先度③ 不明	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑦ 120 地点 6,191 個体	対策優先度② 低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、キンラン）の生育が確認されている。</li> <li>本種は要注意外来生物（平成 27 年 3 月に廃止）であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 <p>オオアレチノギク</p>	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカワラサイコ等4種	対策優先度⑤ 過年度調査で調査対象としていた外来植物	対策優先度③ 不明	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑩ 228 地点 499 個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、キンラン、ヒトツボクロ）の生育が確認されている。</li> <li>本種は要注意外来生物（平成 27 年 3 月に廃止）であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D
 <p>ヒメムカシヨモギ</p>	国立公園第3種特別地域に侵入	ヒロハノカワラサイコなど3種	対策優先度⑤ 過年度調査で調査対象としていた外来植物	対策優先度③ 不明	対策優先度① 分布拡大～まん延	対策優先度⑫ 122 地点 252 個体	対策優先度② 丘陵帯～低山帯に分布	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園第3種特別地域内においても生育が確認されている。</li> <li>同一区画内に貴重な植物（ヒロハノカワラサイコ、サンショウバラ、キンラン）の生育が確認されている。</li> <li>本種は要注意外来生物（平成 27 年 3 月に廃止）であったが、生態系被害防止外来種リストからは除外された。</li> <li>上記理由から可能であれば対策を実施することが望ましい。</li> </ul>	D

#### 4.6 対策優先度の検討方法

外来種対策については、平成 27 年 3 月 26 日に、我が国の外来種対策を推進するため 2020 年までの国の行動目標等を定めた「外来種被害防止行動計画」（以下、「行動計画」とする）が環境省、農林水産省及び国土交通省により策定・公表された。

行動計画では、地方自治体が主体となって防除を行うことを想定した、より効率的な防除につながるよう、防除対象と手順、留意事項が示されている。優先順位の検討に際しては、防除対象とする「種」を特定した上で対策を実施する場所や手法を考えるやり方「種からのアプローチ」と、防除を行う「地域」を特定した上で、生態系管理の観点から、そこに存在する外来種の中で特に被害の大きいものの対策を考えるやり方「場からのアプローチ」がある。

本業務では、富士山麓（富士山スカイライン及び御殿場太郎坊線）の外来植物の「基礎情報」となる分布状況を確認した。また、優先度の検討に当たっては、本業務の調査結果だけでなく、過年度の調査結果を含めた検討が必要である。このため、本業務及び過年度の調査結果を含め、行動計画を参考に、本業務調査対象範囲における外来植物対策の優先度を検討した（図 4.6.1）。

種からのアプローチでは、外来植物の侵略性（生態系被害防止外来種リストのカテゴリ、特に問題となる地域を基準）、緊急性（全国的及び調査対象範囲における定着段階を基準）を参考に防除対象とする種の優先度を評価した。

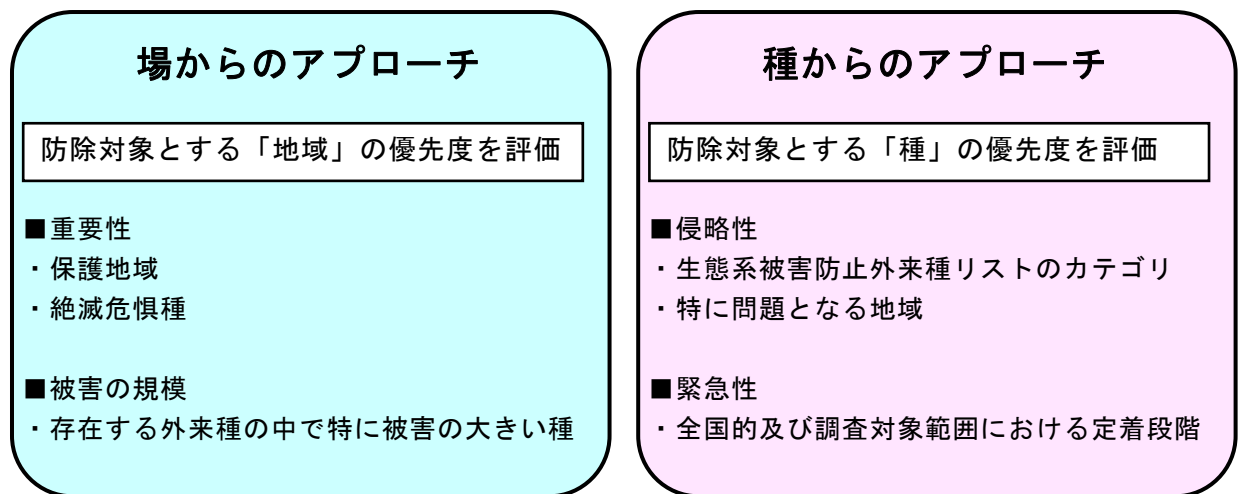


図 4.6.1 本業務調査場所における外来植物対策の優先度検討の方法



#### 4.6.1 優先的に駆除対策を実施する場所

##### (1) 保護地域の重要性

富士山麓周辺において、最も重要性が高い地域である、特別保護地区を優先的に駆除対策を実施する場所とする。ただし、特別保護地区内では外来植物の生育が確認されていないため、次いで重要性が高い、第1種特別地域を優先的に駆除を実施する場所とした。

さらに、第1種特別地域のなかでも、富士山管理計画区である五合目以上(2,200m)について、優先的に駆除を実施することが望ましい。

重点的に駆除対策を実施する外来植物は、オオキンケイギク、セイヨウタンポポ、ヒメジョオン、ハルジオンであるが、これらの種のうち、五合目以上で生育が確認されている種はセイヨウタンポポのみである。

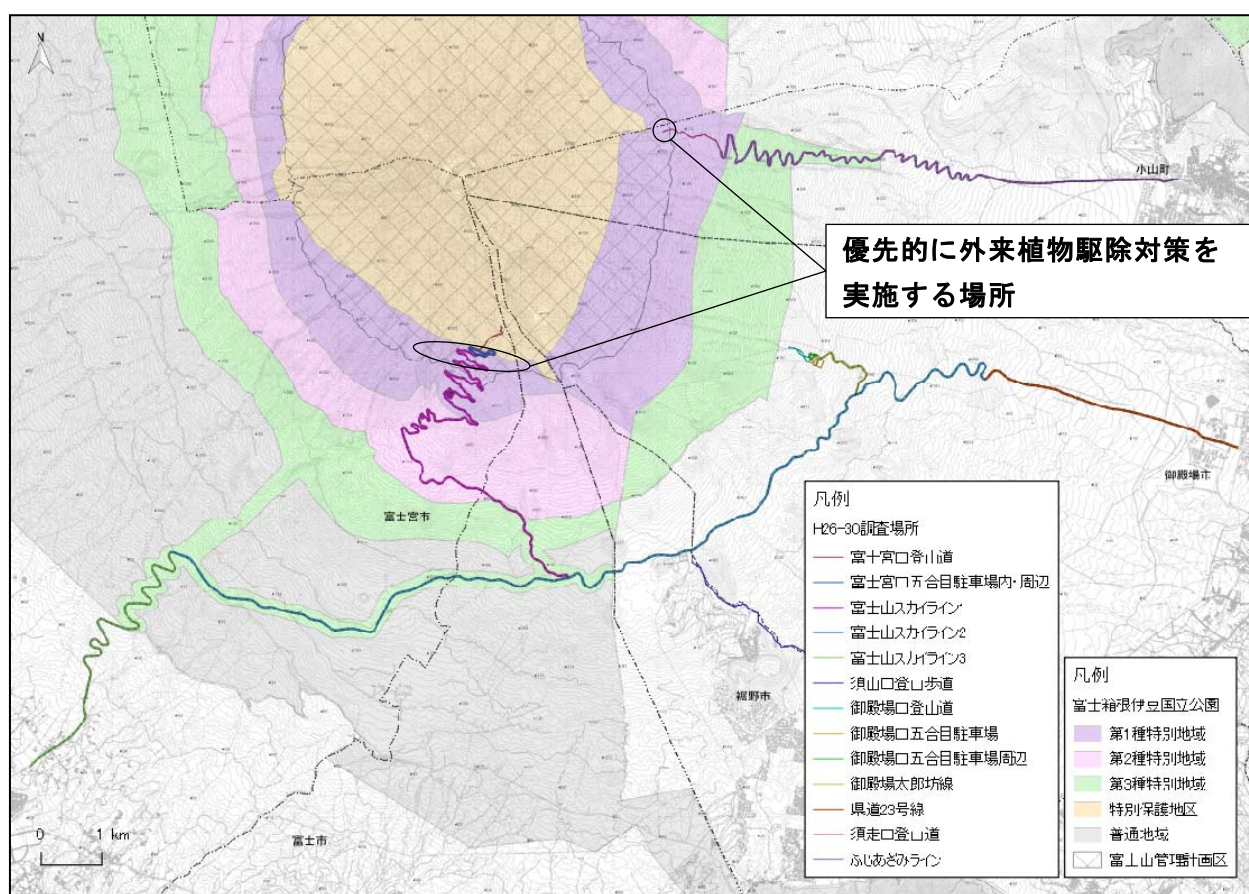


図 4.6.2 保全地域の重要性と優先的に駆除対策を実施する場所

##### (2) 貴重な植物生育箇所

絶滅危惧種等の貴重な植物の生育箇所は、それ以外の場所にくらべて重要性が高いと考えられるが、富士山周辺において外来植物が貴重な植物へおよぼす影響については、既往及び今年度調査であきらになっていない。また富士山周辺の道路脇では定期的に草刈が実施されていることから、外来植物種が貴重な植物を被圧するなど、競合も起こりにくいと考えられる。また、貴重な植物が群生する場所等も確認されていないことから、優先度の評価には用いないこととした。

### (3) 侵略的な外来種分布場所

「種からのアプローチ」により「重点的に駆除対策を実施する外来植物」5種の生育箇所を優先的に実施する。これら5種の生育箇所を

表4.6.1に示す。地域の重要性に加え、確認数量を基準に優先的に駆除する場所を選定することが効果的で目標に沿った駆除が可能になる。

#### 1) ハルザキヤマガラシ

4路線の確認で、確認数量が特に多いのは路線6の須山口登山歩道で、18地点605個体であった。一方、路線3の富士山スカイライン1では比較的確認数量は少ないが、経年的に増加していることから早急な対応が望ましい。

#### 2) オオキンケイギク

2路線（路線10の御殿場太郎防線、路線11の県道23号線）のみの確認で、確認数量も少ないが、早期に駆除することにより分布拡大を防ぐことが可能となる。

#### 3) ハルジオン

8路線で確認し、確認数量が最も多いのは路線5の富士山スカイライン3で、789地点15,987個体であった。

#### 4) ヒメジョオン

9路線で確認し、確認数量が特に多いのは路線4の富士山スカイライン2と路線5の富士山スカイライン3で、それぞれ641地点3,445個体、303地点4,007個体であった。

#### 5) セイヨウタンポポ

10路線で確認し、確認数量が特に多いのは路線4の富士山スカイライン2と路線5の富士山スカイライン3で、それぞれ2,371地点10,849個体、1,849地点7,770個体であった。

表 4.6.1 侵略的外来種の既往調査および今年度の確認状況

種名	路線別の確認数量 [区画数] <地点数> (個体数)																		垂直分布	
	路線 1	路線 2		路線 3		路線 4	路線 5	路線 6	路線 7	路線 8		路線 9		路線 10		路線 11	路線 12	路線 13		
	H26	H26	H30	H26	H30	H27	H29	H27	H26	H26	H30	H26	H30	H26	H30	H29	H26	H26		
ハルザキヤ マガラシ	-	-	-	[2] (2) <2>	[1] (3) <41>	[13] (30) <138>	[8] (13) <104>	[3] (18) <605>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	丘陵帯～ 亜高山帯
オオキンケ イギク	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	[1] (1) <1>	[2] (2) <2>	-	-	-	低山帯
ヒメムカシ ヨモギ	-	-	-	-	-	-	[35] (79) <123>	-	-	-	-	-	-	-	-	[10] (20) <61>	-	[23] (23) <68>	-	丘陵帯～ 低山帯
ハルジオン	-	-	-	[9] (9) <17>	-	[176] (466) <3,300>	[122] (789) <15,987>	[5] (8) <46>	-	[1] (1) <1>	-	-	-	[2] (2) <21>	-	[68] (284) <1,885>	-	[70] (70) <783>	-	丘陵帯～ 亜高山帯
ヒメジョオ ン	-	-	-	[27] (27) <219>	[7] (7) <11>	[218] (641) <3,445>	[102] (303) <4,007>	[4] (11) <28>	-	-	[1] (1) <1>	[1] (7) <14>	[1] (7) <133>	[7] (7) <44>	[8] (15) <778>	[75] (226) <778>	-	[101] (100) <605>	-	丘陵帯～ 亜高山帯
セイヨウタ ンポポ	-	[14] (14) <268>	[16] (68) <384>	[307] (287) <4,242>	[127] (582) <1,565>	[332] (2,371) <10,849>	[138] (1849) <7,770>	[4] (12) <29>	-	-	[2] (2) <3>	[2] (2) <2>	[3] (5) <5>	[27] (27) <120>	[18] (39) <72>	[78] (422) <873>	-	[163] (157) <728>	-	丘陵帯～ 亜高山帯

【路線】

1：富士宮口登山道、2：富士宮口五合目駐車場内・周辺、3：富士山スカイライン 1、4：富士山スカイライン 2、5：富士山スカイライン 3、6：須山口登山歩道、7：御殿場口登山道、  
8：御殿場口五合目駐車場、9：御殿場口五合目駐車場周辺、10：御殿場太郎坊線、11：県道 23 号線、12：須走口登山道、13：ふじあざみライン

#### (4) 市町村別

外来植物対策は、自治体の主導により実施されることを想定し、市町村ごとに優先的に対策を実施する場所を検討した。なお、既往調査及び今年度調査場所は、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町の4市1町にまたがる。

##### 1) 富士宮市

調査場所のうち、富士宮市域に該当する路線は、路線1の富士宮口五合目登山道、路線2の富士宮口五合目駐車場内・周辺、路線3の富士山スカイライン1、路線4の富士山スカイライン2、路線5富士山スカイライン3である。

富士宮市域に該当する箇所でも重要性が高い場所は、国立公園の特別保護地区と国立公園第1種特別地域である。これらの場所は、は富士山麓全体においても、最も重要性が高い場所である。また、登山者や車両の往来も多い場所であるため、外来植物の登山道内への侵入防止や分布の拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は富士宮口五合目駐車場内・周辺を中心に実施することとし、ハルザキヤマガラシ、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリを駆除対象とする。

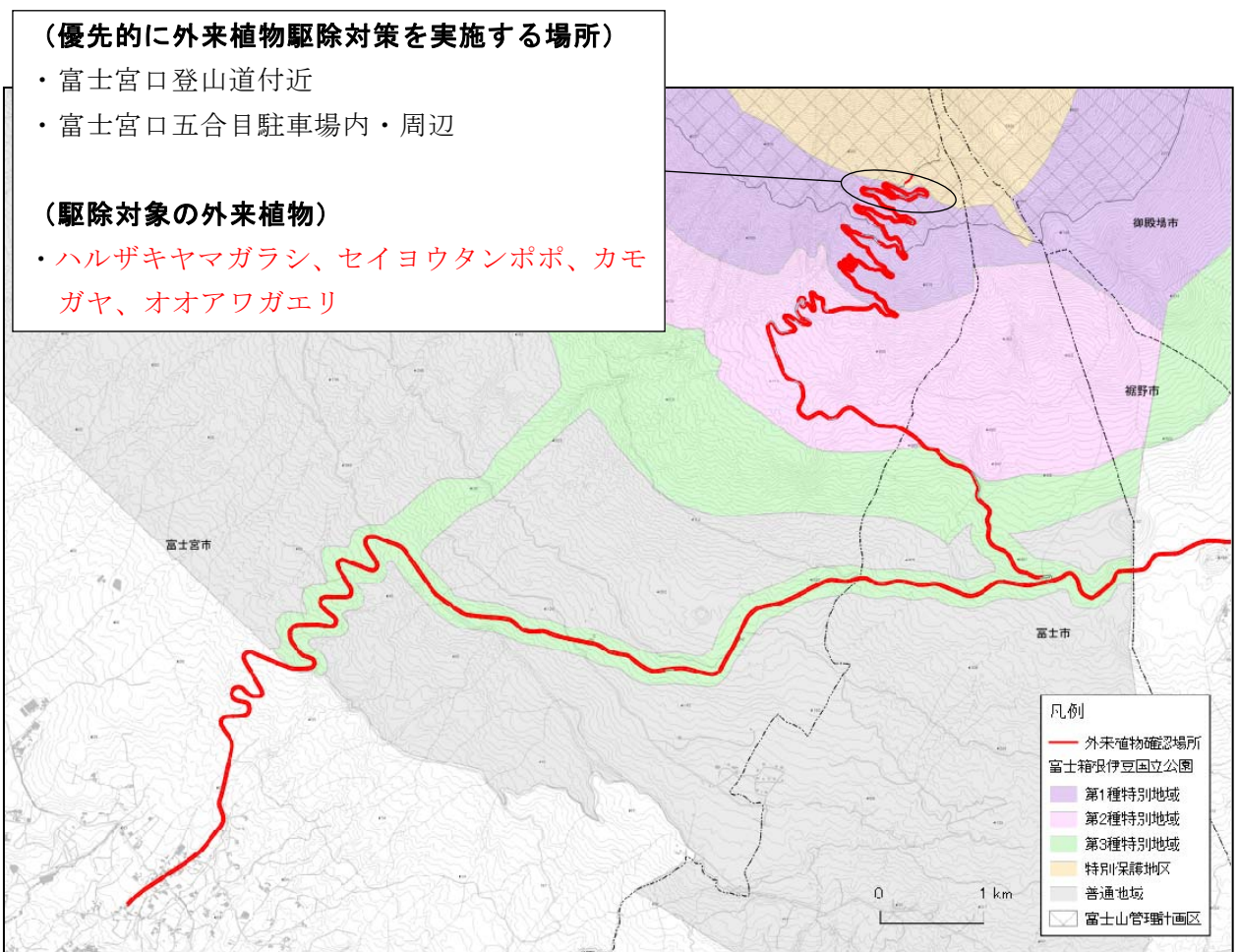


図 4.6.3 富士宮市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

## 2) 富士市

調査場所のうち、富士市域に該当する路線は、路線3の富士山スカイライン1、路線4の富士山スカイライン2である。

富士市域に該当する路線のなかで最も重要性が高い場所は、国立公園第2種特別地域である。また、旧料金所ゲート付近は、富士山スカイライン（登山区間）の玄関口であるほか、ガラン沢～御殿庭～富士宮口五合目へと続く登山道の入り口であるため、標高の高い場所や登山道内への外来植物の侵入や分布拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は国立公園第2種特別地域内及び旧料金所ゲート付近を優先的に実施することとし、ヒメスイバ、セイヨウタンポポ、オオアワガエリ等を駆除対象とする。

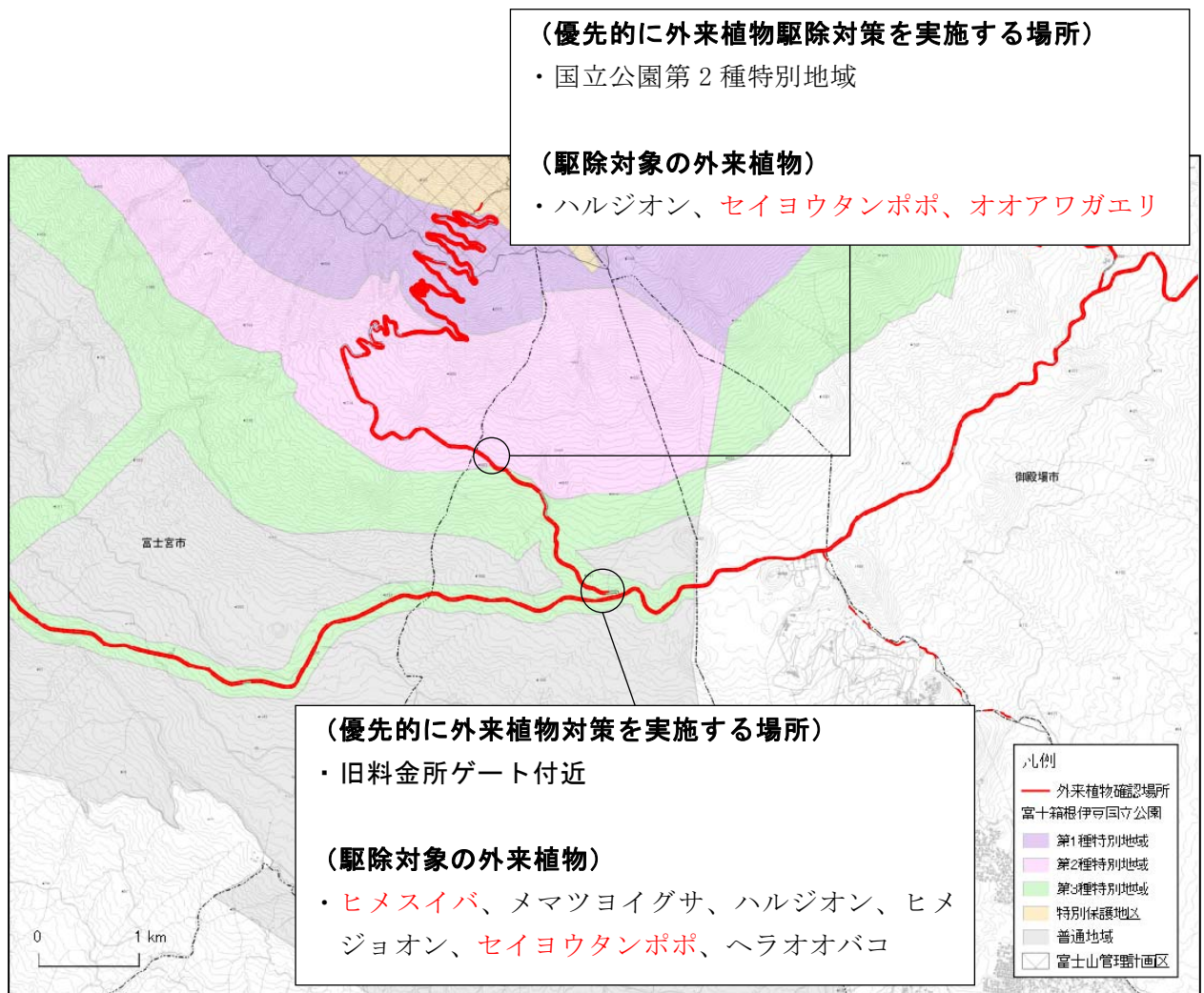


図 4.6.4 富士市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

### 3) 裾野市

調査場所のうち、裾野市域に該当する路線は、路線4の富士山スカイライン2、路線12の須山口登山歩道である。

裾野市域に該当する路線では国立公園などの重要な場所はないが、富士山スカイライン沿いには水ヶ塚駐車場があり、マイカー規制中のシャトルバスの発着場所など登山者の拠点となる場所である。一般の利用や車両も往来も多い場所であることから、標高域への外来植物の侵入や分布拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。また、須山口登山歩道では、ハルザキヤマガラシの分布が著しく、登山歩道が合流する富士山スカイライン付近でもハルザキヤマガラシの生育が確認されている。このため、須山口登山歩道では、ハルザキヤマガラシの分布の拡大防止を目的とした対策の実施が望ましい対応と考えられる。

外来植物対策は水ヶ塚駐車場内・周辺及び須山口登山歩道のハルザキヤマガラシの群生箇所を優先的に実施することとし、ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ等の駆除を実施する。

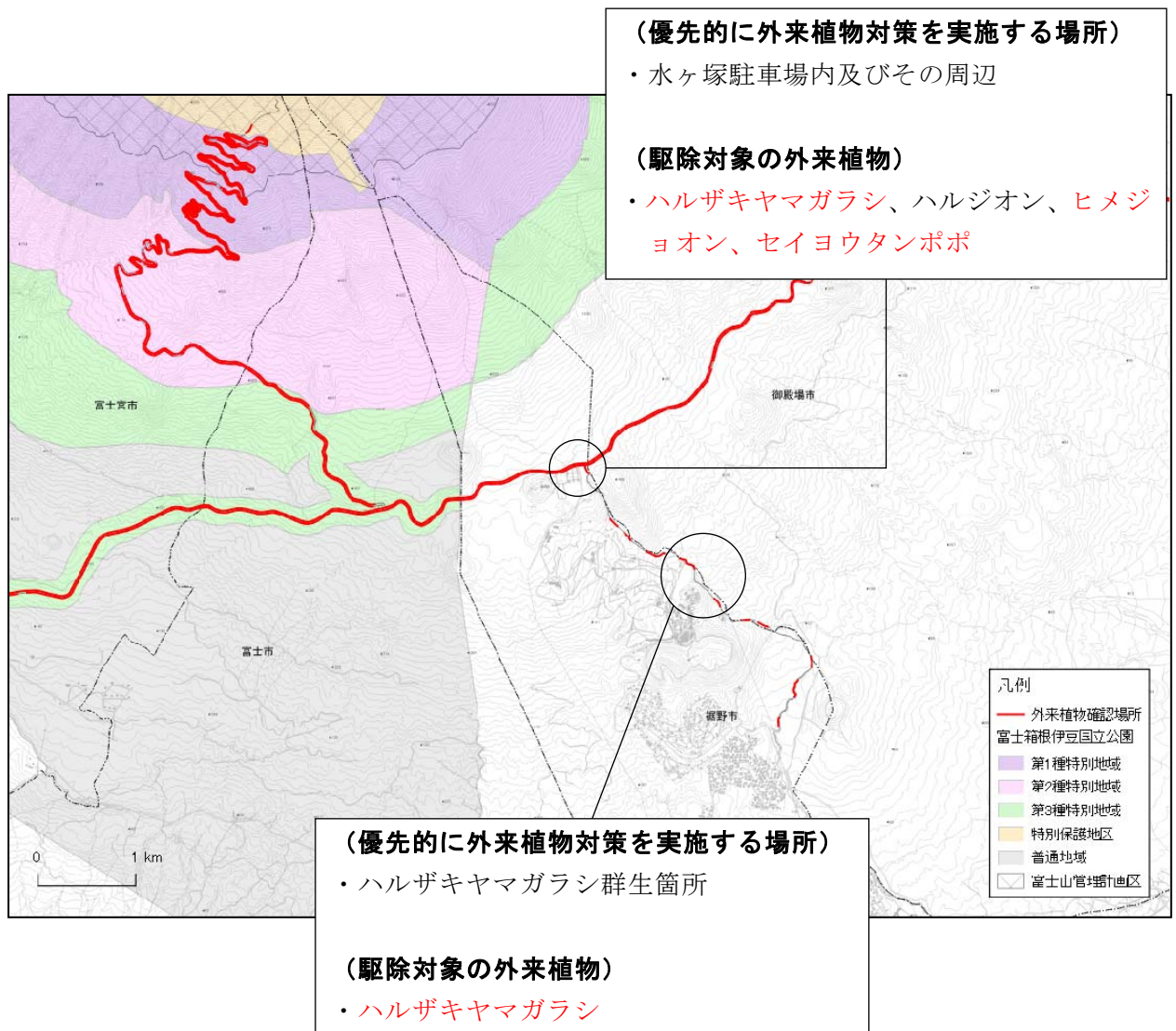


図 4.6.5 裾野市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

#### 4) 御殿場市

調査場所のうち、御殿場市域に該当する路線は、路線7の御殿場口登山道、路線8の御殿場口五合目駐車場、路線9の御殿場口五合目駐車場周辺、路線11の県道23号線である。

御殿場市域に該当する路線では国立公園などの重要な場所はないが、御殿場口登山道や、御殿場口駐車場があり、登山者の利用や車両の往来も多い場所である。このため、標高の高い場所や登山道内への外来植物の侵入や分布の拡大防止を目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

また、御殿場市では、対策優先度が最も高い特定外来生物のオオキンケイギクが確認されていることから、オオキンケイギクについても対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は、御殿場口駐車場及びその周辺、オオキンケイギク生育箇所を優先的に実施することとし、オオキンケイギク、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリ、ナギナタガヤ等の駆除を実施する。

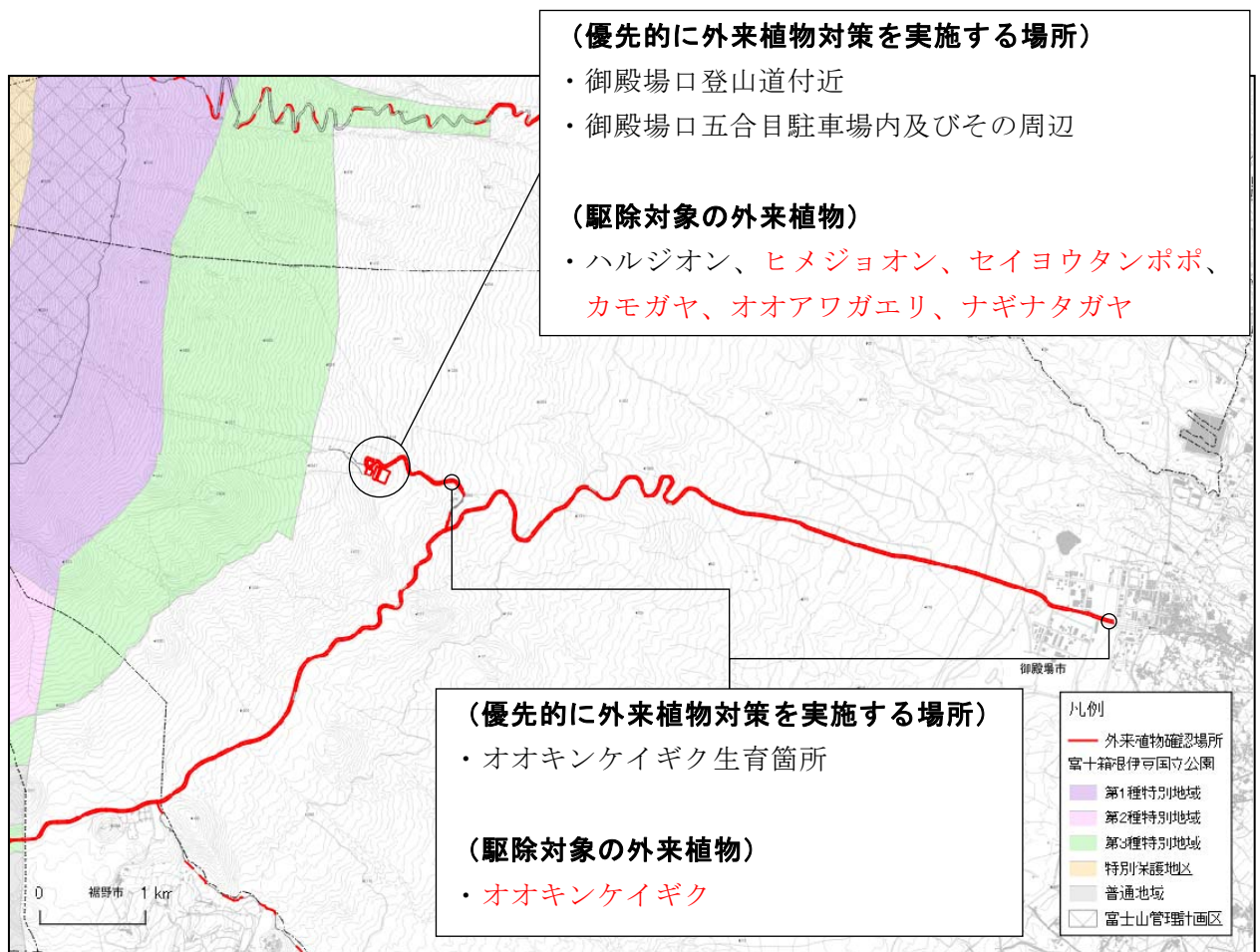


図 4.6.6 御殿場市域において優先的に外来植物対策を実施する箇所

## 5) 小山町

調査場所のうち、小山町に該当する路線は、路線12の須走口登山道、路線13のふじあざみラインである。

小山町に該当する箇所でも重要性が高い場所は、国立公園第1種特別地域であり、これらの場所は、富士山麓全体においても、重要性が高い場所である。また、登山者や車両の往来も多い場所であるため、外来植物の登山道内への侵入防止や分布の拡大を防止することを目的とした対策の実施が望ましいと考えられる。

外来植物対策は須走口登山道、国立公園第1種特別地域を優先的に実施することとし、エゾノギシギシ、セイヨウタンポポを駆除対象とする。また、国立公園第3種特別地域においても、登山道入り口付近の範囲については、より重要性が高い地域への侵入を防止する観点から駆除を実施することを提案する。

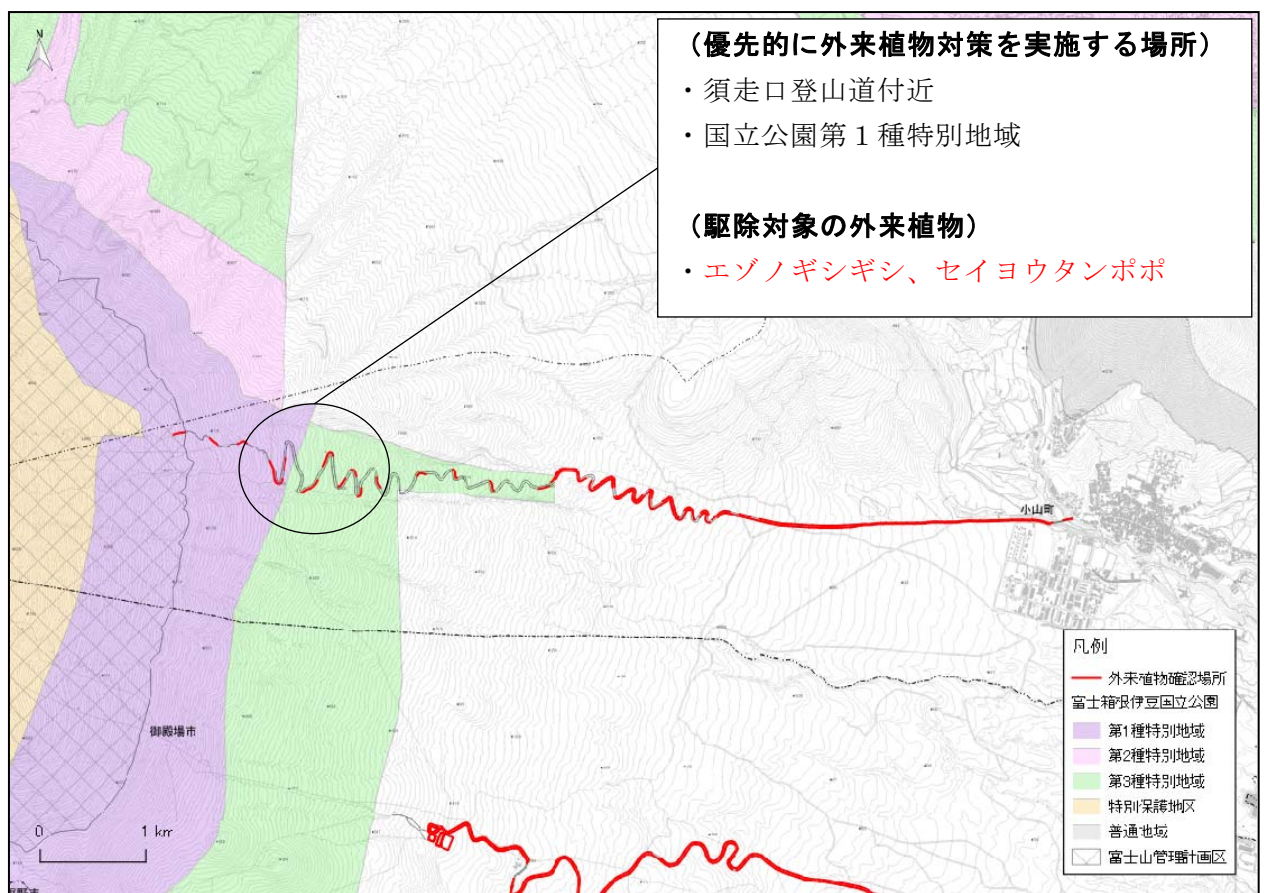


図 4.6.7 小山町域において優先的に外来植物対策を実施する箇所



## 5. 外来植物駆除

### 5.1 外来植物駆除方法

外来植物駆除方法としては、抜き取り、刈り取り・伐採、除草剤を用いた化学的な方法が一般的である（表 5.1.1）。これらの方法は、駆除の対象となる外来植物の生活型や生態的な特性、生育状況、定着状況、駆除を実施する場所に合わせて選択する必要がある。特に除草剤を使用した外来植物の駆除は、周辺に生育する植物や生息する動物にも影響を及ぼすおそれがあるため、慎重に検討する必要がある。また、特定外来生物など法律により移動が禁止されている種もあるため、駆除計画の立案時に関係法令を確認し、適切に対処する。

本業務で確認した外来植物の駆除方法を表 5.1.2 に示す。国立公園内や貴重な植物分布箇所では、可能な限り周辺に生育する植物への影響が低い、抜き取り又は刈り取り・伐採による駆除を実施する。なお、木本類の伐採は主に「伐採」とするが、植物体が小さい場合には「抜き取り」による駆除も検討する。

表 5.1.1 一般的な外来植物駆除の方法

手法	長所	短所	留意点
・抜き取り 種子生産前に人手により抜き取る。	・技術的に実施が容易。 ・選択的な抜き取りにより、他の生物への影響が低い。 ・市民参加で取り組み易い。	・労力がかかる。	・土中に埋土種子が残るため、対策は複数年継続する。 ・多くの人手を必要とするため、地域連携による方法が望まれる。
・刈り取り・伐採 種子生産前に刈り払い機などで、刈り取る。	・抜き取りに比べて労力は小さい。 ・適期に実施することで種子の拡散を防止できる。	・個体そのものは除去されないため、翌年以降も成長・開花する。 ・一様な刈り取りにより、在来種にも影響を及ぼす。	・個体そのものが残存するとともに、土中に埋土種子が残るため、対策は複数年継続する。 ・刈り取り回数が多い場合に開花数を抑制する効果が高いことが報告されている。
・化学的防除 除草剤で個体を枯らす。	・労力は最も小さい。	・周辺環境（混在する在来種、水質、水生生物）への影響回避は困難。	・専用の発泡ノズルを使用するなど、必ず飛散防止対策を行う。 ・除草剤処理後に再生してくる個体の抜き取りが必要。

出典) 河川における外来植物対策の手引き(国土交通省河川課, 2013)より引用、一部改変。



表 5.1.2 本業務で確認した外来植物の主な駆除方法

種名	外来植物選定基準	駆除方法	留意点
オオキンケイギク	特定, 緊急	抜き取り、刈り取り	外来生物法を遵守した対応が必要
イタチハギ	重点	伐採	植物体が小さい場合には抜き取り
コマツヨイグサ	重点	抜き取り	
ツルニチニチソウ	重点	抜き取り	
オオブタクサ	重点	抜き取り、刈り取り	
セイタカアワダチソウ	重点	抜き取り、刈り取り	
セイヨウタンポポ	重点	抜き取り、刈り取り	
ヒメスイバ	その他	抜き取り、刈り取り	
エゾノギシギシ	その他	抜き取り、刈り取り	
ハルザキヤマガラン	その他	抜き取り、刈り取り	
アレチヌスビトハギ	その他	抜き取り、刈り取り	
オオフトバムグラ	その他	抜き取り	
アメリカセンダングサ	その他	抜き取り、刈り取り	
フランスギク	その他	抜き取り、刈り取り	
ヒメジョオン	その他	抜き取り、刈り取り	
ペラペラヨメナ	その他	抜き取り、刈り取り	
メリケンカルカヤ	その他	抜き取り、刈り取り	
ハルガヤ	その他	抜き取り、刈り取り	
オオクサキビ	その他	抜き取り、刈り取り	
シマスズメノヒエ	その他	抜き取り、刈り取り	
ハリエンジュ	産業	伐採	植物体が小さい場合には抜き取り
コヌカグサ	産業	抜き取り、刈り取り	
カモガヤ	産業	抜き取り、刈り取り	
オニウシノケグサ	産業	抜き取り、刈り取り	
ナギナタガヤ	産業	抜き取り、刈り取り	
オオアワガエリ	産業	抜き取り、刈り取り	
マダケ	産業	伐採	
メマツヨイグサ	過年度	抜き取り、刈り取り	
ヘラオオバコ	過年度	抜き取り、刈り取り	
オオアレチノギク	過年度	抜き取り、刈り取り	
ヒメムカシヨモギ	過年度	抜き取り、刈り取り	
ハルジオン	過年度	抜き取り、刈り取り	

注 1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号)

特定：特定外来生物

注 2) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)(平成 27 年 3 月 26 日公表)

緊急：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 緊急対策外来種

重点：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 重点対策外来種

その他：総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) その他の総合対策外来種

産業：適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

注 3) 過年度：平成 26 年度調査で生育を確認した要注意外来生物のうち、生態系被害防止外来種リスト未掲載の種

注 4) セイヨウタンポポは生態系被害防止外来種リストの「外来性タンポポ種群」に該当する。

注 5) マダケは生態系被害防止外来種リストの「モウソウチクなどの竹類」に該当する。

注 6) 外来植物の防除方法は、主に「侵入生物データベース」(国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ：

<http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/index.html>) を参考にした。

## 5.2 外来植物駆除手順

外来植物駆除の主な手順を図 5.2.1 に示す。外来植物駆除実施の際は、駆除対象とする外来植物の周辺に生育する貴重な植物や指定植物を含む、在来植物を損傷しないよう注意が必要である。

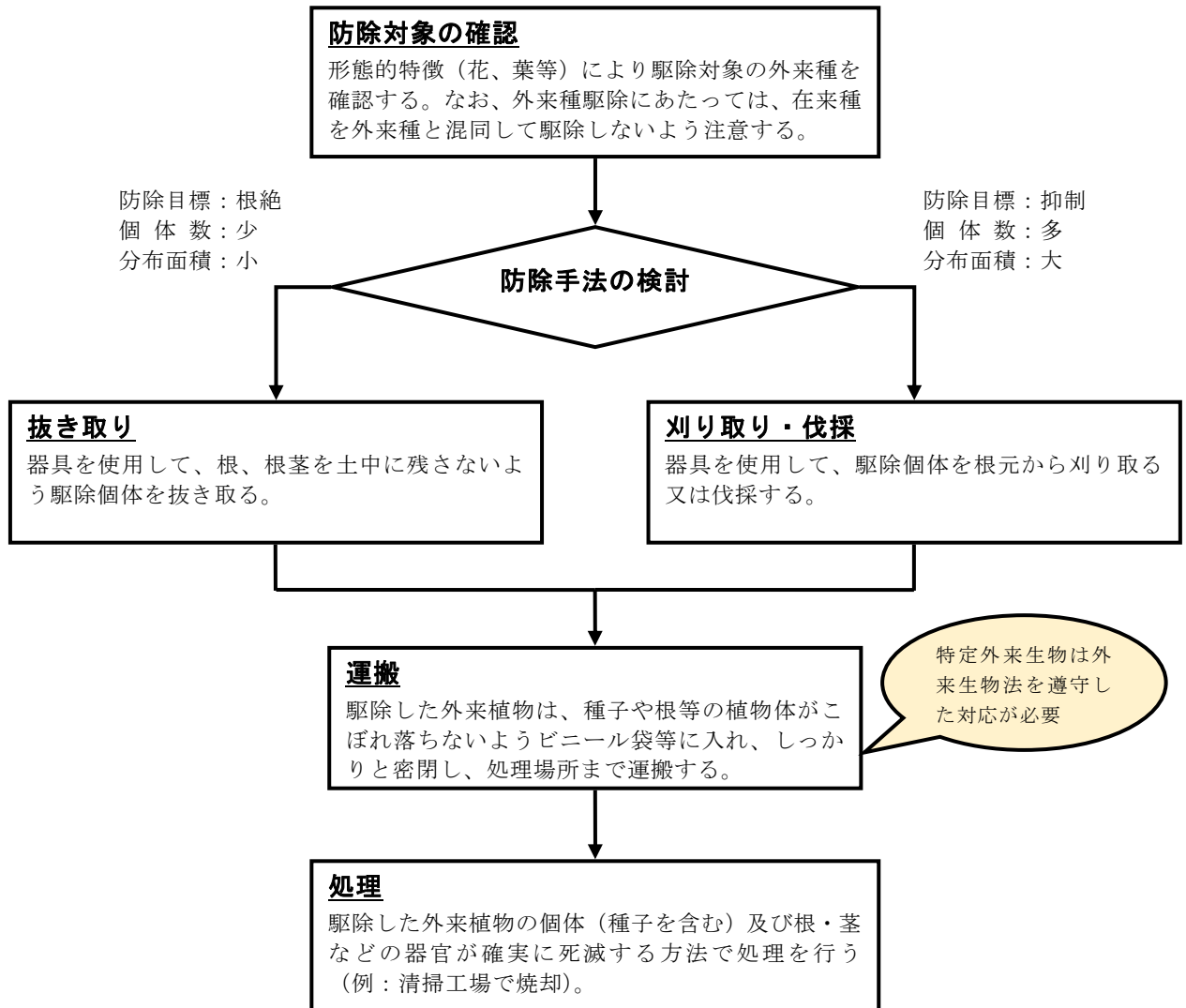


図 5.2.1 主な外来植物駆除手順

### 5.3 外来植物駆除対策実施時期

外来植物の駆除（抜き取り又は刈り取り・伐採）は、主に駆除対象とする個体の確認が容易な時期（開花期等）に実施する（表 5.3.1）。なお、開花期及び個体の確認が可能な時期は図鑑や現地調査時の確認状況からとりまとめたが、駆除作業を実施する年の気候による影響をうけるほか、駆除実施箇所の標高により異なるため注意が必要である。

外来植物の結実前に駆除を実施することにより、種子の拡散を飛散を防止し、外来植物の分布拡大の抑制が可能となるため、可能な限り結実前に実施することが望ましい対応と考えられる。本業務で確認した外来植物の主な駆除対策実施時期（開花期等）を以下に整理した。

表 5.3.1 外来植物駆除対策（抜き取り、刈り取り・伐採）実施時期

種名	駆除対策実施時期												生活型
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
マダケ													常緑高木
ツルニチニチソウ													多年草
セイヨウタンポポ													多年草
ヒメスイバ													多年草
イタチハギ													落葉低木
ヘラオオバコ													多年草
オオアレチノギク													多年草
ヒメムカシヨモギ													多年草
ハルジオン													一年草～多年草
ハルザキヤマガラシ													越年草～短命な多年草
ハリエンジュ													落葉高木
コマツヨイグサ													一年草～多年草
フランスギク													多年草
オオキンケイギク													多年草
ペラペラヨメナ													多年草
コスカグサ													多年草
ハルガヤ													多年草
ナギナタガヤ													一年草
エゾノギシギシ													多年草
メマツヨイグサ													一年草～越年草
ヒメジョオン													一年草
オオアワガエリ													多年草
オオフトバムグラ													一年草
オオブタクサ													一年草
カモガヤ													多年草
オニウシノケグサ													多年草
シマスズメノヒエ													多年草
アメリカセンダングサ													一年草
セイタカアワダチソウ													多年草
オオクサキビ													多年草
アレチヌスビトハギ													多年草
メリケンカルカヤ													多年草

凡例) ■：駆除実施適期（開花期） ■：駆除実施可能時期（個体の確認が可能な時期）

## 5.4 外来植物駆除イベント候補地の検討

既往調査及び今回調査場所周辺で外来植物駆除イベント実施が可能と考えられる場所を抽出し、その付近で生育が確認されている外来植物の確認時期を整理した。また、駆除イベント実施箇所の選定にあたっては、以下の基準に該当することを原則とした。

- ・ 車道を除く場所で、イベント参加者の安全確保が可能であること。
- ・ 駆除イベントの実施が登山者等の他の利用者の妨げとならない場所であること。
- ・ 車両の駐車が複数台可能であること。
- ・ 付近にトイレがあること。

表 5.4.1 既往調査及び今年度調査実施箇所周辺における外来植物駆除イベント候補地

イベント候補地	周辺で生育が確認されている外来植物	過年度の外来種撲滅大作戦実施日	駐車台数	設備情報
高鉢駐車場 (富士宮市北山)	ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリ	平成 28 年 7 月 24 日	20 台	トイレ
御殿場口五合目駐車場 (御殿場市中畑)	ハルジオン、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、ハルガヤ、カモガヤ、ナギナタガヤ	-	500 台	トイレ、電話、売店
水ヶ塚駐車所 (裾野市須山)	ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリ	-	400 台	トイレ、電話、売店
西臼塚駐車場 (富士宮市粟倉)	ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオアワガエリ、シラゲガヤ、ヒロハウシノケグサ	平成 26 年 8 月 9 日	400 台	トイレ

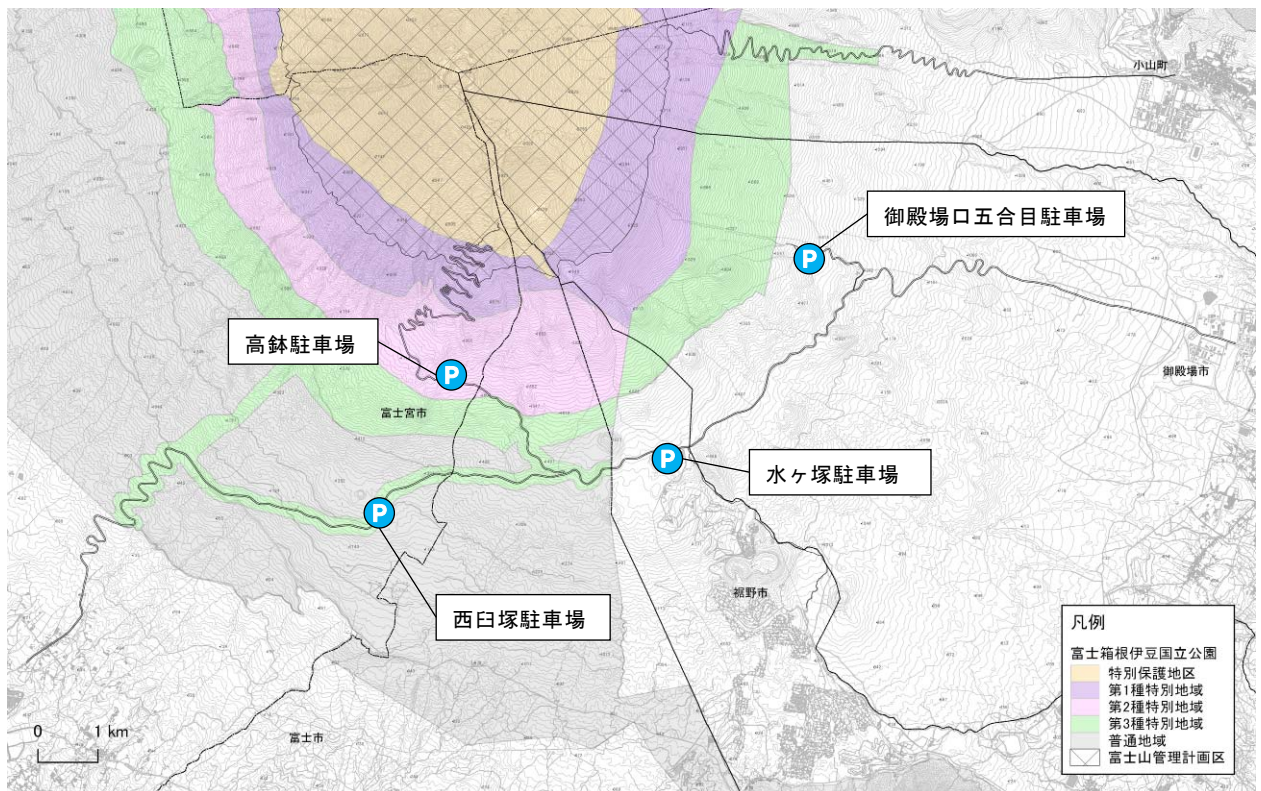


図 5.4.1 外来植物駆除イベント候補地位置図

### 5.4.1 高鉢駐車場

富士山スカイライン（登山区間）の標高約 1,660m に位置する駐車場であり、駐車場や公衆トイレ周辺の草地でハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオアワガエリが確認されている。

平成 28 年 7 月には外来種撲滅大作戦が実施され、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオアワガエリが駆除された。外来種撲滅大作戦実施により駆除対象の外来植物の生育個体数は減少していると考えられるが、根絶には至っていないと考えられることから、イベント実施場所として選定した。

表 5.4.2 高鉢駐車場



高鉢駐車場

(平成 26 年 6 月 3 日撮影)

高鉢駐車場

(平成 26 年 6 月 3 日撮影)

外来種撲滅大作戦の参加者による外来植物駆除

(平成 28 年 7 月 24 日撮影)

外来種撲滅大作戦の参加者による外来植物駆除

(平成 28 年 7 月 24 日撮影)

表 5.4.3 高鉢駐車場で確認された外来植物の駆除対策実施時期

種名	駆除対策実施時期												生活型	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
セイヨウタンポポ														多年草
ハルザキヤマガラシ														越年草～短命な多年草
ヒメジョオン														一年草
オオアワガエリ														多年草

凡例) ■：駆除実施適期（開花期） ■：駆除実施可能時期（個体の確認が可能な時期）

### 5.4.2 御殿場口五合目駐車場

御殿場口五合目の標高約 1,440m に位置する駐車場で、上から第 1、第 2、第 3 の 3 つの駐車場がある。駐車場周辺の草地では、ハルジオン、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、ハルガヤ、カモガヤ、ナギナタガヤの生育が確認されている。ただし、富士山の登山シーズンである夏季には駐車場の利用者が増加することが想定されるため、駐車状況に応じてイベント実施箇所を検討する必要がある。

表 5.4.4 御殿場口五合目駐車場



表 5.4.5 御殿場口五合目駐車場で確認された外来植物の駆除対策実施時期

種名	駆除対策実施時期												生活型	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
セイヨウタンポポ														多年草
ハルジオン														一年草～多年草
ハルガヤ														多年草
ナギナタガヤ														一年草
ヒメジョオン														一年草
カモガヤ														多年草

凡例) ■：駆除実施適期（開花期） ■：駆除実施可能時期（個体の確認が可能な時期）

### 5.4.3 水ヶ塚駐車場

富士山スカイライン（周遊区間）の標高約 1,450m に位置する駐車場で、駐車場周辺の草地で、ハルザキヤマガラシ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カモガヤ、オオアワガエリの生育が確認されている。

ただし、富士山の登山シーズンである夏季には駐車場の利用者が増加することが想定されるため、駐車状況に応じてイベント実施箇所を検討する必要がある。

表 5.4.6 水ヶ塚駐車場



水ヶ塚駐車場

(平成 27 年 7 月 23 日撮影)

水ヶ塚駐車場

(平成 27 年 7 月 23 日撮影)

ハルザキヤマガラシ（水ヶ塚駐車場周辺）

(平成 30 年 5 月 27 日撮影)

ヒメジョオン（水ヶ塚駐車場）

(平成 30 年 7 月 23 日撮影)

表 5.4.7 水ヶ塚駐車場周辺で確認された外来植物の駆除対策実施時期

種名	駆除対策実施時期												生活型	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
セイヨウタンポポ														多年草
ハルザキヤマガラシ														越年草～短命な多年草
ヒメジョオン														一年草
オオアワガエリ														多年草
カモガヤ														多年草



#### 5.4.4 西臼塚駐車場

富士山スカイライン（周遊区間）の標高約 1,240m に位置する駐車場で、富士山スカイラインの両側に 1 箇所ずつの計 2 箇所に存在する。駐車場周辺ではヒメジョオン、セイヨウタンポポ、オオアワガエリ、シラゲガヤ、ヒロハウシノケグサの生育が確認されている。

平成 26 年 8 月には外来種撲滅大作戦が実施され、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、シラゲガヤが駆除された。外来種撲滅大作戦実施により駆除対象の外来植物の生育個体数は減少していると考えられるが、根絶には至っていないと考えられることから、イベント実施場所として選定した。

表 5.4.8 西臼塚駐車場



表 5.4.9 西臼塚駐車場周辺で確認された外来植物の駆除対策実施時期

種名	駆除対策実施時期												生活型	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
セイヨウタンポポ														多年草
ヒメジョオン														一年草
オオアワガエリ														多年草
シラゲガヤ														多年草
ヒロハウシノケグサ														多年草
カモガヤ														多年草

## 6. 今後の課題

### 6.1 外来植物分布調査の継続

行動計画にも記載のあるとおり、外来植物の分布は時間の経過とともに変化することや、新たな外来植物の侵入に対しては、早期発見・早期防除が重要となるため、外来植物の分布調査を継続して実施することが必要と考えられる。

ただし、外来植物の分布調査は、労力及び費用が必要であることから、調査場所は森林限界付近、各登山道の五合目付近（富士宮口、御殿場口、須走口）、高標高域を重点的に実施する。また、調査頻度は5年に1度程度とし、調査回数は本業務と同様に春夏秋の3回実施し、季節の変化にともなう外来植物の状況を把握することが望ましい。

### 6.2 富士山地域における国内由来の外来植物選定

生態系被害防止外来種リストでは、国内由来の外来植物として「高山帯のオオバコ」が掲載されている。また、紺野ほか(2015)によると、山梨県の富士スバルラインの路傍において実施された外来植物の調査では、国内由来の外来植物としてウシノケグサ、ヨモギ、オオバコの3種があげられており、特にオオバコは高山帯の在来植生への侵入の危険性が報告されている。しかし、低標高域から高標高域まで連続的に分布する在来植物をどの標高から国内由来の外来植物として扱うのか明確にはされていない。

国内由来の外来植物による問題は、静岡県においても生じる可能性があるため、五合目付近の高標高地において本来低標高域に生育する在来種の侵入状況を調査し、そのうちどの種を国内由来の外来植物として選定するのか検討する必要がある。国内由来の外来植物の選定は学識経験者にヒアリング等を実施し、決定することが望ましい。

### 6.3 調査対象とする外来植物の検討

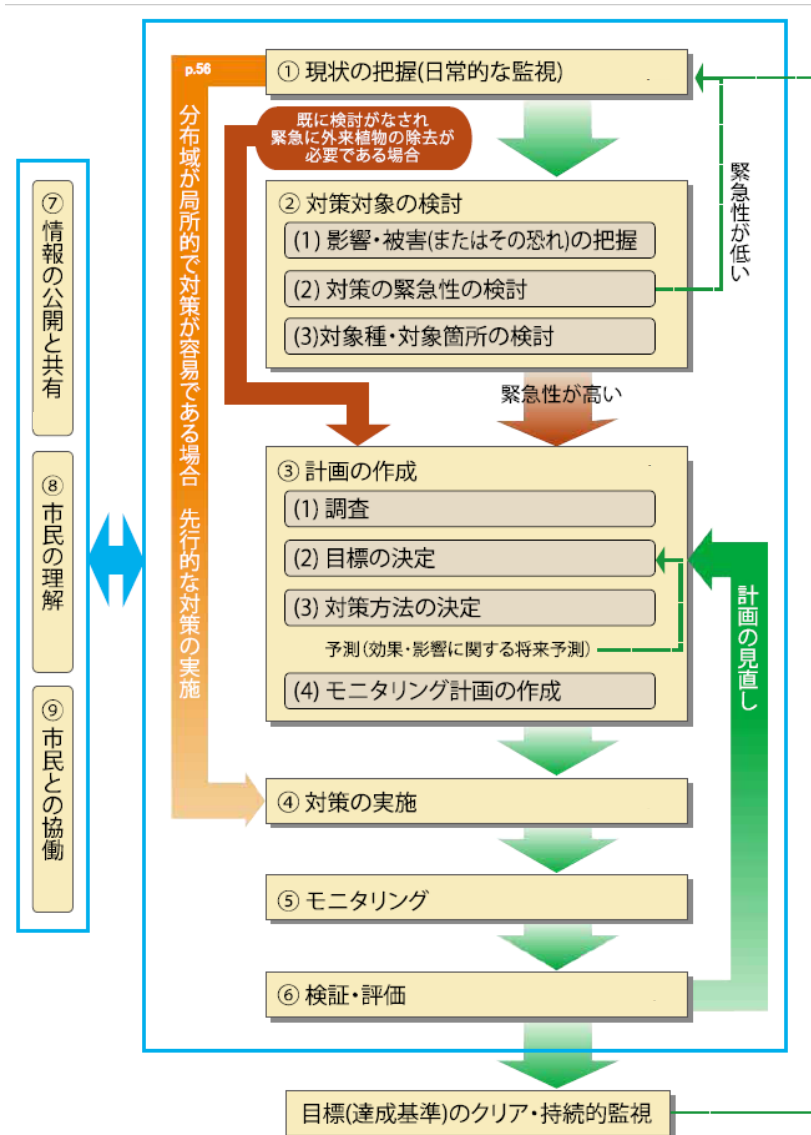
平成26年度調査では特定外来生物、要注意外来生物、平成27年度、平成29年度調査では、特定外来生物、生態系被害防止外来種、過年度調査で調査対象としていた外来植物5種（メマツヨイグサ、ヘラオオバコ、オオアレチノギク、ヒメムカシヨモギ、ハルジオン）、平成30年度は特定外来生物、生態系被害防止外来種について調査を実施したが、これらの基準に該当しない外来植物については、分布の調査が実施されていない。生態系被害防止外来種リスト未掲載種については、掲載種と比較して生態系へ及ぼす影響は低いと評価され、リスト作成時に除外されたものも含まれるが、富士山地域において特に保護地域として優先度の高い、五合目（標高2,200m以上）については、リスト未掲載種や国内由来の外来植物についても分布調査の実施が望ましい対応と考えられる。

ただし、外来植物の調査対象種を増やすに伴い、調査人員、調査日数も増やす必要があるため、調査に要する費用等を含めた検討が必要である。

## 6.4 外来植物防除対策の実施

「優先度を踏まえた外来植物対策」及び「外来植物駆除方法」の検討結果に基づき、防除活動を実施することが必要と考えられる。防除活動の実施にあたっては、地元住民や県内の学識経験者などの協力を得ながら実施する。

なお、外来植物の多くは、種子に休眠性があることや、残存した根茎から再生するため、複数年継続した駆除が必要である。外来植物駆除後にはモニタリングを実施し、駆除効果の評価・フィードバックを行い、順応的に駆除を実施することが望ましいと考えられる。



出典：河川における外来植物対策の手引き（国土交通省河川課，2013）

図 6.4.1 順応的管理による外来植物対策の進め方